

砥 部 町 議 会
令 和 8 年 第 2 回 定 例 会
会 議 録

令和 8 年第 2 回砥部町議会定例会（第 1 日）会議録

招 集 年 月 日	令和 8 年 6 月 11 日			
招 集 場 所	砥部町議会議事堂			
開 会	令和 8 年 6 月 11 日 午前 9 時 30 分 議長宣告			
出 席 議 員	1 番 大平将司 2 番 木下いずみ 3 番 佐野沙知 4 番 高橋久美 5 番 日野恵司 6 番 木下敬二郎 7 番 柿本 正 8 番 東 勝一 9 番 原田公夫 10 番 小西昌博 11 番 佐々木公博 12 番 松崎浩司 13 番 佐々木隆雄 14 番 西岡利昌 15 番 三谷喜好			
欠 席 議 員	なし			
地 方 自 治 法 第 121 条第 1 項 の 規 定 に よ り 説 明 の た め 会 議 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	町 長 古谷崇洋 副町長 門田敬三 教育長 大江章吾 総務課長 堀潤一郎 企画財政課長 森本克也 地域振興課長 善家孝介 商工観光課長 佐々木毅 税務課長 藤田泰宏 保険健康課長 岩田恵子 介護福祉課長 白形大伸 子育て支援課長 伊達定真 建設課長 門田 作 農林課長 大内丈夫 町民課長 土居 透 上下水道課長 松田博之 会計管理者 古川雅志 学校教育課長 松田 勲 社会教育課長 山本勝彦			
本会議に職務のため出席した者の職氏名		議会事務局長 小中 学 専門員兼庶務係長 酒井英生		
会 議 録 署 名 議 員 の 指 名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。 3 番 佐野沙知 4 番 高橋久美			
傍 聴 者	10 人			

令和8年第2回砥部町議会定例会議事日程 第1日

・開 会

・開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

・散 会

令和 8 年第 2 回砥部町議会定例会

令和 8 年 6 月 11 日（木）

午前 9 時 30 分開会

○議長（東勝一） ただいまから、令和 8 年第 2 回砥部町議会定例会を開会します。町長から招集の挨拶があります。古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 令和 8 年第 2 回定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、公私とも何かとお忙しい中、御出席を賜り、町政運営に関わる重要案件につきまして、御審議賜りますことに対し、厚く御礼を申し上げます。まず、御報告とお詫びがございます。本町指定ごみ袋の容量標記について点検させていただいたところ、実際の容量とごみ袋に表記している容量に乖離があるものがあることが判明をいたしました。このたびは、住民の皆様にご迷惑と御心配をおかけしたことを、深くお詫び申し上げます。さて、去る 5 月 17 日、天皇皇后両陛下の御臨席を賜り、第 76 回全国植樹祭が盛大に開催されました。両陛下の温かい御心に触れ、豊かな緑を次世代へとつなぐ決意を新たにすることは、本町にとっても大きな喜びであり、深く感銘を覚えたところでございます。しかしながら目を世界へ向けますと、緊迫の度を増すイラン情勢と、それに伴うホルムズ海峡の封鎖など、国際情勢は予断を許さない緊迫した局面にあります。原油高やエネルギー価格の高騰、物価高は我が国の地域経済や町民生活に深刻な影を落としており、地方自治体としても一刻の猶予もない、機敏な舵取りが求められております。こうした中ではございますが、私たちは自然の猛威にも直面いたしました。先般の台風 6 号は各地に甚大な爪痕を残し、我が町でも倒木被害などが確認されました。去る 6 月 2 日には四国地方の梅雨入りが発表され、地盤が緩んでいる中で長雨の季節到来は、さらなる警戒が必要です。「災害は現実の危機である」との認識のもと、本定例会には安全・安心な町づくりを加速させるための補正予算案を上程しております。防災・減災対策として、高尾田雨水排水対策事業における排水機場造成工事に着手するほか、公共施設のエレベーター内への防災キャビネットを設置する経費などを計上し、町民の皆様の生命と財産を守り抜く体制を万全にしていまいります。また、資材高騰に対応しつつ麻生小学校放課後児童クラブ建設事業を着実に推進し、「誰一人取り残さない」人に優しい町づくりを目指してまいります。それでは、本定例会に提案させていただきます議案について申し上げます。専決処分の承認が 4 件、繰越計算書の報告が 2 件、条例改正に関する議案が 1 件、補正予算が 3 件、農業委員会委員の任命が 14 件となっております。詳細につきましては、議案審議の場で御説明させていただきますので、御議決賜りますようお願い申し上げ、開会の御挨拶とさせていただきます。何とぞよろしくお願いいたします。

~~~~~

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（東勝一） これから、本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規

定により、3番佐野沙知議員、4番高橋久美議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（東勝一） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る6月4日開催の議会運営委員会において、本日から19日までの9日間としております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から19日までの9日間と決定いたしました。

~~~~~

## 日程第3 諸般の報告

○議長（東勝一） 日程第3、諸般の報告を行います。まず、地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので、御報告をします。次に、監査委員より4月末日の例月現金出納検査について、良好であった旨の報告がありました。次に、本日まで受理しました請願は、お手元に配りました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。委員会の審査報告は、19日の本会議でお願いします。次に、委員会の委員派遣について御報告します。議会運営委員会が5月12日から13日まで、香川県宇多津町、香川県直島町において、議会運営・議員活動についての視察研修を行った旨の報告がありました。以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 行政報告

○議長（東勝一） 日程第4、行政報告を行います。本件については、主要な事項について報告を求めます。門田副町長。

○副町長（門田敬三） 令和8年3月議会後からの行政報告を行います。総務課。（1）4月27日、ETPホールディングス株式会社、愛媛トヨタ自動車株式会社及び愛媛トヨペット株式会社と災害時における車両提供に関する協定を締結いたしました。また、公用車に常備可能な車中泊避難用セット20組の寄贈を受けました。（2）5月9日、出水期に備え、重信川河川敷で水防工法訓練を開催し、消防団員など123人の参加がありました。企画財政課。3月2日から5月18日までの落札の状況です。入札件数43件、設計総額2億5,334万円、落札総額2億1,925万8,000円、落札率86.5%。内訳は表のとおりです。次のページをお願いします。商工観光課。（1）4月18日、19日の2日間、陶街道ゆとり公園で第41回砥部焼まつりを開催し、約7万8,000人の来場がありました。（2）5月23日、24日の2日間、松山市の花園町通り商店街で、窯元との対面販売方式による砥部焼まつりを開催し、約2万1,000人の来場がありました。子育て支援課。5月1日現在の学級編制です。保育所の総園

児数は175人、部屋数は12室。認定こども園の総園児数は69人、部屋数は5室。幼稚園の総園児数は26人、部屋数は3室。放課後児童クラブの総児童数は308人、クラブ数は9クラブです。各施設の詳細は、2ページから3ページにかけての表のとおりでございます。農林課。5月17日、愛媛県総合運動公園で、本県では60年ぶりとなる「第76回全国植樹祭」が開催されました。式典の「お手播き」に麻生小緑の少年団が参加し、砥部焼の器に入った種子等を天皇皇后両陛下にお渡ししました。また、両陛下は植樹祭への御臨席に併せて、町内のとべ動物園と窯業技術センターを御訪問されました。次のページをお願いします。学校教育課。(1) 5月1日現在の学級編制です。小学校の総児童数は949人、学級数は44学級。中学校の総生徒数は512人、学級数は17学級です。各小中学校の詳細は表のとおりです。(2) 5月12日、砥部中学校で砥部アマチュア無線クラブの協力の下、国際宇宙ステーションに滞在している宇宙飛行士と生徒がアマチュア無線を使用して直接交信を行う特別授業を実施しました。社会教育課。主要工事の進捗状況です。文化会館舞台機構設備改修工事の5月末時点の進捗率は2.1%となっています。以上で行政報告を終わります。

○議長（東勝一） 以上で行政報告を終わります。

~~~~~

#### 日程第5 一般質問

○議長（東勝一） 日程第5、一般質問を行います。質問は一問一答とし、質問時間は35分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位の御協力をよろしくお願いします。また、理事者におかれましては、議員の質問に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げ、議長の許可を受けてから発言をしてください。それでは質問を許します。1番大平将司議員。

○1番（大平将司） 議席番号1番、大平将司でございます。通告に従い2点質問いたします。まず1点目、砥部町都市計画マスタープランの策定について質問いたします。令和7年第2回定例会、6月の一般質問において、国道33号沿線の拾町交差点から運動公園入口交差点までの区域について、建築条件が厳しく建物が建てにくい状況にあることを指摘いたしました。その改善に向け、都市計画の見直しを行うため、都市計画マスタープランの策定及び担当部署・担当者の配置を提案いたしました。これに対し、町長からは都市計画マスタープランと立地適正化計画を同時に策定する考えであり、愛媛県との調整を進めながら、必要な作業やスケジュールの洗い出しを行っているとの答弁をいただきました。また、今年度当初予算においては、都市空間情報デジタル基盤構築支援事業として4,000万円が計上され、都市計画図の更新や3D都市モデルの整備など、都市計画分野のデジタル化推進が図られております。さらに、建設課に都市計画係が新設されたことにつきましても、迅速に対応いただいたものと評価しておりますが、1、現在、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画についてどのようなスケジュールで策定を進めている予定なのか、2、町として具体的な工程表やスケジュール表は作成しているのか、さらに、いつ頃の完成を目標としているのか、以上2点について、町長の御所見をお伺いいたします。次に中央公民館の今後のあり方について

て、2点質問いたします。まず1点目。本町に中央公民館が建設されて以来、長年にわたり、地域活動や文化活動をはじめ、成人教育、子どもの体験活動、家庭教育に関する学習機会の提供など、様々な役割を果たしてきました。しかしながら、近年は町民ニーズや地域課題が多様化し、生涯学習活動に対する選択肢も広がるなど、社会教育行政を取り巻く環境は、大きく変化しております。そのような中、中央公民館の今後のあり方や機能について、見直しを検討する時期にきているのではないかと考えております。また、現在は利用頻度が低い状況も見受けられることから、利用率向上を図るためにも、既存施設を活用しながら、町民ニーズに加え、有識者や専門家の意見も取り入れた機能改善や施設運営の方向性について、計画的に検討を進める必要があると考えますが、1、中央公民館の今後のあり方について町として計画を策定する考えはあるのか、2、防音設備工事を含め、カラオケなどにも対応できる音響設備の整備について検討していただけないか、以上2点について、町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 大平議員の御質問にお答えをします。初めに、都市計画マスタープランの策定についての御質問ですが、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定に向けて、都市計画係を中心に体制を整え、関係予算の確保や策定済みの近隣市町を訪問し、工程や具体的な手続きに関するヒアリングを行い、現在分析及び情報収集を進めているところでございます。まず1点目の策定スケジュールについてですが、今年度は国への関係予算の要望と計画策定に向けた事前準備を行い、令和9年度から計画の策定に着手する予定で進めております。次に、2点目の工程表などについては、現在、整理を行っている段階ですが、先行事例も参考にしつつ、完成は令和11年度を目標としています。なお、スケジュールなどの素案ができましたら、全員協議会で説明をさせていただきます。本町は、県内でも後発な計画策定となりますが、それを強みに変えるため、時間をかけながら先行事例を十分に分析し、社会環境の変化を先取りした戦略的な計画が策定できるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。次に、大枠2点目の中央公民館の今後のあり方についての御質問ですが、公民館の設置に関しては、社会教育法に基づき設置しているもので、公民館の設置及び運営に関する基準に基づき、地域の学習の拠点として、また奉仕や体験活動などの学習機会の提供や、情報の発信などの事業を行っております。現在、中央公民館では、歌謡クラブ、ギタークラブ、尺八クラブなどの音楽活動や、陶芸教室、書道教室、茶道教室などの文化活動を年間を通して行っているほか、英語教室、歴史講座、国際交流事業、青少年育成事業など多様な学習機会を提供しております。ただ、急速に変化する社会に対応するため、今後の公民館の役割としまして、従来の集会や講座等の学習の提供に加え、人と人をつなぎ、地域課題を住民と共有しながら、解決する役割も求められております。中央公民館施設は、令和元年度に耐震補強を中心とした大規模改修を終えましたが、当時から公民館の有効活用が大きな課題の一つに挙げられておりましたので、幅広い年代をターゲットとした事業展開や文化教室の新陳代謝を進めてまいりました。また、昨年度から夏休みの学習の場として開放するとともに、今年4月からは宮内地区の児童施設を補完するため、子どもの居場所

づくりとして、講堂及び体育館を部分的に開放し、5月までの2か月間で小学生を中心におよそ1,200人が利用しております。さらに、高齢者が公民館で自主的に活動する場として公民館を活用する計画も併せて進んでおります。御質問の公民館のあり方に関する計画は、教育委員会が担うべきものと認識しておりますが、御承知のとおり、地方公共団体の長は教育委員等と総合教育会議において、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めると法律で定められております。現段階では将来的なビジョンは必要かと思いますが、計画の策定までは考えておりません。したがって、2点目の質問である防音設備のある音響設備につきましても、住民のニーズや費用対効果を含めまして、教育委員会と協議を重ねてまいりたいと考えております。以上で大平議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 大平議員。

○1番（大平将司） 先ほど答弁におきまして、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画については、令和11年度をめどに策定を進める予定であるというふうにお聞きいたしました。また工程表やスケジュール表については、現在作成中ということで答弁をいただきました。都市計画案のマスタープランは、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けたまちづくりの方向性を示す重要な計画でもあります。また、人口減少や少子高齢化などの社会構造の変化、さらには自然災害のリスクへの対応が求められる中、持続可能で活力ある地域づくりを進める上で、その役割もますます重要になっているものと考えています。そこで2点質問いたします。まず1点目です。都市計画マスタープランは、町議会の議決を経て定められた砥部町の基本構想及び都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即して長が定めるものとされております。そのため、法の趣旨を踏まえ、都市計画マスタープランの策定に着手する前段として、都市計画の基本構想については議会の議決を経て進めたいと考えております。いつごろ実施してしていく考えなのかも含め、町長の御所見をお伺いいたします。次に2点目であります。都市計画マスタープランは、先ほど令和11年度を想定した計画とのことですが、住民意見の反映や議会との情報共有なども含め、丁寧な議論を重ねながら進めることが重要であると考えております。また都市計画マスタープランの案を作成する際には、公聴会の開催など住民の意見を反映するために必要な措置を講ずることとされております。一般的には策定委員会の設置、住民説明会、アンケート調査など実施しながら策定を進める自治体が多い一方で、十分な住民参加の機会を設けない事例も見受けられます。そのため、現在作成中である工程表やスケジュール表においても、策定委員会の設置、住民説明会、アンケート調査、議会への情報共有などを工程として位置づけていただき、十分な検討期間を確保した上で、無理のないスケジュールで進めたいと思いますが、町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 大平議員の御質問にお答えします。まず具体的なですね、問題点等を指摘いただきまして、貴重な御提言をいただきありがとうございます。マスタープランに関してですが、こちらは条例上の議決事項では本質的にないというものでございますが、それ

とですね、議会の皆様の合意を得るということは、別の話であるというふうに思っております。ですので、全員協議会であったり様々な機会を得まして、今日のお集まりの皆様にもですね、情報共有を行いながらですね、進めていきたいという思いを持っております。本当にですね、マスタープランというものは、今後20年先のまちづくりの姿を見据えたものを作っていくというものが大前提になりますので、丁寧な事前説明と進捗報告をさせていただきながら、納得いく計画づくりを共に進めていきたいというふうに考えております。次に2点目ですけれども、住民の皆様の声というところでございますが、このですね、策定に関しましても委員会を設置し、そして住民アンケートを行っていくということもですね、本当に今工程表を作っている段階ではありますが、十分にそれですね、検討の対象としております。いかにこれから人口減少が進んでいく社会においても、町民の皆様がこんな町にしたいという思いをですね、しっかりと拾い上げて、なおかつそれを計画に反映させていくことが必要であるというふうに考えておりますので、そのあたりもしっかりと留意をしながら進めていきたいというふうに考えております。以上で大平議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 大平議員。

○1番（大平将司） 十分な協議を基に進めていただけるというふうに、前向きに答弁いただきましてありがとうございます。目に見える形で成果につながることを期待しております。ありがとうございます。1問目の質問はこれで終わります。2点目、中央公民館の今後のあり方について、計画策定をしないという御答弁をいただきました。ただ、中央公民館は先ほど町長も言いましたように、社会教育法に基づく社会教育施設として整備運営されている施設ではありますけれども、本町のような人口規模の自治体においては、用途ごとに特化した施設を新たに整備することは、財政面から見ても容易ではないとちょっと考えております。今後、運営のことを計画するに当たってはですね、中央公民館は単なる社会教育施設としてだけではなく、縦割り行政にとらわれない横断的な活用についても検討をいただきたいと考えております。例えばですけれども、現在議論が進められております、部活動の地域移行や民間委託に関した活動拠点としての活用、さらには児童福祉、高齢者福祉、多世代交流など多分野とも連携した多用途型の施設としての可能性についても検討していただけないか、町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 大平議員の御質問にお答えをいたします。確かにですね、建て付けでいうと、社会教育法に基づくというところではあるんですけれども、おっしゃったようにですね、本当に多様な活用方法があるのではないかとということで、今もですね、本当に各課と協議を進めているところであります。具体的に申し上げますと、まず高齢者福祉の観点でいうと、砥部地区と麻生地区にはお年寄りの方が地域の方と一緒にやるカフェがあったんですが、宮内地区はないということが問題となっておりました。ですから、そのカフェの場として中央公民館を開放できないかということですね、もう具体的に担当課と協議をしております。その一部ではですね、カラオケの需要もありましたので、中央公民館でそういったカ

フェと含めて、そのお年寄りの方が集っていただけるような場所になるよう、今工夫と検討を重ねているところでございます。子どもの居場所としてもですね、開放して十分な人が来ているなと思うんですが、そこにもやっぱりプラスアルファをしていきたいということでですね、協定を結んだ法人と今ですね、夏頃にそういったスポーツ体験みたいなものも始める予定となっております。ですので本当に社会教育施設という建て付けではありますが、本当に様々な活用方法があるということで、職員も前向きに捉えておりますので、ぜひこういったこともですね、住民の皆様、そして議員の皆様から御意見いただきながら、もっと多用途に、そして自由に、そして気楽に使えるような施設になるように、これから検討していきたいなというふうに考えております。以上です。

○議長（東勝一） 大平議員。

○1番（大平将司） 今言っていたように、社会教育施設でもありますけれども、そういった多用途に考えていただいて、カフェの場だったりカラオケの場だったり考えていただけるということで、ありがとうございます。今後もそういうふうに進めていただけたらと思います。次に2点目、防音設備工事や音響設備に対しての整備についてなんですけれども、住民のニーズや費用対効果を含めて協議をしていっていただくということを言っていました。この実際の利用者のニーズもそうなんですけれども、施設機能については専門的な視点からも検討が必要じゃないかなというふうには考えておりますので、そのあたりも専門的な方々の意見も取り入れながら、進めていっていただけたらなとは思っています。本日いただいた前向きな御答弁が、町民の皆様にとって目に見える形で成果につながることを期待しております。引き続き、住みやすい魅力ある砥部町づくりに取り組んでいただくことをお願い申し上げて、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（東勝一） 大平議員の質問を終わります。15番三谷喜好議員。

○15番（三谷喜好） 15番三谷でございます。今日は、ちょうど暦の上では入梅でございますが、愛媛県では、もう既に梅雨に入っております。私も死亡適齢期を迎えまして、いつ死んでも構わん年になりました。でも私が最も愛するクラゲ、ベニクラゲというのは、死にかけると元気になるんですね。このベニクラゲにならって、私も頑張りたいと思っておりますけれど、いかんせん能力不足でございまして、これから今日行く皆さん、明日行く皆さんの一般質問から見れば、本当に弱い質問だとお笑いになろうと思いますが、しばらくお付き合いをいただきまして、私の限られました、与えられました時間を過ごしたいと思っております。今御案内のように、アメリカにおいて、民主主義の国として私どもは信用しておりましたけれど、トランプさんが自らの、自分が自分を裁判にかけとる事例がございます。こんな国がない、そうしてトランプさんによって世界中の物価が上がったことも事実でございます。こういう中であって、今世界中が本当に物価上昇で悩んでおります。私どももこれについては十分目を向けて、なぜこういうことが起こったのか、戦争で物事は絶対解決しないということを私どもは経験しております。これは声を大にして申し上げたいと思うのでございます。そして国においては、いよいよ国民投票が行われようとしております。また、先般発表されました皇室典範というのが改正されて答申されましたが、皆さん一般の人は、愛子さんが天皇

になるんじゃないかという期待を持っておりますが、この審議は一切しておりませんし、もう既に2年、3年前において、皇室の典範であれば決まっておりますので、秋篠宮様が継ぐと、これはもう変わらないことでございます。それにつきまして、また先ほど町長が言われましたように、先日は植樹祭にお越しをいただきまして、天皇皇后両陛下が来られました。実は私が園遊会に御招待していただいた時に、皇后陛下が砥部のピースの話をされまして、その件について動物園の方にもおつなぎしましたし、それより2年ほど前に、ちょうど私も宮内庁に行くあれがございまして、宮内庁もまだそのコースは決まっておりませんでしたけれど、できれば皇后陛下の希望もされておりますピースに会える時間があればいいですねということを申し上げましたが、その点についてはオクに相談するということでございましたし、愛子さんは愛媛県に1回も来たことないということで、できればぜひ同行をとということを申し上げましたけれど、これは実現できませんでした。また植樹祭において、過去砥部町に天皇皇后両陛下がお越しになった時に、必ず砥部町の町において昼食をされておりました。今度も東議長、昼食の機会が両陛下とあるわいというふうに申し上げておりましたが、これは実現しなかったことは大変残念でございます。また本町におきましても、坂村真民記念館の問題は町内でよく話されております。先日新聞で、某記者が書かれておりました記事を読んで、本当に感銘いたしました。あえてここで名前は申し上げませんが、もっと早くあの記事に出会えたら、また私たちの行動も違ったんじゃないかという指針をいただきました。この問題は、将来砥部町に影響がないことを切に願っております。これは予定稿の中にはございませんが、砥部中学校の道場、平成10年に開設されました。ほとんどの議員の皆さん御存じないんですが、これは菅原モータースさんが2億円を寄附したんですね。今から38年前です。やっぱりそういう貴重な寄附、今のお金にしたら恐らく10億に該当すると思います。この機会でございますので、死亡適齢期の年寄りが昔のことを言うたということを、耳の片隅にでも置いていただければ、菅原さんに対しても、また感謝の気持ちが一段と増すのじゃないかと思っております。さて一般質問でございますが、5月22日に、南海トラフ地震発生時に応援を受ける愛媛県20市町と、応援する群馬県35市町村の応援体制について、全国初の取組として、両県各市町ごとに派遣受入れの組合せが決定をいたしました。応急対策職員派遣制度の一環として、本町には群馬県草津町人口6,000ほどです、高山村人口約3,000より応援を受けることになりました。通常は発災後に割り当てられていましたが、群馬県は既に愛媛の視察や訓練の参加などを進めており、そこで本町の今後の対応について、町長の御所見を伺いたいと思います。第2点、バス停留所の改善についてお尋ねをいたします。大南地区、松山南砥部分校周辺のバス停留所で待合所が小さいため、雨天時には混雑し、停留所の役目を果たしているとは言いがたい状況でございます。以前にも伊予銀行前の停留所、砥部産業会館前の件につき申し上げ、完成をした現場の改善を確認をいたしました。そこで松山南分校を利用する停留所、大南停留所について検討をしていただき、改善を期待するところでございますが、今後の対応について、町長のお考えをお伺いしたいと思います。以上2点。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 三谷議員の御質問にお答えをいたします。初めに、南海トラフ地震発

生時の群馬県からの応援についてとの御質問ですが、三谷議員御指摘のとおり、南海トラフ地震の発生が危惧される中、大規模災害時には、本町の職員のみで膨大な災害対応業務を完遂することは極めて困難であり、外部からの人的支援は不可欠であります。そうした中、総務省の応急対策職員派遣制度に基づき、群馬県が愛媛県の広域的な応援県に指定され、本町への対口支援団体、カウンターパートとして群馬県草津町及び高山村が指定されたことは、本町の災害対応において大変心強いものでございます。既に群馬県におかれましては、愛媛県への視察や共同訓練の実施など、実効性のある広域支援体制の構築に向けた積極的な動きを進めていただいております。本町といたしましても、この枠組みを最大限に活用し、町民の皆様の命と暮らしを守るため、以下の3点を柱として今後の対応を進めてまいります。まず、平時からの顔の見える関係構築と情報共有です。応援に駆けつけていただく草津町及び高山村の職員の皆様が、土地勘のない本町で円滑に活動できるよう、発災前からの情報共有が不可欠です。今後はオンライン会議等を活用し、本町の地形的な特性、被害想定、避難所の配置状況などの基礎データを事前に共有するとともに、担当者間での顔の見える関係を構築してまいります。次に、実効性のある受援計画のブラッシュアップとして、応援職員が到着後、速やかに業務に従事していただくためには、本町の受援力を高めることが最大の課題となります。具体的には、応援職員に従事していただく業務、避難所運営支援、罹災証明の発行、救援物資の管理などの事前の切り出しや、活動拠点・宿泊場所・通信環境の確保など既存の砥部町受援計画を草津町・高山村からの支援を前提としたより具体的かつ実践的な内容に見直してまいりたいと考えております。最後に、連動した合同訓練の実施検討です。計画は、策定するだけでなく訓練を通じて検証・改善を図る必要があります。愛媛県及び群馬県が進める広域的な訓練の枠組みと連動しつつ、可能であれば両町村の皆様共に御参加いただく形で図上訓練や情報伝達訓練の実施を働きかけてまいります。発災時の初動対応から応援職員の受入れ、業務の引継ぎに至る一連のフローをシミュレーションすることで、実践力の向上を図ってまいります。次に、2点目のバス停留所の改善についてとの御質問ですが、国道379号沿いにございます砥部町大南バス停につきましては、三谷議員も御承知のとおり、県道大平砥部線の延伸工事に伴い、平成29年3月に現在の位置へ移設されました。その際、砥部分校生や地域住民の皆様の利便性の向上を図るため、町がバス停に上屋を設置した経緯がございます。この設置に当たりましては、道路法に基づき、道路管理者である愛媛県と協議を重ね、歩道の幅員に応じた最大限の規模で整備をいたしました。また、バス停後方の私有地につきましては、当時、所有者の方との御理解と御協力により、生徒たちの待合スペースとして利用させていただくことへの御承諾もいただいたものであり、大変感謝しているところでございます。昨年度から砥部分校が1学年80人定員となり、バス通学者数が増加していることは町としても認識しております。雨天時等に混雑し、生徒の皆様にご不便をおかけしていることは大変心苦しい限りですが、現在の立地条件や道路法の規制、また周辺土地の状況を鑑みますと、現時点でこれ以上の建築物の増築や待合スペースの拡張を行うことは、極めて困難な状況にございます。何とぞ現状に御理解いただきますようお願い申し上げます。ハード面の拡充は厳しい状況にございますが、町といたしましては、今年度からバス通学者

の保護者に対し通学定期券の購入補助を新たに開始するなど、生徒の皆様の通学負担軽減と、砥部分校存続に向けた支援に力を注いでいるところでございます。今後とも、安全な通学環境の確保に努めるとともに、学校や地域と連携しながら、砥部分校への支援を行ってまいりたいと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 三谷議員。

○15 番（三谷喜好） 今、るる答弁をいただきました。南海トラフの件につきましては、私、恐らく一般質問で全員の方が希望するんじゃないかなとか、そうすると私は引いてもいいなと思っておりましたけれど、議会で質問したん私1人でございました。あーそうだ、なるほど、理解できました。この答弁書の中に、行政のみでやるのか、議会という字は一口も入っていません。なぜですか、議会に協力しなくてもいいということでしょうかね。残念なことです。御答弁を。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 三谷議員の御質問にお答えをします。まずこの対口支援、カウンターパートというのはですね、行政が受入れをするということが前提となっております。ですので、アクションプラン等を検討したところ、今現状で、議員、議会の方に何かをしていただくという状況ではございません。ただ今後ですね、このカウンターパート、南海トラフ巨大地震に対応するための具体的な検討が進むにつれて、その議員の皆様のもので、御協力を仰ぐ局面が出てくる可能性もございます。そういった今後の制度のもので、状況をしっかりと注視しながら、検討というか、今後の対応が必要かと思っております。なので現状のアクションプラン等では、そういう明言もされておきませんので、なかなかそういったものが進んでいないというのが事実でございます。答弁は以上です。

○議長（東勝一） 三谷議員。

○15 番（三谷喜好） 私は、これを、発表を聞いてね、できれば姉妹都市ではないけれど、そういうふうに応援していただく、群馬県の高山村にしても、草津町にしても、砥部町へ行きたいと手を挙げたんじゃないんですよね。私は、この機会にでも町との交友関係、場合によってはね、行き来するような関係を構築していく、その上にはやっぱり議会も協力していく、それが顔の見える1つのあれじゃないでしょうかね。それと、もう1つ例でございますけれど、申し上げるのは、支援していただきました方、言葉ですね、わかりますか、九州の方が能登へ行ったときに「よかとね」と、こう言うんですね。それ、普段使ってる言葉ですから、ところが相手の方はね、そう取らんですね。ですから、これもやっぱり方言というのは、特に破損住宅を調べていくときに、どうしても現地の人とお話します。そこらのトレーニングちゅうか、それもやっぱり今後やってですね、いかなければいけない。前にも町長申し上げましたように、能登半島の志賀町、12月の25日に町長が着任して、1月1日にあの地震じゃったんですね。もう何にも手が着けられないし、応援してくれた中に、そういう問題もありましたと。これは大きな声で言わなんだですよ、これは。ということは、来てくれた人に失礼やということで。あえて今日例を挙げた方がいいか悪いかわけとしてですね、そういうものもあるということも理解していただいて、今後の、この推進にあーよかったと

いうふうにしていただきたいというのが、私の希望でございます。町長。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 三谷議員の御質問にお答えをします。本当に顔の見える関係の新たな可能性について、御提示いただいたものと理解しております。今後の制度の動向等を踏まえてですね、検討していきたいというふうに思っております。本当に南海トラフ巨大地震はいつ起こってもおかしくないというところの状況は、皆さんも御存じだと思います。しっかり様々な制度等もですね、踏まえながら、何度も申し上げるように、地域防災計画の策定を今年度中、来年度には必ず出せるようにという形で進めておりますので、そういったことを最新の制度を踏まえてできるように頑張りたいと思っております。答弁は以上です。

○議長（東勝一） 三谷議員。

○15 番（三谷喜好） くだいようですが、町長この機会にですね、やっぱり高山村あるいは草津町から、中学生でもね、砥部へ来てくださいというて案内して、やっぱりそういう関係を今後築いていくのも1つの町長のあり方だと思います。それには予算の計上もありましようけれど、私どもが期待するのは、それをね、来て、お互いの町村がプラスになるように、やっぱり努力をするべきだと思っております。1問目については以上です。そういうことを含めて検討していただきたいと思っております。じゃあ2問目、バス停の問題についてお尋ねをいたします。答弁の中で、機能は十分に認識しているというふうに言われました。じゃああのバス停に、何名の方が利用していらっしゃるか、お尋ねします。

○議長（東勝一） 善家地域振興課長。

○地域振興課（善家孝介） ただいまの御質問にお答えいたします。下校の時間帯によって生徒が利用する時間帯は異なるんですけども、通常の分校の終業時間が4時前、15時50分、16時前に学校が終わるんですけども、それ以降のバスの利用が分散されております。と申し上げますのが、部活動されてる方と、やっぱり補習を受けられる方っていうことが分散されておまして、バスの時間帯が16時台と17時台で大きく乗られる方が異なります。平均的に乗られるバスの時間帯を生徒さんにお聞きしたんですけども、平均で大体10人程度です。といいますのが、砥部の大南バス停と、三谷議員がおっしゃってた伊予銀行前のバス停がでございます。こちらの方、同じ時間帯にバスが通るんですけども、これは生徒さんが分かれて乗られてます。同じ時間帯のバス停で、大南の方に10人、電算会館、伊予銀行前バス停で10人という形で分かれております。これもですね、生徒さんがですね、Aマートに買い物に寄ってからバスに乗るということでですね、分散されております。で結果ですね、全ての時間帯において、各バス停で大体10人前後のバスの乗車数というふうな結果を聞いております。以上でございます。

○議長（東勝一） 三谷議員。

○15 番（三谷喜好） 十分認識してるっていうお答えじゃったですけど、実は39名の生徒がバスを利用してるんですよ。私もいい加減なこと言うんじゃない。それはね、雨が降りよる時にたまたま見てね、ぬれとる生徒を見て、私その時写真撮ろか思ったけど、まてえ、これ撮ったら変なおいさんに写真撮られた言われたらいかんので、やめました。見るだけは

見ました。だから申し上げとんです。これからね、寒い時期になってきて、ぬれて帰って、親があーぬれたかとは言わんと思うんですよ。そこをお願いして、これは難しいと言うんじゃないくて、努力して努力してね、雨のあたらんように、楽しい通学をできるようにする努力をしてくださいよ。ね、それを、努力を、大変困難だと言うのはやすいんです。やっぱり努力はしてもらわなかったらね、困ります。その点もう一度重ねてお願いします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 三谷議員の御質問にお答えをします。先ほどの、まず数字なんですけれども、通学方法についてですね、今、分校生が33人、トータルで通学をバス等で行っています。先ほど地域振興課長からお伝えしたのはですね、その時間に応じて、どれほどの利用者がそのバスを利用するか、それがですね、複数回答ありで時間によって10人だというところでございます。ですので、33人が最上限ではあっても、時間と場所によって十分に分散されている状況であるというふうに理解をしております。そして、努力というお話がありましたけれども、このですね、大南バス停の上屋の設置においてもですね、非常にその時の担当が努力をしたと、県との調整もかなり難しいところもあったと聞いてるんですが、それを超えて今の形になっているというところなんです。しかも、土地所有者に関してもですね、学生の皆さんがそういうふうにするならということで、御承諾いただいております。もう既にですね、大南バス停のところについては、正直、砥部町としてできる限りのことはしている状況だと、私は認識をしております。答弁は以上です。

○議長（東勝一） 三谷議員。

○15番（三谷喜好） 予定稿のない、いわゆるこの通学に関する質問、議長お許しいただけまじょうか。

○議長（東勝一） はい。関連するんであれば。

○15番（三谷喜好） はい。関連するんでお尋ねします。理解をしていただきましたんで、あの通学する道路、今言われましたように、17時1分そして18時46分がいわゆる帰る時間帯でございしますが、今は明るいのでいいです。今は明るいですよ。あの現場見て、町長1回でも見ましたか。暗い時間、夜見たことありますか。あの学校から、そのバス停まで。ないんですか。じゃあ副町長、あなた地元ですから、見ることはないでしょう。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 三谷議員の御質問にお答えしますが、私も長きにわたって砥部地区で生まれ育ってですね、様々な移動しておりますので、あの辺りの状況については、十分に理解をしているつもりでございます。答弁は以上です。

○議長（東勝一） 三谷議員。

○15番（三谷喜好） じゃあ理解しとるということは、町長あの暗さでいいっちゃうことですか。保護者は、参観日に来たりするのは昼ですから、その暗さはわかりませんよ。でも、夜見てくださいよ。担当課も見ましたか、夜。仏つくって魂をつくらな駄目、防犯灯をつくって安心して登下校ができるような、これは無理ですか。私が言よることは無理。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 三谷議員の御質問にお答えをします。通告と内容が少しずれてきておりますが、そういった生徒さんからの不安の声であったり、学校からの要望等があれば、あそこは県道と町道もあるところですので、検討をいたします。ただ今回の御質問に関してはですね、上屋のことを聞かれておりますので、そのこと、防犯灯のことについて、今後どうするかなどは、議会のこの前に担当課と検討している外の話にございますので、それはそれ、これはこれでございます。なので最後この場で、それについてどうこうするかということは、お答えは、残念ながら難しいということでございます。ただそういったことがですね、生徒さんから不安の声が上がってくる、あるいは地域の皆さんからですね、岩谷口地区であったり大南全般の区から上がってくるのであれば、しっかりとそれは砥部町が既にあるですね、地域振興課のコミュニティ関連の助成事業等で対応したり、あるいは必要に応じて町が対応するというのが至極当然なことだと思っております。ただ今回の議会でいただいている質問とはですね、非常にその範囲がずれてきておりますので、この場での答弁は、具体的にはできかねるんです。御承知いただけますと幸いです。答弁は以上です。

○議長（東勝一） 三谷議員。

○15 番（三谷喜好） あえて申し上げますがね、町長、今議長に了解を得まして、この範囲、いわゆる危険という範囲、あの雨で生徒がぬれとるのも1つの危険というふうに捉えてます。ね、これを言うて、現場1回でも見とったらね、こらえたと思いますよ。生徒から、学校からじゃなくって、1回見てくださいよ。副町長、あなたも地元でしょ。私が言よるのが駄目じゃっていうなら、言うてください。逃げるようなことだけはせずに、やっぱり駐車場はどうよにしたら、あれできるか。先日もね、あの中に10人から上の方が、あん中に入れんですよ。御案内のように、あれ歩道の上です。人が来たらよけてたんですよ。やっぱりそこらはね、もっと前向きに、あこは独立校として今後成長すると仮定で、やっぱり両親、保護者が安心安全で、あ一砥部へ入ってよかったというような、そうして生徒にもライフドリームを持てるような、そういう町にしていきたいんです。そういうことでお願いしております。担当課に言うときます。これで終わるんじゃないくて、今言うたような範囲で努力してみてください。ほんで場合によっては、私も地元です。それに協力してね、やりますよ。あくまでも生徒本位ですよ。お願いしておきます。

○議長（東勝一） 回答いますか。

○15 番（三谷喜好） ほうよ、回答。担当課。

○議長（東勝一） 善家地域振興課長。

○地域振興課（善家孝介） ただいまの御質問にお答えいたします。私どもは、担当課といたしましても、これからの分校の魅力化支援、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。バス停にしましても、防犯灯にしましても、今後検討していきたいと思っております。よろしく申し上げます。以上でございます。

○議長（東勝一） 三谷議員。

○15 番（三谷喜好） 課長、頑張ってくださいね。私どもも協力できることはしますんで、やっぱり安全安心を子どもさんに与えたいというのが願いでございまして、私はあなたを非

難するために言よるんじゃないんですよ。やっぱり現場を見てくれと。夜の1回見て、防犯灯大丈夫じゃの言うもんじゃないですよ。前にも言うたように、内子町の稲本町長さん、桜の名所の折、あれが咲く頃にはね、私服で回って、私はおうて、あー町長今日は用事ですか言うたら、やっぱ皆さんが来てくれる、その姿をどういうふうに見とるかということね、やっぱ回って見よりましたね。やっぱりそういうふう、その庁舎の中におるだけじゃなくて外にも出る、雨が降った日には早めに来て出るとか、やっぱり町民第一主義、行動をしていただくことを切に要望いたしまして、死亡推定議員の質問を終わります。以上。

○議長（東勝一） 三谷喜好議員の質問を終わります。ここで休憩をします。再開は午前10時50分からの予定です。よろしくお願いします。

午前10時33分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（東勝一） 再開します。一般質問を続けます。10番小西昌博議員。

○10番（小西昌博） 10番小西昌博です。発言の許可をいただきましたので、2問質問させていただきます。まず1問目、消防団協力隊について。近年、火災報知器の設置も進み、火災の発生件数も少なくなっているが、町民の生命・財産を守る消防団はなくてはならない存在です。しかしながら、全国的に消防団員の成り手不足が問題となっています。本町においても人口減少に伴い、平成17年、合併時の318人の団員をピークに年々減少し、分団編成、構成人数も変わっています。例えば第2分団員は20人から30人に増えていますが、実際は23人しかおりません。その要因として、就労形態やライフスタイルの変化などにより、希望者がいないのが実情です。麻生区が一昨年、高尾田区も昨年、消防団員がいる家庭は区費免除などの対策をしていますが、なかなか希望者がいないのが現状となっています。そこで、消防団を退職されたOBなどによる協力隊員のような組織を作り、日中の団員が少ない時や人数が必要な時などに、各方面で後方支援をしていただける協力隊員もしくは支援員的な組織の立ち上げはできないか、町長の御所見をお伺いします。2問目、浸水想定区域における避難行動要支援者への取組は。防災重点地域に住んでおり、屋外スピーカーが聞こえづらい世帯への配置基準の見直し、周知を行うことは大変喜ばしいこととあります。しかし実際に放送が聞こえる世帯でも、その中には、高齢者、独居老人、また避難行動要支援者がいることも考えられます。地域防災計画の中でも、避難行動要支援者について、あらかじめホームヘルパー、民生委員・児童委員等の協力を得て、自主防災組織や行政区等の範囲ごとにその実態を把握し、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者のリストを作成することとなっています。本人の同意の下、避難行動要支援者名簿に登録ある人は、関係機関が情報を共有していると思いますが、本人の同意が得られなかった場合の情報共有の方法及び本町の場合、浸水想定区域における該当人数の把握はできているのか、町長の御所見をお伺いします。以上2点、よろしくお願いいたします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 小西議員の御質問にお答えします。初めに、消防団協力隊についてとの御質問ですが、小西議員御指摘のとおり、火災件数が減少傾向にある中におかれましても、地域密着性や要員動員力を持つ消防団は、本町の地域防災力の中核として、町民の生命と財産を守るために、決して欠かすことのできない存在であります。御懸念の平日の日中など、団員が少ない時間帯の対応力低下につきましては、本町の防災体制においても、喫緊の課題として認識しており、この課題を解決するため、本町におきましては、基本団員の減少を補完し、日中の初動対応力を強化する目的で、昨年、役場職員で構成する役場分団を新たに創設しました。現在、この役場分団には17名の職員が在籍しております。これにより、多くの一般団員が町外等で就労している平日の日中におきましても、役場内に待機している職場団員が迅速に出動し、現場での後方支援や人員が必要な際のサポートを確実に行える体制を、既に構築・運用しているところであります。御提案をいただきました消防団OB等による協力隊員・支援員的な組織、いわゆる機能別消防団員制度等の立ち上げにつきましては、長年培われたOBの皆様の豊富な経験と知識を、地域防災に還元していただくための大変有意義な視点であると認識しております。今後の方向性といったしましては、まずは昨年立ち上げた役場分団の運用を、さらに軌道に乗せ、平日日中の支援体制を確固たるものにしてまいります。御提案のOB等による支援組織につきましては、高齢化するOBの皆様の安全確保や活動内容の明確な切り分けなどや補償制度のあり方など、運用上の課題を整理する必要があります。先行事例も参考にしながら、将来的な消防団のあり方の一つの選択肢として、前向きに調査・研究を進めてまいります。次に、2点目の浸水想定区域における避難行動要支援者への取組はとの御質問ですが、小西議員の御指摘のとおり、屋外スピーカー等のハード面の整備と並行して、自力での避難が困難な高齢者や障がいのある方々の逃げ遅れを防ぐソフト面の体制づくりは、本町の地域防災において、命に直結する極めて重要な課題であります。避難行動要支援者名簿への登録及び関係機関への情報提供について、個人情報保護の原則に基づき、民生委員や自主防災組織等の地域関係者へ名簿情報を提供するためには、御本人の事前の同意が必須となります。しかしながら、災害対策基本法の規定により、災害が発生した、または災害が発生する恐れが切迫している状況におきましては、町民の皆様の生命と財産を保護することを最優先とし、御本人の同意の有無に関わらず、警察、消防及び地域の避難支援等関係者に対して名簿情報を提供し、救助や避難支援に直結させることが法律上認められております。緊急時の情報提供だけにとどまらず、平常時から地域における見守り活動等を通して、御本人や御家族へ情報共有の重要性とメリットを粘り強く御説明し、一人でも多くの方から御同意をいただけるよう引き続き努めてまいります。次に、浸水想定区域における要支援者の人数把握についてであります。本町では行政区別の人数は把握しておりますが、浸水想定区域内に居住している要支援者の人数までは、正確に把握しておりません。こうした実態把握を踏まえ、本町においては実効性のある避難支援体制を構築するため、砥部町避難行動要支援者支援マニュアルを策定しています。現在ではこのマニュアルに基づき、浸水想定区域をはじめとする、災害リスクが高い地域にお住まいの方で、かつ名簿情報の共有に御同意いただいた方から優先的に、災害時に「だれが・いつ・どのように」避難のサポ

ートを行うかを具体的に定める個別避難計画の策定に取り組んでいるところです。災害時には誰一人取り残さないという強い決意のもと、同意いただいている方への個別避難計画の策定を推進するとともに、同意が得られていない方についても、いざというときには迅速かつ確実な支援の手が届くよう、日頃から庁内情報のアップデートと関係機関との連携強化に全力を挙げて取り組んでまいります。以上で小西議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 小西議員。

○10 番（小西昌博） どうも答弁ありがとうございます。消防団の協力隊につきましては、前向きな答弁ありがとうございます。昨年、役場分団も発足し活動していることで、地域防災の面でも心強く感じています。協力隊の設置に当たっては、年齢や要件など様々な課題があると思いますが、この消防団活動とかの経験がなくても、災害時に活躍できるドローン操縦資格者なども参加できればと、もしするとなれば思っているんですが、そここのところ答弁をお願いします。

○議長（東勝一） 堀総務課長。

○総務課長（堀潤一郎） 小西議員の御質問にお答えをいたします。おっしゃるとおりですね、今後ドローンを使った災害の状況の確認であったりとか、非常に今後必要不可欠だと思っております。で、今の現状なんですけれども、消防団の方に、今ドローンを操縦される方が今1名おられます。ほんで今年度ですね、予算にも計上させていただいておりますけれども、5名ドローン資格者、これ役場分団の方に取っていただくように進めておるところでございます。で、来年度にドローンを購入をさせていただきまして、その災害時にですね、ドローンを使うような体制強化をしていきたいというふうに考えておりますし、なお伊予消防におきましてもですね、既にドローンを整備して、そのドローンを操縦される方、職員の中にいらっしゃいますので、今現在も伊予消防においては、そのドローンを活用してですね、災害状況の確認に利用しているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 小西議員。

○10 番（小西昌博） すいません、先ほど言われた、今年度計上しているその5名の方なんですが、例えば砥部町に、その5名を受ける方は、皆さん在住の方になられるんですか。お願いします。

○議長（東勝一） 堀総務課長。

○総務課長（堀潤一郎） 小西議員の御質問にお答えをいたします。先ほど申し上げましたこの5名についてはですね、一応役場分団の中からですから、場合によっては、ちょっと町内町外いろいろいらっしゃるんですけれども、今後誰を選任して、誰に取っていただくかっていうのはですね、できる限り町内の方っていうのも好ましいかもしれませんのでね、どうしても万が一なんかあったときとはいえ、この役場消防団というのは、平時のときに活用するっていうのがメインでございますから、ドローンの資格を取る方について、基本的には役場の職員、月曜日から金曜日には出勤をしております。昼間中はですね、ですからそこを問う必要があるかどうかっていうことも含めてですね、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（東勝一） 小西議員。

○10 番（小西昌博） ありがとうございます。震災はいつ起こるかわかりませんので、1 日でも早い取得をお願いします。次に消防署による広報活動や住民一人一人の防災意識の向上、さらに住宅用火災警報器の復旧により、住宅火災が減少していると思われます。総務省消防庁の資料によると、住宅火災 100 件当たりの死者数で比較した場合、住宅用火災警報器が設置されている住宅では死者数及び損害額が約半減し、損傷床面積については約 6 割減少するなど、火災発生時の被害を大幅に軽減する効果があることが分かっています。全国の住宅用火災警報器の設置率は 84.9%、条例適合率は 65.8%となっています。また愛媛県の設置率は 81.2%、条例適合率は 70.6%となっていますが、砥部町の設置率はどれぐらいなのか。また条例適合率とは、火災予防条例で義務づけられた場所に過不足なく設置されていると規定があると思いますが、この義務づけられた場所とは具体的にはどこなのか、よろしく願いいたします。

○議長（東勝一） 堀総務課長。

○総務課長（堀潤一郎） 小西議員の御質問にお答えをいたします。火災警報器の設置率でございますけれども、まずこの設置の義務づけられている場所でございますが、階段と寝室、この 2 か所でございます。先ほどおっしゃられました条例適合率っていうのはですね、その家屋の階段及び寝室全てにですね、設置をされてる割合を条例適合率という形になっております。それで一応本町のその数値ですが、ちょうどこないだ出たところではございます。それで申し上げますとですね、設置率が 50%、適合率が 42.3%でございます。これ実は、私も低いと思って確認しましたらですね、この率を求めるのが無作為抽出で町民の方選んでですね、その方に回答をいただいた数値ということなんで、これ毎年そういうアンケートを実施させていただいてるんですけど、これ例えばなんですけど、これ 3 年間平均での数字もちょっと出してみてるんですけどもね、それでいきますと設置率が 70%、適合率は 58.7%、やっぱりさっき言ったように、無作為でアンケートでやらしていただくもんですから、年によってぶれがあるということで、基本的には 3 か年平均ぐらいでですね、これぐらいの設置があるんだろうなという形で判断をさせていただいてるということなんで、それもお伝えさせていただきました。以上、答弁とさせていただきます。

○10 番（小西昌博） ありがとうございます。ふと考えるんですが、なぜここに台所とかが入ってないのか、課長に聞いてもわからないかもしれないけど、階段とか寝室、寝たばことかもあるんかもしれないけど、なぜ台所が入ってないのか、わかりませんよね。普通なら何か入っているような気がするんですが。

○議長（東勝一） 堀総務課長。

○総務課長（堀潤一郎） 小西議員の御質問に対することで答えますが、おっしゃるとおり台所に設置義務がないっていうところについては、詳しくは存じ上げてないんですけども、基本的には台所っていうのは、火がそもそもあるという場所なんで、逆にそこは警報器、もつと言えば、さんまとか焼いて、煙が出て、警報器を置いてたらブザーが鳴る可能性もあり

ますんで、ちょっと正式にそれかどうかは、ちょっとごめんなさい確認は取れてないですけど、そういったことも考えられるのかなあというふうには思っておりますし、寝室については避難経路としてそこがどうなのかっていうことであるだろうし、寝室の場合は、もうそもそも火の気がないところという場所でございますから、そこに火の気があると火災の可能性が高いというふうなことでですね、そういった設置場所に設置をしたんではないかなと推測をしておるところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 小西議員。

○10 番（小西昌博） すみません、無理な質問に無理な答弁ありがとうございます。設置率も適合率も、まだまだ底部は低いように感じます。町としても自分の財産は自分で守るという意識で、また住宅用火災警報器の寿命も概ね 10 年ということで、取替えも含め、防災啓発活動にさらに力を入れていただきたいと思います。初期消火による延焼を防ぐためにも、地元にいる消防団OBなどによる協力隊の 1 日でも早い発足を願っています。1 問目は終わります。次に、第 2 質問の浸水想定区域においてについて伺います。個人情報関係で情報共有は難しいというか、なかなかできない、できにくい、進みにくいというようなことだったと思うんですが、火災発生時には地域を熟知した消防団員や近隣住民による共助により、無事避難できるようにも考えられます。また、ここも消防団員はなくてはならない存在ではないかと思われます。また、その方いろんな方いる中で、近隣住民の方との付き合いもしていただけたらと思います。避難所といえば A E D が設置されているところもあると思われます。現在の A E D は、使い方も音声とランプで指示に従うだけで簡単に操作ができるようになっていますが、町が保有する A E D は何台設置されているのでしょうか。また、これまでに実際に使用された事例はあるのかについてお尋ねします。

○議長（東勝一） 堀総務課長。

○総務課長（堀潤一郎） 小西議員の御質問にお答えをさせていただきます。こちら私どもが把握してるのは、町営の施設関係で設置さしていただいているものでお答えをさせていただくんですが、一応町営施設の 37 か所に設置をさせていただいておるところでございます。あと利用についてはですね、あまりケースがないんですけども、過去にですね、1 回利用しましたよということは確認が取れておりますし、A E D を使う段階で最後の最後でですね、電気を通すか通さないかっていうのを A E D が判断するんですけども、結局通さないで済んだケースっていう部分までの利用を含めるとですね、それが 5 件ございますんで、計 6 件ほど利用したという状況でございます。これあくまでも町立の利用状況ということで御理解をいただいたらと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 小西議員。

○10 番（小西昌博） これも A E D はね、なかなか使うことがない方がいいんですが、今こういう現場を見ることがなかったから、ちょっとお聞きしたのでありがとうございます。これもこの質問もこれで終わるんですが、ちょっと昨年度の文化会館メインホールでの消防出初式は、団員の中でも好評であったと聞いています。消防団OBの立場から見ても、大変よい取組であったと思います。基本的な規律訓練は必要ですが、今年度は愛媛県操法大会に

も参加していないなど団員の負担軽減につながることで、1人でも多くの方が消防団活動に関心を持ってもらうことを願って、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（東勝一） 小西昌博議員の質問を終わります。14番面岡利昌議員。

○14番（面岡利昌） 14番面岡でございます。2問質問をさせていただきます。第1問、町内事業者への支援についてをお尋ねいたします。アメリカ・イスラエルによるイランに対する武力行使を起因とするホルムズ海峡の封鎖は、社会に深刻な影を落としています。このことにより原油の輸入量が減少し、原材料不足や価格の高騰を招き、私たちの日常生活、経済活動にも強い影響を与えています。物価高騰が町内経済を圧迫する中、今後の経済動向を注視しつつ、地域コミュニティを活気づかせるため、本町独自の施策としてプレミアム商品券等の発行も必要と考えますが、町長の御所見をお伺いいたします。続きまして第2問。社会参画を通じた心の教育についてお尋ねいたします。学校現場において、児童生徒が個人として尊重され、仲間と助け合い、協力し、思いやりのある心を育むことは大切です。しかし、昨今はSNSの普及や情報化の進展により、価値観が急速に多様化しています。自身の権利や個人の自由を重要視する考えが浸透する一方で、他者への配慮や社会の一員として義務・責任とのバランスが希薄化している傾向も見受けられます。このような時代背景だからこそ、ボランティア活動など社会活動を通じて、異なる価値観を持つ多様な人々と直接交流し、個々の尊重と社会への貢献との両立を肌で感じる実体験こそが重要な意味を持つのではないのでしょうか。本町において、道徳教育の一環として、このような実体験を通じた教育活動がどのように取り組まれているのか、教育長の御所見をお伺いいたします。以上です。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 面岡議員の御質問にお答えします。初めに町内事業者への支援についてとの御質問ですが、面岡議員の御指摘のとおり、アメリカ・イスラエルによるイランへの武力行使を起因としたホルムズ海峡の封鎖等は原材料不足や価格高騰を招くなど、私たちの日常生活や経済活動にも強い影響を与えていると認識しております。そのため本町におきましては、生活者と町内事業者双方の支援と消費の喚起を目的として、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した「とべっち地域応援商品券配布事業」を進めており、6月1日から順次、各家庭へ配布しているところです。この商品券は、いわゆる「プレミアム付き商品券」ではなく、一人当たり1万円分の商品券を郵送で配布するもので、この商品券を活用いただくことにより、町民の皆様の負担を軽減するとともに、町内の登録事業者等での消費を促し、事業者への支援と地域経済活動の活性化につなげてまいりたいと考えております。次に、2点目の社会参画を通じた心の教育についてとの御質問は、教育長が答弁いたします。

○議長（東勝一） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 面岡議員の御質問にお答えをいたします。社会参画を通じた心の教育についての御質問ですが、本町では、地域の特性を生かした特色ある教育活動を推進しており、地域の歴史学習や福祉学習、農作業などの体験学習を通じて学校外の方々と交流をし、

思いやりや助け合いの心を育てる教育を実践をしております。また、中学校においては地域の事業所等の協力のもと、数日間の職場体験学習に取り組んでおり、実体験の中で他者と関わり、コミュニケーション能力や忍耐力、勤労観や職業観を育む機会となっております。道徳教育をはじめ教科を横断した学習の中で、様々な地域貢献活動に取り組んでおり、社会性や規範性の涵養を図っているところでございます。子どもの義務や責任の理解や形成は、単なる知識の習得よりも、実体験を通じて学ぶことが重要でございます。引き続き、実体験を通じた教育活動を充実させてまいりたいと考えております。以上で面岡議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 面岡議員。

○14 番（面岡利昌） プレミアム商品券ではないんだね。これは対策商品券事業、物価対策の交付金の事業だろうというふうには考えておりますが、これはですね、大変タイムリーでいいことではあると思いますが、ちょっと遅きにも失したのではないかなと。もう実際に使っているぐらいでいいんじゃないかなという気もなきにしもあらずであります。今後のまた情勢、今の推移を見ておりますとですね、これだけでは、もう到底秋の終わりぐらいから年末にかけてはですね、大変厳しいもんが出てくるのではないんだろうかと、そういうことで、引き続き、またこういう国の支援があればそれもするんだろうし、それとプラス、独自の砥部町がですね、プレミアム券を発行をする考えはあるのかないのか、お尋ねをいたします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 面岡議員の御質問にお答えをいたします。振り返ってみますと、この3月まで半年間、水道基本料の減免をさせていただいております。そしてこのタイミングで、1万円の商品券の配布ということで、国の交付金を活用してですね、適宜町民の皆様の負担軽減を図ってまいりました。現在ですね、この補正予算で国からもありますけども、そこまで正直大きな額ではありません。このですね、砥部町、先ほど御質問にあった砥部町単独で、単費でという御質問がありましたが、砥部町の状況を考えると、単費で行うことは一切考えていないというところでございます。国の交付金事業の今後の動向を踏まえながらですね、その国の交付金を前提とした形で、町民の皆様の支援を行うという考えでおります。以上です。

○議長（東勝一） 面岡議員。

○14 番（面岡利昌） 町独自では考えがないということですか。これはですね、今のやはり状況、将来いろいろなもんがものすごい値上がりをするというようなことが、いろいろとマスコミとかいろいろで発信されておりますが、これは確実に起こると思います。そういう中でですね、町も確かに財政は厳しいだろうということは、もう十分認識はしておるところでありますけれどもですね、やはり事業者とか皆さんが活気づいてですね、税金をしっかりと納めてもらわなったら、ますます萎縮しますから、経済は。それは、やはり町長、やっぱり状況に合わせてですね、皆さんの元気をつけるようなためにも、これは考えてもらいたいと思いますが、そういう考えはありませんか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 面岡議員の御質問にお答えをします。そのですね、物価高騰等で苦勞されてるというのは、もう本当に重々理解をしております。ただそれはですね、国が財源をしっかりとつくって、地方に分配される交付金があつて、それを受けて検討するべきだと考えておりますので、今のところですね、砥部町単費で単独でということは考えておりません。以上です。

○議長（東勝一） 面岡議員。

○14 番（面岡利昌） 再三お尋ねをいたします。よその地方自治体というか、そういうところがやっても、そしたら砥部町は、もうこの1回きりでもうしないということですか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 面岡議員の御質問にお答えをします。前提がちょっと少しずれてしまつてるので、御質問のところに戻しますと、砥部町単独で行うのかという質問に関しては、今のところ行うつもりはないというところでございます。ただ、これから国が様々な政策によって、交付金もう一度この補正等で対応されるのであれば、それを原資に行うことは考えていくということでございます。なので、今の最後の御質問の、今後一切やらないということではなく、国の動向を踏まえてやるかやらないかです。なので、砥部町単独で、現段階でやることは考えてないということでございます。答弁は以上です。

○議長（東勝一） 面岡議員。

○14 番（面岡利昌） えーとですね、国がやらない、やるときにはする、やらなければならない、ということはどうですか、国がしないというたら、もう砥部町は一切しないということですか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 面岡議員の御質問にお答えをします。先ほどの答弁と同様でございます。国の交付金があれば、現状の砥部町の財政状況等を鑑みて、やることもできますが、非常に本町も厳しい財政状況で、なおかつ単費で、そういった物価高騰の支援を行うということってというのは、ほとんど私が理解する範囲では、例外的だなというふうに思っております。ただ、この国の交付金を踏まえて、流動的にしっかりと迅速に対応するということは、間違いなくやっていきますので、ただ、砥部町単独では、現時点でやることは難しいし、その現状を踏まえて、私はする意向はないということは、もう何度も、これ3回目になりますけれどもお伝えをさせていただきます。

○議長（東勝一） 面岡議員。

○14 番（面岡利昌） それではですね、何が何でも県や国へ、どうしてもこれは大変なんですからお願いしますという陳情をしていただいて、何が何でもまたできるように努力をしていただきますようお願いをいたしておきます。続いてですね、教育、これでございますけれども、それでは全然児童の教育に関してはですね、問題はないというふうに、これしたんでよろしいんですか。

○議長（東勝一） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 面岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。問題はないというか、いろんなコミュニティ・スクールであるとか、それとそういった事業を通じてですね、学校はそういったフィールドワークを通じてですね、いろんな学習を進めているということでございますので、これからもっと充実をしていかなければいけない部分もあると思いますけれども、今の現状はですね、維持していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（東勝一） 面岡議員。

○14 番（面岡利昌） いろいろ人手不足とかいろんな問題はあるんで、先ほど小西議員さんも質問されてましたけどですね、いろいろ成り手がなく、実際の役員でもちょっとできれば勘弁していただきたいというような、こういうやっぱりことが起きていると思うんですよ。これはやはりあのね、やっぱり共存とかお互いに助け合う、そういう気持ちが少し希薄になっている。先ほども言ったんですけど、そういうところもあるんじゃないかなと。そしてやっぱり子どもの時からそういうことをですね、もう少しちゃんと社会はみんなで協力して頑張らな成り立たないんですよというようなことを、やっぱり一歩踏み込んで、もうちょっとそういうことを取り入れていただいたらなあということが、大体そういう希望を持ってお尋ねをしているんですが、どうなんですか。

○議長（東勝一） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 面岡議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。確かに面岡議員さんがおっしゃるとおりですね、やはりそういった地域とですね、一緒になっていろんなことを学習していくというのは、本当に大切なことだと思っております。先ほど防災の話が出ましたけれども、例えば最近の研究事業としてですね、砥部小学校で防災事業というものを、モデル事業というのもですね、行っております。やはりそのときにですね、フィールドワーク、地域の方とですね、一緒になって地域で危険なところはどこにあるのかとかですね、そういったところをですね、実際に歩いて回ってですね、そして確認をして、その地域で危険なところをどういうふうにすれば危険なく過ごせるのかというようなですね、研究事業も行っております。そういったことで、その成果としてですね、やはり子どもたちにはですね、安全意識が向上したとかですね、また次の世代につなぐ意識が向上したとか、また自分の意見がですね、社会貢献につながったというようなですね、喜び、そういった成果が出ておりますのでですね、おっしゃるようになりますね、そういった事業はですね、今後コミュニティ・スクール、地域学校協働活動の中でですね、行っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（東勝一） 面岡議員。

○14 番（面岡利昌） 今も実際に行われているんだろうというふうに、ちょっとわからないんですけど、結局ボランティアなんかをよくする児童さんはですね、進学なんかされるときに、そういう受験の試験だけじゃなしに、そういうプラスアルファといいますか、そういうもんはまああるんだろうと思うんです。少しは。そういうことをもう少し上げてあげるといようなことは、難しいんですか。

○議長（東勝一） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 面岡議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。ボランティアが高校受験に有効に活用するかどうか、関係するかどうかというような御質問だと理解したんですけども、ちょっと御質問の趣旨がちょっと違うのかなというふうに考えておりますけど、一般的にそういうふうな話はされておることはですね、耳にすることがあります。ボランティア活動もですね、民間の方がですね、やっていると。それに中学生が参加してるということもありますので、将来的にはボランティア活動というのは拡大していくということもですね、考えておりますけれども、先ほどですね、高校受験うんぬんの話につきましてはですね、お答えしかねるということがございます。以上でございます。

○議長（東勝一） 面岡議員。

○14 番（西岡利昌） ちょっとそのボランティアがですね、活動を評価して、そういうことが進学のときの内申書とかいろんなものに本当に利用されているのかどうかいうのを、明確にちょっとお答えをお願いしたいんですが。

○議長（東勝一） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 面岡議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。一般的にそういうふうなですね、高校進学の内申点に関わるというようなですね、話はですね、聞いたことはございますけれども、これは高校がですね、判断することでございますので、私の方ではですね、そこまでは把握しておりません。以上でございます。

○議長（東勝一） 面岡議員。

○14 番（西岡利昌） 中学校から高校に入るときですね、そういう内申書、それと受験、それは実際にあるんですか。そういうことを高く評価していただくという制度が。それをお尋ねしたい。

○議長（東勝一） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 面岡議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。内申点のですね、評価ということになるんだろうと思いますけれども、それはボランティアが評価されるのか、それともほかのいろんなその活動が評価されるのかということですね、それは高校の方で、先ほど言いましたけれども、高校の方ですね、評価することがございますので、評価されるされないというのはですね、私の方では把握できません。お答えできません。以上でございます。

○議長（東勝一） 面岡議員。

○14 番（西岡利昌） ちょっとそういうことがあるんかないんかいうのは、耳が遠いんか何かわからないんですけど、はっきりとはわからないんですけど、全校でね、素晴らしいことをされたり、品行方正な、そこらへんの基準もいろいろあるんだろうとは思いますが、そういう人は、やっぱり高く評価をしてあげてですね、そういう人が少しでも増えていくようなことに努力を、先生方も大変いろいろあろうとは思いますが、していただいたらよろしいんじゃないかなと思うんですが、教育長それはどう思いますか。

○議長（東勝一） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 面岡議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。学校はですね、そういった特化した、いろんなことに特化したものにつきましてはですね、内申の方にはですね、ちゃんと記録をしているというふうに私は理解をしております。以上でございます。

○議長（東勝一） 面岡議員。

○14 番（面岡利昌） 教育長、今そういうこともある程度しているんですよと、これからも頑張っていくますからよろしくというように感じておりました。そういうことで質問を、まだ時間大分あるんですけど、終わりたいと思います。

○議長（東勝一） 面岡利昌議員の質問を終わります。ここで昼食のため休憩をします。再開は午後 1 時 10 分の予定です。

午前 11 時 34 分 休憩

午後 1 時 10 分 再開

○議長（東勝一） 再開します。一般質問を続けます。5 番日野恵司議員。

○5 番（日野恵司） 5 番日野恵司でございます。いよいよワールドカップが明日から始まります。これに関して、ちょっと数字的なものをちょっと調べてきたので、御紹介させていただいたと思いますが、世界最大のイベントと言われとりますワールドカップでございますので、テレビの放映権、今年は、今年はといいますか、今大会はNHKを中心にしてですね、地上波でも放送されると。ライブ放送の 104 試合は全てやるということでございますので、日本からですね、そういうメディア関係が放映権取るのに、F I F A に対して、国際サッカー連盟というんですが、そういうところに対してどのぐらいのお金を払うのかというふうなことをちょっと調べてみましたらですね、これ推測の数値にしかすぎませんけども、300 億から 350 億と言われております。で、そしたらその F I F A の方にですね、全世界から集まるお金、放映権料ですね、これがどのぐらい集まるかと、6,300 億円だそうでございます。そのぐらいのですね、非常に多くのお金が集まると。それから世界全体の経済波及効果、総生産のことでございますけども、これが円換算 160 円換算としまして、12.8 兆円ぐらいが集まるということでございます。世界全体の G D P の押し上げ効果、これは 409 億ドル、約 6.5 兆円、それから労働所得 208 億ドル、約 3.3 兆円、それから雇用効果、これが 82.4 万人ぐらいがですね、新たに雇用されると。だからこういう世界最大のオリンピックもそうですけれども、イベントに近いものについてはですね、このぐらいのお金が動くんだというふうなことでですね、そういうことを感じながらも我々は日本代表を応援しなければいけないので、15 日の朝はですね、朝早くから放送がありますけれども、ぜひ愛媛県出身のですね、長友とあれがおりますので、ちょっとど忘れしましたけども、鎌田大地がおりますので、2 人の応援も含めてですね、していただいたらというふうに思いまして、余談は終わりましたからですね、通告に従いまして 2 問の質問をさせていただいたと思います。まず 1 問目でございます。林野火災への備えと初動体制の強化についてでございます。全国各地で林野火災が発生しており、乾燥、強風、山林の荒廃、農作業等に伴う火気使用など様々な要因が

あり、一旦発生すれば短時間で広範囲に延焼する危険性があります。愛媛県内でも令和7年3月に今治市で発生した林野火災は、鎮火まで23日間を要し、焼損面積は481.6ヘクタール、建物被害は27棟、負傷者4名という大きな被害をもたらしております。検証資料では、強風により急速な延焼、初動期の部隊増強、医療機関との情報共有、隊員の安全管理、長期化に備えたローテーション体制などが課題として挙げられております。砥部町においても、山林が住宅地や農地、道路、公共施設と近接している地域があり、林野火災が発生した場合、消火活動だけでなく、住民避難、交通規制、高齢者等の要配慮者支援、消防団員の安全確保など、町全体として初動体制が問われていくわけでございます。また消防庁は、林野火災及び対策として、たき火や火入れを行う者への防火指導、消火準備の徹底、林野火災注意報・警報時の警戒パトロールや火の使用制限の徹底などを求めています。そこで、本町として林野火災への備えと初動体制の強化について、町長の御所見をお伺いしたいと思います。2問目でございます。災害時における民間施設を活用した届出避難所の募集状況と今後の活用についてでございます。毎年、大雨や台風、地震などの自然災害が頻発・激甚化しており、災害時における避難体制の充実、町民の命を守る上で極めて重要な課題であります。これまで、避難所といえば町が指定する小中学校や公共施設などの指定避難所が中心でありましたが、災害の規模や地域の状況によっては、指定避難所までの移動が困難な方や、避難所の収容人数、感染症対策、要配慮者への対応など様々な課題が想定されます。そのため近年では、一つの避難所に集中するのではなく、親戚・知人宅・地域の集会所、民間施設などを含めた分散避難の考え方が重要となっております。本町においても、本年度の方針として民間施設等を対象にした届出避難所の募集を行っておりますけれども、この取組は、地域の実情に応じた避難先の選択肢を広げる災害時の町民の安全確認確保につながる重要な施策であると考えております。そこで、災害時の分散避難における届出避難所の募集状況と活用について、どのようなお考えがあるのか、町長の御所見をお伺いしたいと思います。以上2問、よろしくお願いをいたします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 日野議員の御質問にお答えします。初めに、林野火災への備えと初動体制の強化についてとの御質問ですが、本町におきましても、山林が住宅地や農地、主要な道路、公共施設と隣接する地域が多く存在しております。万が一林野火災が発生した場合には、延焼防止に向けた迅速な消火活動はもとより、周辺住民の安全な避難誘導や交通規制など、町全体の総合的かつ機動的な初動体制が問われることとなります。本年1月1日から伊予消防等事務組合火災予防条例の一部が改正され、林野火災注意報及び警報の運用が開始されております。気象状況等により林野火災注意報が発令された場合には、消防署による巡回を1日1回実施し、警戒を強めております。さらに危険度の高い林野火災警報が発令時には、巡回を2回に増強するとともに、警報には罰則規定が伴うことから、あらかじめ火入れ等の届出があった方に対し、直接電話で中止を要請しております。あわせて巡回中におきましても、火気を使用している方へ積極的な声かけと指導を行い、火の使用制限の徹底を厳格に図っております。いざ発災した際の初動体制につきましては、常備消防、消防団、警察、そし

て町の災害対策本部が発災直後から緊密に情報共有を図り、消火と避難の連動並びに厳しい環境下で活動する隊員の安全確保を最優先とした体制の構築を図ってまいります。さらに、今治市の事例からも明らかなように、林野火災のような大規模かつ長期化が懸念される災害においては、近隣市町との広域的な応援・連携体制の実効性を高めておくことが不可欠です。この連携をより強固で実践的なものとするため、今年度は消防団の広域訓練として、伊予市及び松前町と合同で林野火災を想定した実践的な訓練を実施する予定となっております。この訓練を通じて、初動期の部隊増強のあり方や情報伝達、長期化を見据えた後方支援体制などを検証し、さらなる体制のブラッシュアップにつなげてまいります。次に、2点目の災害時における民間施設を活用した届出避難所の募集状況と今後の活用についての御質問ですが、日野議員の御指摘のとおり、分散避難の推進が不可欠であると、私どもも強く認識しております。届出避難所の現在の募集状況についてであります。現時点では制度の正式な運用開始に向けた要項の整理や、募集・周知のための資料作成などの準備作業を鋭意進めている段階であります。本施策を実効性のあるものとするためには、単に広報紙等で募集をかけるだけでなく、地域の実情や特性を最もよく把握されている各区の御理解と御協力が欠かせません。そのため、資料の準備が整い次第、町の方から各区の会合等に直接出向き、今年度は、地域の集会所など届出避難所を5か所程度計画し、直接御提案と御説明ができるよう準備を進めております。以上で日野議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） 答弁ありがとうございます。まず最初に林野火災の方の質問でございますけれども、全国的に非常に林野火災というのは増えておりまして、令和2年にですね、全国の林野火災の状況でございますけれども1,239件、449ヘクタールの焼損面積がございます。それが令和6年、件数的には831件と減ってはおりますが、焼損面積からしますとですね、1,073ヘクタールということで2倍強のですね、焼損面積になってると。したがって過去2年から6年までの平均をとりますと、件数的には1,167件の焼損面積が752ヘクタールというふうなことで膨大な面積がですね、燃え尽くされてるというふうなことになっておるようでございます。そこでお伺いいたしますけれども、本町の場合、恐らく私もあんまり聞いたことはないんですが、山火事が何件かあったような記憶をしておりますが、今までにですね、山火事のあった件数、それと要因あるいは焼損面積、それと分かればですね、鎮火までの時間、こういうものが分かれば、ちょっとお伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（東勝一） 堀総務課長。

○総務課長（堀潤一郎） 日野議員の御質問にお答えをいたします。町内の林野火災の状況でございますけれども、ちょっと平成30年からの情報しかちょっと準備できませんでしたが、まず平成30年の8月に大南で2アール、これが原因としてはたき火という事件が発生しております。令和3年の2月にも七折で47アールを焼く、そして令和4年5月に岩谷の方で10アール、令和5年の5月に広田の仙波の方ですが2アールの火災情報っていうのを把握はさせていただいておりますが、原因につきましてはいずれも全てたき火というような状況で、

鎮火までに、大変申し訳ございません、要した時間については記録が残っておりませんので、私の方でお答えすることができないことをお許しいただけたらと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） 焼損面積自体はですね、先ほど言われた、これヘクタールじゃなくてアールということですね、そんなに大規模な火災には発生していないということですね。ただし要因がですね、たき火ということになりますと、やはり人的な被害としてですね、当然そこら辺を注意しなければならんだろうなというふうなことは、当然伺えると思うんですが、これ全国的にもですね、似たようなことが言えるんですね。これ全国の数値なんですけれど、林野火災のですね、先ほど言いました5年間の平均が1,167件、出火件数が言いましたですけれども、このうちのですね、32.5%、379件はたき火なんですね。これは、もうワースト1の記録でございます。その次に火入れ、火入れがですね、221件、18.9%。で、その他4位がですね、タバコの火52件、4.5%、火遊び10件、0.9%というふうな形でですね、こう順位になってるようでございます。やはり先ほど、砥部町の要因と全く同じでございます、全国的にもたき火というのが一番要因としては大きいと。これであればですね、必ず注意しながら何とかこうなるんじゃないかなろかという気はするんですけれども、そのところはなかなか難しい問題ですが、先ほどの件数の中でもう1つですね、2番目の火入れというのがございます。この火入れというのは、当然ながら昔で言う焼畑農業みたいな形ですね、山林の一部を畑みたいにしながら、下の雑草を燃やしていくというふうな形で焼かれとった作業の方法だろうと思うんですが、それにはですね、町の方でも必ず火入れ条例というのがあって、申請しなくちゃならんというふうなことだと思うんですが、今の砥部町の関係からすると、要因としては火入れではないと、たき火だというふうなことですが、今までに、これも過去の数字になるんですが、火入れの申請があったのがあるのかないのかですね、その点もしよければお伺いしたいなと思いますが。

○議長（東勝一） 大内農林課長。

農林課長（大内丈夫） 日野議員の御質問にお答えをさせていただきます。記録を確認したところ、合併以降、火入れの届出は1件もありません。以上です。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） 火入れの申請は1件もないと、だから合併20年になりますけれども、20年間は1件もないということですね。本当に今頃はですね、昔みたいな農業の方法としてはあまりやりませんので、なかなか火入れをするというところにはなっていないんじゃないかと思いますが、それからその分の次の方でございますけれども、林野火災発生時のですね、初動体制について、次に御質問をさせていただいたらというふうに思います。林野火災は、発生場所がですね、山間部であることが多いと、消防車両の進入が難しい場合が当然としてあり得るわけでございますけれども、乾燥や強風の状況では、短時間で大きく延焼する危険性があります。そのため、発生直後の初動対応として、消防団あるいは常備消防、役場防災担当、警察、県、自衛隊、地元住民、こういったところがですね、どのように連携して情報

共有し、早期に消火体制を整えるかどうか重要だと思うんですけども、その点はどういうふうな内容になってるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（東勝一） 堀総務課長。

○総務課長（堀潤一郎） 日野議員さんの御質問にお答えをいたします。おっしゃるとおり初動体制でございますけれども、通報ございましたら、まずは常備消防の方が駆け寄って、初期消防を開始するということの中で、状況に応じてですね、焼失面積であるとかその状況に応じて、まずは砥部町の消防団の招集をかけるっていうようなことですね、それから近くにですね、民家等があればですね、それらの避難も判断しなければなりませんから、そのときには町の方ですね、災害対策本部を設置させていただきまして、どれだけの区域に影響が出てのかっていうのを把握した上でですね、これは常備消防さんとか消防団とか情報共有しながらさしていただいた上でですね、範囲を指定して避難指示、またその避難指示をするということであれば、避難所ですかね、それらも準備しなければなりませんから、そのあたりは町の方でやらしていただくと。まず初期は、そういうような形でいかしていただきますし、当然警察もですね、周辺の道路関係のパトロールというのをさせていただくような形で、まず最初はやっていくと思います。で、これが風の状況であったりとか延焼状況に応じて、これは町の常備であったり消防団では難しいということであれば、まずは伊予消防の、それぞれの伊予市・松前さんの消防団さんのお力をお借りいたしますし、それでもということであればですね、次に中予の市・町ですね、協定を結んでおります。こういったケースに関しては協力をお願い、お互いがですね、協力関係を結んでおりますから、そちらと合わせて、また県の方にもですね、こういう広がりを見せた大きなことになっていきますよというところで、県とももうそのあたりになると連携をさせていただくことになろうかと思えますんで、今ところは、初動としてはそういう形ですね、その規模で、今後の広がりスピードとかっていうものを把握しながらですね、広げていく。最終的に一番大きくなってしまくと、これは今治さんなんかは国の御協力も仰いだと、自衛隊の協力も仰いだというようなことになってしまいますけれども、そういう形で、まずは初期としてどれぐらいの人がいるかっていう、どれだけの規模なのかとか、その当時の気象状況であったりを見ながらですね、判断をしていくような形になろうかと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） 次に消防の水利とですね、消火活動の課題の方についてお尋ねをしたいと思います。火災発生時には、消防団や消防署の迅速な出動とともにですね、消火栓あるいは防火水槽、自然水利などの消防水利が確保されているかどうかですね、消火活動の大きなポイントになってくるんじゃないかなと思うんですが、特に本町の場合はですね、中山間地域を抱えておりまして、山間部の集落の奥まった地域では、消火栓とかですね、あるいは防火水槽までの距離ですね、道路の幅員あるいは水圧、自然水利の利用可能性などに課題があるのではないかと考えておりますけれども、そこで、町内の消防水利のですね、整備の状況と、それから消火活動上の課題についてですね、お伺いしたいと思います。

○議長（東勝一） 堀総務課長。

○総務課長（堀潤一郎） 日野議員の御質問にお答えをさせていただきます。こちらにつきまして、常備消防に確認をさせていただいたんですが、町に関しては、そういった情報を全部把握しておるということですけど、山入って行って、どこに水があったりとかっていうところについては、全てを把握しきれていないという回答をいただきました。そういうところで日野議員さんがおっしゃるようになりますね、今後そういったところについての整備であったりとか、例えば地元消防団さんはその山をよく御存じでしょうから、そういったところ、どれぐらいの規模、この林道であれば、どれぐらいの規模の車が入れるのかとかですね、そういったところの把握っていうのを今後していく必要があろうかという課題が出てまいりまして、そのことについて今後検討していかなきゃなんないのかなというふうに考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） おっしゃられるようにですね、町中であればね、消火栓とかどこにあるか確実に判断できるんでしょうけども、中山間地域ぐらいになりますと、道の幅も把握できない、あるいはどこにその水路みたいな川が流れとる、川が流れとるぐらいはわかるかもしれないんですけど、そこから本当に取れるのかどうかというふうなこともありますので、非常に難しい問題ではあろうかと思うんですが、それを徐々に解決していかなければですね、今治火災みたいな形になってくる可能性が高いので、そのあたりは随時ですね、今後進めていっていただいたらというふうには思います。その次にですね、住民への予防啓発の問題でございます。林野火災の原因としてはですね、先ほど言いましたように、たき火、これが一番多いということでございますので、農作業に伴う火入れ、草焼き、たばこの不始末など、人的な要因が多いわけでございますので、本町として、乾燥する時期あるいは強風時における火の取扱いについてですね、住民への注意喚起をどのように行っているのか、先ほど答弁でも少しありましたですけども、どのように行っているのか、特にですね、高齢者、問題の農業従事者、このあたりがそのたき火、山間部でやる可能性がありますので、この方々、あるいは山林の所有者ですね、に対してどういうふうなですね、啓発運動を進めていくのか、その点お伺いさせてもろたらと思います。

○議長（東勝一） 堀総務課長。

○総務課長（堀潤一郎） 日野議員の御質問にお答えをいたします。おっしゃるとおり先ほども日野議員さんが分析されたように、もう林野火災の原因というのは、ほぼほぼ人的な要因によるということですので、これについては、もう一言で言うと、もう周知を粘り強くですね、周知をさせていただくしかないのかなってというのが、私の考えでございます。当然、今野焼きなんかでやっていることに対して、その注意喚起をして、常日頃からですね、注意喚起していくとかですね、今も伊予消防にお聞きしますとですね、野焼きで煙が上がりました、それに対する、火災と勘違いとは言えませんが、そういう通報があると聞いております。それも年間何十件という件数があるということを聞いておりますので、そういったときには、伊予消防さん臨場されてですね、こういうときには届出がいきますよ、それこそ火入れの届出がいきますよとか、こういうことはやめてくださいねというようなことは、1

件ずつ啓発をしておるところでございますので、そういうところも含めていながら、また広報であったりとかですね、そういったところですね、火の取扱いに注意しなさい、で答弁にもありましたけれども、今年からですね、乾燥注意報、火災の注意報及び警報が出ましたんで、答弁にも申し上げましたが、注意報の場合はですね、伊予消防さんの方で1日1回見回りをさしていただいておりますし、もちろんそれにはですね、啓発というんですかね、スピーカーつけて注意しなさいよってというような啓発もさせていただいておりますし、警報のときにはですね、当然ながら2回ほど見回りをさせていただいておりますし、また私らの防災無線でもですね、乾燥しておりますから注意してくださいね、火の取扱いには注意してくださいねというような周知をさせていただいているところですし、今後もですね、そういったところを、機を見てですね、周知、地道に周知させていただくしかないのかなというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） まあ確かに、もうこういう類いのものは注意喚起をするしかないので、じかにですね、そちらの方に行って話をするとか、とにかくその話するときにもそうなんですけども、分かりやすくですね、こういうこと、例えばもう強い風の日には火ついたらいけませんよというようなことを、もう具体的に言ってあげるとかですね、あれはもう万が一どうしても火を使わないかんのであればですね、その火のそばから離れないというふうなことですね、そういうもう具体性をひめたような内容で、周知徹底をしていただいたらというふうには思っております。それから次でございますが、そのドローンの活用については、先ほど小西議員の方からもありましたように、私も前回の時にですね、ドローンのことについては質問をさせていただきましたので、来年導入されると、今年5人の操縦免許者が発生するようになるというふうなことでございますので、もうこのドローンをできるだけ早くですね、行けないところには行けるわけでございますので、そういうもう危険性の面からいっても、ドローンの重要性というのは非常に高いと思いますので、ぜひそれはですね、早急に導入していただいitですね、こちらの方の防災関係の方にも役立ててほしいと。今現在ある、農林課にある1台があると思うんですけど、あれではこういうのは今んとこできる要素はないんですかね。その点1点だけお伺いしたいと思うんですけど。

○議長（東勝一） 門田建設課長。

○建設課長（門田作） 先ほどの日野議員さんの御質問にお答えいたします。今現在、建設課で1台ドローン所有しておりますが、これにつきましては、災害復旧のときの査定を受ける際の写真の撮影のために、1台建設課が所有はしておりますが、この1台でもしその火災の折に、もし出動せいということが命令が下れば、うちの職員の方で対応はできると思います。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） そうしましたら今の農林課の1台のドローンでもですね、災害の方には出動はできるということでございますので、とりあえず来年導入されるまでの暫定措置としてですね、そういうのがもし万が一あれば、ないのに越したことはないわけですがけれども、

もしあれば、そういう形で導入していただいたらというふうには思っております。それからこの林野火災の最後の質問になろうかと思うんですが、今治市ですね、林野火災の検証記録というのがもう既に出ておるんですね。その中で、ちょっと文章を見ますとですね、かなり、先ほど私の方のこういう記録、検証記録というのがありますので、この中に、いろんなその課題というのが載っております。私の本文の中にも少し課題を入れておったんですが、砥部町としてですね、今治火災を、こんな言い方悪いかもしれませんが、教訓にしてですね、今度起こさないために、どういうふうにしたらいいのかということを考える必要があると思うんですね。それを具体的に、やっぱりこの形といいますか、文書に残していく必要があるかと思うんですが、そういう取組は、今後されるような取組があるのかどうかですね、その点最後にお尋ねしたいと思います。

○議長（東勝一） 堀総務課長。

○総務課長（堀潤一郎） 日野議員の御質問にお答えをさせていただきます。おっしゃっており今回一般質問を受けてですね、私もさらっと読まさせていただきました。これからやっていくことということでございますけれども、今年ですね、とりあえず町の防災計画を何年かぶりに見直しをさせていただきますんで、当然その中にですね、林野火災の記述もさしていただきましょうし、この近年のですね、大分などであったりとか佐賀県ですか、そこにもありましたよね、そういった林野火災が増えてるということなんで、答弁にもお答えしましたけれども、来年の2月にはですね、大谷池付近で伊予市・松前町・砥部町の消防団員さん合同でですね、この林野火災の訓練、特別にですね、やらしていただくということもございますし、そういったところで、この林野火災っていう分野についてのですね、知識を含めていくということもありましょうし、もう1つ今年の予算でですね、ジェットシューターっていうましてですね、当然車とかが入れない、ホースが入れないようなところの消火活動にですね、リュックサックの中に水を入れてですね、シュシュッという機械があるんですが、それらをですね、今回、今年40基導入させていただく予定でございますんで、そういった備えも、また計画も含めてですね、充実をさせていただけたらなという考えでおります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） 一番何ていうんですかね、進歩といいますか、いい方向だというのは、近隣市町で合同で林野火災の訓練を行うというのは、非常にやっぱり大切なこと、大きな前進だと思います。その上で、我が町が起こさないようにするためにどうしたらいいのかということを、やっぱり考えないといけないと思いますので、しっかりとですね、その計画の中に、今治市のその教訓を生かしていただいて、つくっていただいたらと思います。ちょっと最後にですね、ここの関連はあるんですけど、例えば山林火災が発生した場合にですね、その延焼を防ぐために、林道があったりですね、林道で一旦途切れますよね、あるいは防火帯というのがあるんですね、要は防ぐ帯状のものをですね、いうたら尾根みたいな形のものを例えばつくってですね、延焼を防ぐという防火帯というのがありますけれども、そういうのをですね、実はちょっと私この質問考えるときに、今森林環境譲与税というのをいただい

てると思うんですが、この中で森林の整備というのがありますけれども、この十分この延焼を防ぐという意味合いなのか、森林を整備する意味合いなのかという点で考えた場合にですね、そういう帯状の延焼を防ぐようなラインをですね、つくるのに、その環境譲与税を使うことができないのかどうかと、これ1つの方法だと思うんですね。今やったらもう切捨間伐が中心になってると思うんですけれども、それをある資料なんか見ますとね、十分対応できますよというふうなことの、名目上ですね、防火というよりは林道の整備とかですね、そういう方面でそういうことも含めた形で検討するというふうなことで、その環境譲与税がですね、この防火帯なんかをつくる時の林道的なものに使ってもいいのかどうかということについて、お伺いしたいと思います。

○議長（東勝一） 大内農林課長。

○農林課長（大内丈夫） 日野議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。山林火災予防にも結びつく、そういった防火帯等の緩衝帯の整備についてですが、森林環境譲与税については、災害防止等を図るための森林整備であれば活用して整備を行うことは可能だと考えられます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） 森林環境譲与税を使った、そういう防火帯をつくることは可能だということでございますので、すぐにはなかなか難しいのはあると思うんです。今までの予定、切捨間伐の予定とかですね、そういうものがあると思いますけども、それに次の段階としてですね、そういう延焼を防ぐためのものを踏まえたような形で切捨間伐をやるとかですね、いうふうなこともアイディア的に生かしていただいて、こういうせっかく国から補助を受けとる税金でございまして、もう有効に使うためにですね、そういう形で使っていただけたらというふうに思います。この山林火災というのはですね、本当に今治の火災なんかをこう見てみますと、もう大変なですね、人的なことも大変です。最初に本文で言いましたように、その人のローテーションの問題とかですね、20何日間にわたって、もう朝から晩まで、晩までというか、もう深夜も含めてですね、火災に当たらなければいけませんので、もう絶対起こさないという信念のもとに、担当課の方はですね、注意喚起していただくように心からお願いをいたしまして、まず最初の1問目の質問については終わりたいと思います。2問目の災害時における民間施設を活用した届出避難所の募集状況と活用についてでございます。まず募集の方法、またこれはですね、今からという形でお話を聞いておりますので、今までにやったということじゃございませんけども、今からどういう形ですね、PRをしていくかというふうなこと、各課の方の自治会に行くとですね、いろんな形でやってみると、ただ単にこれ待ってとってですね、来るものじゃないような気がするんですね。といいますのはですね、これ私も区長経験がありますので1つ思うんですけれども、やっぱり大変なんですね、運営自体が。この届出避難所自体がですね、もう町はできたらノータッチですよと、その自治会で全てやってくださいというふうな形の、本来はものなんですね。砥部町としてどういうふうに考えてるのかわかりませんが、こうなりますと、自分とこも被災受けとるのに、よそのことも、その自治会のことまでなかなかできんなあと。例えば南海トラフなんか

起きたときにですね、当然自分とこの被害があります。その上に立って、自治会の方のそういうこの届出避難所の、もし登録ができればですね、そういうところに充てなくちゃいかんということになりますと、非常に大変な労力が要ることになりますので、先ほど言いましたように、いろんな形で積み上げていく必要があるんだと思うんですが、まずは募集をして、例えば区長会なんかで募集してですね、誰かどこか手挙げてくれませんかみたいな形で募集すると、恐らくそんなにですね、我先にというては挙がらないんじゃないかなと思うんですね。そうなりますと、先ほど答弁の中にあつたような自治会に出向いて行って、そこでいろんな説明をして、で、それで納得していただいて登録してもらおうというふうな形ですね。これ、最初に私思うんですけど、この登録とですね、協定、登録いうのはもういわゆる使う可能性がありますよというのが登録、で協定いうのは必ず使いますと、やりますっていうふうな違いがあると思うんですから、これはもうあくまで登録という形で使う可能性がありますよというふうなことで理解しとって構わんですか、どうでしょうか。

○議長（東勝一） 堀総務課長。

○総務課長（堀潤一郎） 日野議員さんの御質問にお答えをいたします。おっしゃるとおりですね、今回につきましては登録という形でやっていただくということで、今のところはですね、登録していただいて、初動のときにですね、この避難所を地元区であったり、その自主避難所の組織であったりとかいうところですね、立ち上げて運営をしていただくってというような形で考えておるところでございますので、よろしく願いをいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） 今回、今年度の予算でですね、備品なんかの分で166万円の金額がついてると思うんですけども、今回は5か所の登録を目指す、目指すといいますかそういうふうなことでございますけれども、届出避難所はですね、町内全域にバランスよく確保するというのがやっぱり前提だと思うんですが、地域ごとのその偏りですね、例えば麻生地区は世帯数が多いから麻生地区の方に3つにして、あとは2つでいいやってというような感覚だと、やっぱり具合が悪いと思うんですね。その後で質問しますが、その5か所ですね、届出避難所の中身をどうするかというのもですね、例えば麻生小学校の延長で、例えばの話で、例えば高尾田集会所がですね、登録されましたよとなったときに、そこもおんなじようにするのか。例えば福祉避難所として高尾田の集会所が使うのか、あるいはペット同伴の人がそこに入るのかとか、いろんなその要素があるわけですね。そういう形でその募集についてはですね、各地区まんべんなくやるような状況にあるのかどうか、その点お尋ねをしたい。

○議長（東勝一） 堀総務課長。

○総務課長（堀潤一郎） 日野議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。おっしゃるとおりですね、やっぱりバランスよくっていうのが理想ではあるんですけども、まず今回こう初めてなものですから、おっしゃるようにどれだけの方が手を挙げていただく、それが地区的にどういうバランスになっているのかっていうのは、今の現状として募集もかけてない状況で、ちょっと把握しかねてる状況ではございますけれども、ただ私どもも考えるに

ですね、やっぱり地区のバランスっていうのはいろいろかと思ひますし、場合によつたらその地区に応じた、その特色のある避難所の運営の仕方っていうのを将来的には考えられるかと思ひますけれども、今のところは、手を挙げていただくところをまずは登録をさしていただきまして、そこでそこが手挙げた段階で、何地区だっていうところで、それが5地区であれば、その次の来年以降の話としては、こっちに偏つてゐるからこっち側に積極的にうちの方からセールスして、セールスというか失礼ですけど出向いていってですね、この地区に、こういう理由でちょっと足りないんやけれどもっていうような、将来的にはですね、そういったセールスをしながらですね、少しずつ確保していくっていうことになろうかと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） まずは手を挙げてくれるところを探すということですね。その中で、もし地区ごとにちょっとバランスがないようでしたら、別の地域のところに訴えていくというふうな形をとっていただけるといふことですね。それから受入れ条件の確認、先ほど言いましたようにですね、どういうその目的で、その避難所を使うのかということですね、これも重要なポイントじゃなかろうかと思ひます。民間施設を届出避難所として活用する場合にですね、建物の例えば安全性、これはもう当然のことです。トイレ、駐車場、あるいはその厨房設備があるかないかとかですね、バリアフリーになつてゐるのかどうかというふうなことも踏まえて、ここの集会所といいますか、届出避難所はこういう形にしたいなあとかいうふうなことも出てくると思ひますけど、このあたりの受入れ条件的なものをですね、少し明確にあるようでしたらお願いしたいと思ひます。

○議長（東勝一） 堀総務課長。

○総務課長（堀潤一郎） 日野議員の御質問にお答えをさせていただきます。おっしゃるとおり今回募集にかけて何もなしっていうのもいけませんので、まず私どもの方、今現在考えさせていただいてる条件といたしましては、まずその地域であつたりっていうところの地域防災計画ですね、地区防災計画、この中に、その避難所をやるからそれに対する運営のルールみたいななんも計画に入れていただくっていうのを、まず前提とさせていただいたらと思つてます。で、場所的なものではございますけれども、それこそ崖の上であつたりとか、下であつたりっていうのはやっぱりまずいですから、場所的にはですね、浸水想定区域以外、もしくは土砂災害警戒区域外にあることが条件、それプラス、やはりあの建築基準法における新基準ですね、新耐震基準を満たした建物、これらこの3点についてはですね、それと計画ですね、については必須というふうに、今のところは考えておるところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） ありがとうございます。最低でもですね、南海トラフなんかの地震の場合の届出避難所となりますとですね、新基準でも、もっと上の段階じゃないとなかなか難しいかなというふうな気持ちはあるんですが、そのあたり受入れ条件としてはきちつとですね、確認された上で登録をしていただきたいというふうに思つております。それから災害時

のですね、これはもう実質的に災害、有事があったということで、関係しての話なんです、災害時のその開設の判断についてということですね、届出避難所は、災害時、誰がどのタイミングで開設を判断するのか、要は町なんかでもですね、避難所をオープンしましたよということは放送なんかで言いますけども、それは町の施設であればそういう形でいいと思うんですけども、その届出避難所になったところの登録しとるところはですね、誰が、町の方から言わんことにはどうもならんのか、あるいはもう自治会で単独でできるのか、開設がですね、そういうふうなことの、その運用の規則的なものをですね、ちょっとわかっておれば教えていただきたいと思いますが。

○議長（東勝一） 堀総務課長。

○総務課長（堀潤一郎） 日野議員の御質問にお答えをさせていただきます。この開設のタイミングであったりっていうのはですね、そこの今回登録、例えば区が登録するのか、それぞれの自主防災、同じだと思えるんですけども、するのかあれですけども、そこの登録していただく団体がそのタイミングを全て担っていただくような考え方でございます。そのためにですね、その地区の防災計画の中に、例えば避難所運営のタイミングであったりとかっていうものを計画に、それぞれの地区にですね、やっぱりいろいろあろうかと思えますから、そういったものを、こういう状況になったときには届出避難所を開設しようねっていうようなマニュアルを、その各区の計画の中にうたっていただいた上で、そのマニュアルに準じた形でですね、運営をいただく、開設をいただくというふうな取扱いをしていけばいいのではないかなというふうに考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） もうあんまり時間もなくなりましたが、あと何点か御質問させていただきますと思いますが、避難所の配置についてなんですが、分散避難ではですね、避難者がですね、どこにいるのかというのは非常に把握しにくくなるということで思います。で、登録されたところについても、施設管理者が誰になるか、区長さんやったら区長さんかなとしてですね、区長さんの方からこういう方々が何名うちに来てますよというようなことで、町の方に連絡すればいいですけども、それ以外の方ってのは必ずいらっしゃるわけで、例えば車中泊をするとかですね、どっかの公園に集まってるとかですね、いうふうなところがやっぱりあろうかと思うんですけども、こういうふうなところについての人数的な把握というのは、町の方としてどういうふうに考えられておるんですか。その点をお伺いしたらと思います。

○議長（東勝一） 堀総務課長。

○総務課長（堀潤一郎） 日野議員さんの御質問にお答えをいたします。確かにまず把握できるのは、うちの方で指定している避難所であったりとか、今回登録をお願いする指定避難所については連携を密にしてですね、どういった方がおられますよという把握はできるんですけども、そのグラウンドとか、どっかグラウンドであればですね、今、基本的には、避難所については、各小学校のグラウンドなんかは把握のしようがあるんですけども、じゃあそれ以外のところをどう把握するかっていうのは、なかなか難しいところでございまして、

そこがある程度まとまってっていう初動の段階でですね、どこに誰々がいるっていうのは、正直な話難しいところだとは思いますが、災害が経過するごとにですね、基本的にはそういった方も含めてですね、把握をしていく必要があろうかと思いますが、ただその把握の方法につきまして、どういった形をとればいいのかっていうのが、ちょっといろいろなケースバイケースであらうかとは思いますが、今後その辺も含めてですね、考えていかなければならないのかなというふうに考えてますので、よろしくお願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） あと2問ぐらい質問をさせていただいて終わりたいと思うんですが、まずですね、施設管理の方の負担軽減、これがやっぱり一番じゃないかと思うんですね。先ほど言いましたようにですね、自らも被災者であるということは恐らくだろうと思うんですね。そういう南海トラフなんかのときに、登録した施設になった場合はですね、そうなりますと、ほとんど今まで、例えば自主防災組織の中で役員とされてる方ですね、もう大概の方が被災されとると、そういう中で、役割分担といってもなかなか厳しいところがあるんじゃないかと思うんですね。こういうところに例えば町の職員さんでも一緒ですわね、要領的に言うたら、もう自分も被災者になってる可能性は多分にあるわけですからですから、そういうわけで、この負担の軽減についてですね、少し町の方から、例えばもう自治会で全部やってくださいよというんじゃないし、もうできなければしなくてもいいですでは駄目だと思うんですね、もう避難してきとる人のおる以上は、そのところを少し管理者でも最悪の場合は、もう町の職員も何とか増員してやりますというふうな形のものはあるのかなのかですね、そのあたり、いかがなものでしょう。

○議長（東勝一） 堀総務課長。

○総務課長（堀潤一郎） 日野議員の先ほどの御質問につきましてですね、おっしゃるとおり大きな災害が起こった場合、皆さんが被災してる中でどうするかっていうのは、大きな課題だと思いますけれども、例えば今回届出避難所につきましてはですね、私どもとしては、まず初期、災害初期の逃げ場所を確保するっていう意味合いっていうのもございますので、この災害がある程度落ち着くって言ったらかおかしいけど、日にちがたてばですね、それこそ全貌が見えてくる、その中で、避難所にどれぐらいいるかっていうのもつかめてきた段階ではですね、今度は逆にそのマンパワー、要は運営をするパワーっていう数にもよるんですけども、集約っていうことも考えられるべきなのかな、やっていくべきなのかなと。こういった避難所があるのもいいことではあるんですけども、そうすると、その運営に対して人もいっぱいいますし、ただ、じゃあこれだけいるかっていうところの判断ができるようになれば、そこを集約する。今まで届出避難所にいた人たちに指定避難所に移っていただくとか、そういったやり方でその人の労力を軽減するっていうのも1つの手だと思いますし、もちろん甚大な被害の場合はですね、何日かすれば、国、先ほどの話じゃないですけど、草津の方からも応援をいただくわけですから、そういう人間の確保ができるようであればですね、当然今まで各区で運営してくれよといったところをですね、そういった支援を

してくれる方であったり、ボランティアさんにその運営をお任せするっていうのも1つの手だとは思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） 1つ提案なんですが、先ほちょっと私も言いかけたんですけど、車中泊というのは必ず出てくると思うんですね。どうも普通の一時避難所には行けない、今回の例えばその届出避難所にも行けないような人がですね、車の中で寝泊まりするということは、必ずあり得ることだと思うんですね。新潟なんかでもありましたですから。そうなった場合にですね、例えばの話ですけど、車中泊をするところ、ゆとり公園とかですね、ああいうグラウンドですね、そこに車入れて車中泊する人は、もうそこに全部行ってくださいっていうふうな形でですね、田ノ浦はちょっと斜面があって土砂崩れなんか起きとる場合があるかもわかりませんが、極端に言うたらそういうところをですね、解放してあげて、車中泊でしてくださいっていうのも1つの方法だと思うんですね。それも答弁はいりませんので、それも1回頭の中に入れといていただいてですね、もうどこでもバラバラバラ車中泊すんじゃないくて、ここに行ってください、そしたらここはトイレもあります、水もありますというふうな形になるわけですから、その方が、どこでも車中泊するよりはいいのかなと思ったりしますので、ぜひそれを入れていただきたいと思います。私が今回この届出避難所の質問をさせていただいた一番の要因はですね、まずガイドラインを作るということですね、これを作ってほしいと。今まで言った内容のものを含めてですね、ガイドラインを作っていただいて、そのガイドラインに沿った内容で、例えばその届出避難所の手挙げるところについては、これこれこれの条件がありますよというふうなことをですね、していただきたいなというふうなことが最後のお願いでございまして、本日の私の2問の質問については終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（東勝一） 日野恵司議員の質問を終わります。ここでしばらく休憩します。再開は午後2時25分の予定です。

午後2時08分 休憩

午後2時25分 再開

○議長（東勝一） 再開します。一般質問を続けます。9番原田公夫議員。

○9番（原田公夫） 9番原田でございます。今回も2問質問をさせていただきます。まず第1点目でございますが、認知症行方不明者への対策はでございます。警察庁は2012年に家族などから届出のあった分から、認知症の行方不明者の数を正式にとり始めています。2012年の行方不明者は9,607人で、その後増え続け、2024年は2012年の1.9倍の1万8,121人になっています。このうち2024年中に見つからなかった人は273人おり、その後どうなったかは不明のままだそうです。そこで警察庁は、全国の警察から聞き取りをするなど、追跡調査を行いました。その結果、2025年末時点で2024年届出数の0.9%に当たる171人の行方不明者届が解除されていませんでした。この171人の内訳は、男性87人、女性84人、年齢別

では80歳以上115人、70歳代46人、60歳代8人、50歳代1人、40歳代1人、都道府県別では北海道15人、福島11人、愛知・鹿児島9人、茨城・広島8人、新潟7人、東京・静岡・京都・山口6人となっています。また、認知症で行方不明になる理由として、記憶障がい、方向感覚の喪失、認識の問題、不安やパニック、過去の記憶に基づく行動、コミュニケーションの困難が挙げられます。そのため家族や支援者は、認知症の人が安全に過ごせるように、特別な注意とサポートを提供することが重要になってきます。本町も高齢化が進み、対策が必要な事例も出てくるかと考えますが、どう対応していくのか、町長にお伺いします。2点目。教員の休職対策について。文部科学省によると、2023年度に精神疾患で休職した公立学校の教員は7,119人で、その要因は、保護者からの過剰な苦情や不当要求にあると見られています。その対応策として、学校の代理人として弁護士を派遣する制度が広がっています。文部科学省では昨年9月、不当要求への対応は学校以外が担うべきとする働き方改革の指針を出しています。本町の相談体制は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ハートなんでも相談員の配置がされていますが、それで全て対応できているのかどうか心配されるところです。昨年8月に、教育行政に係る法務相談体制の整備等に関する調査が行われ、専ら教育行政に関与する弁護士に相談できる体制がある自治体は、都道府県で91.5%、指定都市で100%、中核市で74.2%、市町村等で18.3%という結果でした。学校において、保護者等からの過剰な苦情や不当な要求に係る対応等が発生した場合、速やかな課題解決や教職員の負担軽減にもつながることが期待されるため、体制整備が必要ではないかと思います。本町の現状と対策について、教育長にお伺いします。

○議長（東勝一） 古谷町長

○町長（古谷崇洋） 原田議員の御質問にお答えします。初めに、認知症行方不明者への対策はとの御質問ですが、認知症の高齢者が行方不明となることは、御家族の心労や御負担を考えますと、この問題は個人の問題にとどまらず、地域社会全体で支えあっていくべき課題であると受け止めております。本町におきましては、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるよう、地域包括ケアシステムの構築と見守り体制の強化を推進しております。まず、行方不明になる前の防止策としまして、町内の医療や福祉サービス等を網羅した砥部町認知症あんしんガイドブックの配布や、認知症サポーター養成講座等の開催を通じた普及啓発の実施、また、民生委員や老人クラブ会員、介護保険サービスや地域包括支援センターによる人的な見守りや認知症による徘徊が見られる高齢者を介護する御家族にココセコムという位置情報の把握ができるGPS端末を貸し出すなど、日頃からの見守り体制を整備しております。あわせて、認知症高齢者等見守り事業として、事前に介護福祉課に徘徊の恐れのある高齢者等を事前に登録していただき、行方不明時に協力事業所に情報提供し、早期発見につなげる事業を展開するなど、早期発見につなげる体制を構築しております。さらに、現在新たな取組として、認知症の高齢者等見守りを必要とする高齢者を見守る仕組みづくりとして、地元、砥部分校の生徒さんにも御協力いただきながら、砥部町オリジナルのヘルプマークを作成するよう検討しております。また、行方不明になった場合には、事前に登録していただいた情報をもとに、警察や関係機関と連携し、地域ぐるみで迅速に捜索を行っております。

す。さらに、無事に保護された後のサポートにつきましても、再発防止に努め、関係機関と連携し、地域の見守りネットワークの充実に向けて取り組んでおります。本町といたしましても、未然防止から早期発見、保護後のケアに至る一連の体制を強化し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアの推進に努めてまいります。次に、2点目の教員の休職対策についてとの御質問に関しては、教育長が答弁いたします。

○議長（東勝一） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 原田議員の御質問にお答えをいたします。教員の休職対策についての御質問ですが、休職に至る要因は、児童生徒への指導に起因するものや職場内での人間関係、長時間勤務、病気など多岐にわたりますが、保護者からの過剰な苦情や不当要求も要因の一つでございます。本町においても対策は急務であると考えておるところでございます。本町では、不登校や家庭環境などの児童生徒を取り巻くあらゆる相談に対応するため、御承知のとおりスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、ハートなんでも相談員として心理士や社会福祉士、教職員OBなど専門的な知見を有する相談員を配置し、児童生徒の問題の早期発見と解決を図るとともに、教職員への相談にも対応をしているところでございます。また、保護者等からの過剰な苦情や不当要求など、学校だけでは解決できない問題に対しましては、学校又は保護者の要請に基づき町教育委員会が介入をし調整を図るほか、必要に応じて、町の顧問弁護士や愛媛県が設置をしているスクールロイヤー、警察OBを含む学校問題解決支援チームによる相談体制も構築されています。学校に対する不当要求の実態につきましては、町教育委員会も部分的には把握しているところでございますが、今年度、町立学校におけるカスタマーハラスメント対策基本方針を策定する予定にしておりますので、策定に当たりアンケート調査を実施することとしております。これらの取組を含め、業務量管理・健康確保措置実施計画を推進していくことで、「チーム学校」としての機能を強化し、教職員が休職に至ることなく、安心して子どもたちと向き合う時間を確保できるよう環境整備を進めてまいります。以上で原田議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 原田議員。

○9番（原田公夫） 行方不明者の対策ということで、あんしんガイドブックとかサポーター養成講座、地域包括ケアシステムの構築と見守り体制の強化を推進しておると、また、ココセコムという位置情報の把握できるGPS端末を貸し出しておるとか、対策をとっておるということで、私が質問したような事態があまり多く起こらないための対策は、若干できているのではないかとこのように考えております。認知症行方不明者の人数につきましては、先ほど私が言ったとおりなんでございますが、単なる行方不明者だけで言いますと、令和6年の実績で8万2,563人ということで、そのうち男性が5万2,502人、女性が3万61人と、行方不明では男性の割合が高い傾向が続いているということでございます。年齢層別では10歳代の行方不明者数が最も多いということで、若い人に行方不明者が多いというようなことも出ておるようでございます。今回質問しました認知症の行方不明者ということで、他県でそれに対する対策でやっておるところで、先ほどありましたようなAirTagを靴の中敷きに入れて位置情報で確認ができるとかというようなものもあるようでございます。そういっ

たことがあるわけですが、やはりあの一番大事なのは、行方不明者、認知症の方に対して、外出するのを阻止するとかいうのではなく、通常の普通生活の中で、周りが見守っていくというような対応が一番いいのではないかとよく言われております。認知症になった方も本人がなりたくてなったというわけじゃないというところが、その根本にあるようでございます。よく行方不明になりますと、最近ではメールとかネットとか、あと以前はよく防災行政無線で放送などしておりましたが、本日も、先ほどちょっとタイムリーに75歳の男性の方が昨日から行方不明というようなことが流れておりましたが、やはり身近にもそういったことがあるというわけで、やはり普段からの地域のつながりがあれば、多少そういったことも少なくなってくるのではないかというふうに思ったりいたします。よそでやっておる例で、例えばこれ岩手県の方であった事例ですが、犬の散歩をしながら認知症の人たちを見守るわんわんパトロール隊が活動しておるとか、あと郵便物がポストにたまっていないかなど、地域全体で異変に気を配るとか、そういった地域を巻き込んで、そういった対策が必要であると。それと、あとやはり一番第大切なのは、行方不明になったときには、やはりあの警察にすぐに届け出て、探していただくというのがやはり一番早く見つかる。そういった例で警察に届けた場合は、大体1日以内に見つかるという例が多いようでございます。やはりそういったことをあまり周りに言いたくないということで黙っておると、なかなか見つからないというようなことがあるようでございます。その最悪な場合は、亡くなって見つかるという例も結構あるようでございます。ITメーカーの方などで、その認知症の方の特徴ということで、検出するシステムというのを開発を進めておるようでございます。認知症の人は歩幅が狭くなったり足を引きずったりする特徴があるとされ、こうした歩き方を学習したAIやカメラの映像から検出するというので、27年度以降の社会実装を目指すというようなことも言われております。認知症で行方不明になった、警察に届出があった数は、大体年間2万人近くは警察に届出があると。そのうちの500人程度が亡くなった状態で見つかるというようなことがあるようでございます。行方不明になる人のもう6割近くの方は、1人で散歩や買い物に行くなど、普通に暮らしている人たちということでございますので、周りから見れば何の違和感もないと、そういったことは言われております。先ほど答弁いただきました砥部町認知症あんしんガイドブックの配布とかいうこと書かれておりますが、私申し訳ございませんが見たことはないんですが、こういったような内容のものでしょうか。

○議長（東勝一） 白形介護福祉課長。

○介護福祉課長（白形大伸） ただいまの原田議員さんの御質問にお答えいたします。ちょっと持ち込みのことであれなんですけど、実はこれがですね、ガイドブックというものになっておりまして、この中にはですね、認知症になったらどんな病気なのかな、どんなことかなというところの内容を書いておったりですね、次のところで、物忘れチェックシートということで、どこの項目があれば認知症なのかなというような気づきのページもございます。その後ですね、認知症かなと思ったらどこに相談に行ったらいいのかなというようなところであるとか、それに対応する医療機関、このあたりの内容も記しておりますし、認知症に例えば家族がなったときにですね、横のつながりといいましょうか、そういったサロンである

とかカフェ、そういったところの情報も逐一入ったような大体 50 ページぐらいのですね、冊子になっております。これまた当課のですね、地域包括支援センターの方でお配りしておりますので、またいつにいただけたらと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 原田議員。

○9 番（原田公夫） 日本では高齢化の進行に伴って、2025 年には 65 歳以上の高齢者の約 700 万人が認知症と推計され、65 歳以上の高齢者の 5 人に 1 人が認知症を抱える状況にあるというふうに言われております。そういった中に、最近ちょっと気になることがあります、砥部町でも人口はだんだん減っておるんですが、世帯数は増えておると。そういったのが、ひょっとすれば高齢者の独居老人世帯が増えておるのではないかと。家族と一緒にあれば、いろいろ対応もしやすいんじゃないかと思うんですが、今本町で、その高齢者の 1 人世帯というのは何世帯ぐらいあるんでしょうか。

○議長（東勝一） 白形介護福祉課長。

○介護福祉課長（白形大伸） ただいまの原田議員さんの御質問にお答えいたします。世帯というところではあるんですけども、ちょっとごめんなさい人数の方で挙げておりますが、独居である方の数が 978 人いらっしゃいます。高齢者のみ、70 歳以上の高齢者のみで住まわれてる方が 1,725 人いらっしゃいます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 原田議員。

○9 番（原田公夫） 高齢者でいうと 1,725 人というのが、かなり多いというふうには感じます。そういった中で、やっぱり警察庁の方が、行方不明になった場合は行方不明となった場所の周辺が一番多く見つかるというようなことがあるので、最近では上空からのドローンによる搜索が効果的であるというふうに言われたりもしております。先ほど別の部分でドローン出ましたが、そういったことも今後搜索には大事になってくるんじゃないかというふうに思います。この認知症というのが、やはり日本の高齢化社会と密接に関連しておりまして、患者数が増加傾向になると。社会的理解の向上、地域での支援体制の整備や、あとやっぱり医療とか介護サービスの充実というのも不可欠であるということであろうかと思います。あと本人の尊厳を尊重した生活支援が、今後のやはり課題であると言われております。やはり先ほども言いましたが、家族だけで支えようと頑張るのではなく、やはり地域にオープンにしながら、外出を続けるための理解者を増やすことがやはり鍵、これからは鍵になるんじゃないかと。危ないからといって、外出を止めるというのは逆効果であると、そういうふうにも言われております。そういった発想を変えていくことが、今後大事になってくるんじゃないかと思っております。認知症でやはり行方不明にならないための対策というようなことで、靴などの、先ほどありましたが認知症の方が身につけるものに GPS をつけることや、家の出入口にセンサーをつけておくとか、地域の交番や警察の方とすぐに連絡ができるように連絡先を控えておくことや、行方不明になった場合には、もうちゅうちょせずに警察を頼ることが重要であると言われております。いろいろ現在は、それ以前の対策ということで、サポーターの養成講座とか、いろいろ現在やっただいておるようでございます。本町でも、やはり行方不明と認知症との関係はまた別としまして、そういった事例が出ておること

を考えると、高齢者の人にとっては、やはりそういった認知症という部分で、行方不明になることが今後とも多くなるのではないかということが考えられますので、それなりの対応をしていかないといけないのではないかというふうに感じておるところでございます。事前にココセコムを貸し出すとかいった方法以外に、もう一步踏み込んだ対応について、今後検討はどのようにお考えでしょうか。

○議長（東勝一） 白形介護福祉課長。

○介護福祉課長（白形大伸） ただいまの原田議員さんの御質問にお答えいたします。町長の答弁の中でもございましたとおり、現在ですね、オリジナルのヘルプマーク、お守りのようなものをですね、砥部分校の方にですね、デザインの方を依頼しておりまして、それは何かというと、御家族の方が高齢者であるという、認知症の高齢者である方にですね、例えば持ち歩くときに、ストラップ状のもので持ち歩きやすいようなものにひっつけてつけるようなもので、あまりこうデザイン的にいやらしいのだったらいけないので、お守り的なデザイン性に富んだようなものを現在作成しております。これをですね、持って歩いている方についてはですね、お声がけをいただくとかいうようなことを今のところ進めております。で、あのちょっと難しいところではあるんですけども、先ほど原田議員さんのおっしゃったとおりですね、徘徊というような言葉を使われるんですが、本人は目的を持って出ている場合もありますので、なかなかですね、周りの目でですね、見つけるというのは難しいところもあるかなというところで、そのあたり、どういった形でですね、見つけるのかというところを考えておるところでございます。これに関連してなんですけれども、ちょっと今現在ちょっと搜索の方が出ている方についてはですね、本町の認知症高齢者等見守り事業ということで、事前に御家族の方から認知症で徘徊があるかもしれないので、もしもそういった場合については、情報こちらにあるので、行方不明になったらちょっと警察機関とか消防であるとか消防団であるとか、そういったところに情報を流してくださいという制度があるんですけれども、現在 16 人ほど登録がありまして、今回不明になった方も届出をされてる方ですので、その情報を生かしてですね、早期発見の方に努めていきたいと考えております。以上です。

○議長（東勝一） 原田議員。

○9 番（原田公夫） 先ほど、登録しておる方で南署の方から通知が出ておるということで、やっぱり行方不明になった場合の所在確認までの期間は、警察に届けた、その日に届けた場合ですと、大体受理当日が所在確認できる確率が 77.5%、届け出るのが早いことに越したことはないというようなことが言われております。また、一週間以内ということであれば 99.6%という事で確認されるということなんですが、やはりあの警察等の力で見つけ出してもらえるとというのが一番確率が高いということで、やっぱり地域の方も巻き込んで、あと先ほど言いましたような警察への協力依頼とか、あと地域との協力関係とかを綿密に取っていただきまして、そういった方が、なるべくまあ出るのはしょうがない部分ございますが、そういった方が、少なくとも対応できるように今後ともいろいろ方策を考えていただきたいと思います。続きまして、教員の休職対策の方を質問続けさせていただきます。先ほどの答弁

では、必要に応じて町の顧問弁護士や愛媛県が設置しているスクールロイヤー、警察OBを含む学校問題解決支援チームによる相談体制を構築というようなことが答弁で出てきました。またあとカスタマーハラスメント対策基本方針の策定をすとか、そういったことで環境整備を進めるというようなことになっておるようでございます。砥部の場合、若干田舎の部分もあるのかもしれませんが、都会の方では、何か学校でいじめとかうんぬんがあるとかいろいろあった場合に、保護者の方が弁護士同伴でやってくるようなところも、都会ではあるようでございます。やはりそういったこともふまえますと、やはりある程度いろいろな対応ができる体制を整えておくというのが、今後は必要になるのではないかと。ただ学校の先生にとりましては、何か学校であった場合には、その子どもさんもしくはその兄弟の方が卒業していなくなるまで、ずっとやはり対応が引きずられるというようなことございます。いろいろやっぱり出てくるのが、いじめの疑いなどから保護者とトラブルになることが多いとか、要求に全て応えることは難しいとかいうようなことが、やはり現場で出ているということでございます。先ほど質問の中でも言いましたが、文部科学省の方でもそういった対応が難しい部分については外部委託をするというようなことで、本町でも、県の方へお願いしたりとかいうような方策をしております。今回質問しました、スクールロイヤーの配置を検討していない町村の方は18%ですか、少ないということなんですが、その原因というのは、やはり自治体の顧問弁護士で十分対応できておるという認識があるのと、もう1つは予算の確保が難しいと。そういったことで、スクールロイヤーの配置を検討していないというような理由が一番多いようでございます。実際スクールロイヤーの相談案件として多いものとしましては、保護者等からの苦情や要求に係る対応、いじめに係る対応、学校事故に係る対応、触法、法に触れることとか非行とか暴行等の問題行動に係る対応、あと教職員の不祥事に係る対応、個人情報保護関係といったのが内容としては相談案件が多いというようなことでございます。本町でも部分的には把握しておるというようなことなんですが、やはりなかなかそういったことが学校現場から教育委員会までは上がりづらい状況があるんでしょうか。

○議長（東勝一） 松田学校教育課長。

○学校教育課長（松田勲） 原田議員さんの御質問にお答えさせていただきます。部分的な把握ということでございますけども、学校の方ですね、基本的に保護者の対応はまずさるべきだと思います。その中で、お互いの要求とかですね、配慮の仕方とか、そん中で折り合いがつかないような場合になったときに、基本的には教育委員会とかそれら外部の機関に対して、保護者が相談を持っていくというような流れになろうかと思います。そういう中でですね、砥部町としては顧問弁護士を擁しておりますので、教育委員会としてなかなか難しいなと判断つきにくいといった場合は、そういった顧問弁護士の方に御相談をさせていただいて、対応しているという現状でございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 原田議員。

○9番（原田公夫） 町行政の方も、やはり顧問弁護士で、いろいろ相談する事例があったりするようなことがあると思います。今回も若干そういった例はあるようではございますが、最近の例として、内容もちょっと言いにくい部分があるかもしれませんが、件数とかそういう

ったことでわかってる範囲、お知らせいただければと思います。

○議長（東勝一） 松田学校教育課長。

○学校教育課長（松田勲） 御質問にお答えさせていただきます。顧問弁護士への相談についてはですね、過去5年程度で年間5件から10件程度だったと私記憶しておりますけども、その中で、学校に関係することで相談に行ったことはですね、恐らく直近で言いますと教職員の不祥事がございましたので、その件で相談に行った事例はございます。以上でございます。

○議長（東勝一） 原田議員。

○9番(原田公夫) 年間10件が多いのか少ないのか、ちょっと内容にもよるんですが、そういったことが余りないのが望ましいとは思いますが、対応としてしょうがない部分もあるのかと思います。やはり教員の負担を少なくするためにも、やはりそういったことがないように、指導に専念できるような、先生の安心安全を守ってあげるのも大事ではないかと思いますので、今後とも学校行政につきまして、こういった私が質問したような内容がないように対応していただければと思います。以上で私からの質問を終わります。

○議長（東勝一） 原田公夫議員の質問を終わります。本日の一般質問は以上とします。明日、引き続き一般質問を行います。本日はこれで散会します。

午後3時4分 散会

## 令和 8 年第 2 回砥部町議会定例会（第 2 日）会議録

|                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                        |  |  |
|------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|--|--|
| 招 集 年 月 日                                                        | 令和8年6月12日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                        |  |  |
| 招 集 場 所                                                          | 砥部町議会議事堂                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                        |  |  |
| 開 会                                                              | 令和8年6月12日 午前9時30分 議長宣告                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                        |  |  |
| 出 席 議 員                                                          | 1 番 大平将司                      2 番 木下いずみ                      3 番 佐野沙知<br>4 番 高橋久美                      5 番 日野恵司                      6 番 木下敬二郎<br>7 番 柿本 正                      8 番 東 勝一                      9 番 原田公夫<br>10 番 小西昌博                      11 番 佐々木公博                      12 番 松崎浩司<br>13 番 佐々木隆雄                      14 番 西岡利昌                      15 番 三谷喜好                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                        |  |  |
| 欠 席 議 員                                                          | なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                        |  |  |
| 地 方 自 治 法<br>第121条第1<br>項の規定に<br>より説明の<br>ため会議に<br>出席した者<br>の職氏名 | 町 長                      古谷崇洋                      副町長                      門田敬三<br>教育長                      大江章吾                      総務課長                      堀潤一郎<br>企画財政課長                      森本克也                      地域振興課長                      善家孝介<br>商工観光課長                      佐々木毅                      税務課長                      藤田泰宏<br>保険健康課長                      岩田恵子                      介護福祉課長                      白形大伸<br>子育て支援課長                      伊達定真                      建設課長                      門田 作<br>農林課長                      大内丈夫                      町民課長                      土居 透<br>上下水道課長                      松田博之                      会計管理者                      古川雅志<br>学校教育課長                      松田 勲                      社会教育課長                      山本勝彦 |                                                                        |  |  |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 議会事務局長                      小中 学<br>専門員兼庶務係長                      酒井英生 |  |  |
| 傍 聴 者                                                            | 4人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                        |  |  |

令和8年第2回砥部町議会定例会議事日程 第2日

・開 議

日程第1 一般質問

日程第2 承認第3号 専決処分第2号の承認について  
(砥部町税条例の一部を改正する条例)

日程第3 承認第4号 専決処分第3号の承認について  
(砥部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第4 承認第5号 専決処分第4号の承認について  
(砥部町介護保険条例の一部を改正する条例)

日程第5 承認第6号 専決処分第5号の承認について  
(令和8年度砥部町一般会計補正予算(第1号))

日程第6 報告第1号 令和7年度砥部町継続費繰越計算書の報告について

日程第7 報告第2号 令和7年度砥部町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第8 議案第26号 砥部町行政手続条例の一部改正について

日程第9 議案第27号 令和8年度砥部町一般会計補正予算(第2号)

日程第10 議案第28号 令和8年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

日程第11 議案第29号 令和8年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

・散 会

令和 8 年第 2 回砥部町議会定例会

令和 8 年 6 月 12 日（金）

午前 9 時 30 分開議

○議長（東勝一） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第 1 一般質問

○議長（東勝一） 日程第 1、昨日に引き続き一般質問を行います。一般質問を許します。
4 番高橋久美議員。

○4 番（高橋久美） 4 番高橋久美でございます。議長の許可をいただきましたので 2 点質問させていただきます。1 問目。骨粗しょう症予防、女性対象の無料検診の実施を。加齢などにより、骨密度が減少する骨粗しょう症になると、骨折しやすくなり、介護状態に陥るリスクも高くなります。予防や早期発見に有効な骨粗しょう症検診の受診率は、全国的に低いと言われております。骨粗しょう症の患者は、軽い転倒やくしゃみでも骨折しやすくなり、特に女性は、閉経後の女性ホルモン減少の影響が大きく、患者数は男性の 3 倍と推計されています。高齢化の推進により、今後はさらに患者数の増加が見込まれ、早期発見と適切な治療で骨折を防止し、将来の要介護のリスクを減らすべきと考えます。検診の実施は、健康増進法に基づき、2008 年に市区町村の努力義務に位置づけられています。自治体によって取組は異なりますが、本町では、集団検診などで 40 歳以上の女性を対象に、X 線被ばくの心配が少ない QUS 法「かかとの超音波検査」が 600 円で行われています。鳥取県倉吉市など先行自治体では、40 歳から 5 歳刻みで 70 歳までの女性を対象にして、骨粗しょう症検診を無料で実施しています。対象者には、はがきで受診券が送付されて集団検診で受けられ、結果は 1 か月後に郵送されてきます。本町でも女性の生涯にわたる健康を支援するために、40 歳から 70 歳までの 5 歳刻みの無料検診を導入してはいかがでしょうか。町長の御所見をお伺いいたします。2 問目です。災害用配慮者支援バンダナの配備を。災害時の避難所では、障がいのある方が周囲に支援を求めるのは大変なことです。宇和島市や高松市、香川県宇多津町などは、障がいがあることを周囲に知らせ、支援を受けやすくする「災害用配慮者支援バンダナ」を指定避難所に配備し、防災バッグに入れて備えられるよう市役所・役場・公民館などでも配布しています。布製のバンダナはカラフルで、サイズは 75 センチから 90 センチ、四隅には「耳が不自由です」「手話ができます」などの文字とマーク、必要な支援を書き込めるスペースもあります。視覚障がい者が触って判別できるように「目が見えません」の下には切り込みが入っており、知らせたいメッセージが見えるよう、三角形に折って背中に羽織るようにして使用します。手話ができる健常者に身に着けてもらえば、避難所などで聴覚障がい者を支援できる人を探す目印にもなります。防寒対策や止血、手ぬぐいや風呂敷にも活用でき、妊婦や要支援の判別にも役立ちます。防災士の講習で、避難所運営の HUG ゲームを経験しましたが、非常時の状況を素早く判断し、情報共有する難しさを実感しました。当事

者の精神的負担を軽減し、思いやりを持った対応ができるよう、本町でも災害用配慮者支援バンダナを配備してはいかがでしょうか。町長の御所見をお伺いいたします。以上2点、よろしく願いいたします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 高橋議員の御質問にお答えいたします。初めに、骨粗しょう症予防、女性対象の無料検診実施をとの御質問ですが、高橋議員の御認識のとおり、骨密度は特に40代以上の女性において低下していく傾向にあります。加齢による女性ホルモン減少の影響が多いと言われていることから、本町におきましては、集団けんしん項目の一つとして、40歳以上の女性を対象に、公費補助により受診者負担600円で「かかとの超音波検査」を実施しています。対象者のうち、住民税非課税世帯の人、住民税課税世帯であっても70歳以上と65歳から69歳の後期高齢者医療保険に加入している人は、無料で受診することができます。近隣市町の中には公費補助がなく2,200円の実費で健診を実施している市町や、半額補助の1,000円で実施している市町が多い中、本町においては受診者負担金を600円と安価に設定していることから、令和7年度は396人が受診されております。本町の総合計画目標1に掲げる「だれもが地域で幸せに暮らすことができる町の実現」に向けて、私は健康教室の拡大を政策の一つに掲げているところでございます。骨粗しょう症の予防には、バランスのいい食事と適度な運動が効果的だと言われており、1日600から800ミリグラムのカルシウムをとり、下肢筋群の筋力トレーニングを行うことで、強い骨が作られるとされておりますが、情報やそのための方法を地区巡回健康教室や食育教室などを通じて、住民の皆さんにわかりやすくしっかりとお伝えし、女性だけでなく男性も生涯にわたり健康で過ごせるよう支援してまいりたいと考えております。高橋議員御提案の無料検診を導入する前に、本町の骨粗しょう症検診は、加入している健康保険によらず、40才以上の女性であれば本町の集団検診でお得に受けることができることをしっかりと周知し、より多くの人が受診してくださるよう引き続き努力してまいります。次に、2点目の災害用配慮者支援バンダナの配備をとの御質問ですが、高橋議員の御指摘のとおり、災害時の避難所という非日常の環境において、外見からは分かりにくい障がいをお持ちの方や、特別な配慮が必要な方が自ら声を上げて支援を求めることは、大変な心理的負担を伴うとともに、高橋議員が防災士の講習で実感されたように、混乱を極める避難所内において、要配慮者の情報を周囲が素早く把握し、思いやりを持った対応ができる仕組みづくりは、本町においても重要な課題であると認識しております。他市町で導入されている災害用配慮者支援バンダナにつきましては、視覚的に必要な支援を周囲に伝えることができ、また、防寒など多目的に活用できる点において、大変有効なツールの一つであると評価をしております。しかしながら、こうした独自のサインを機能させるためには、配備するだけでなく、いざというときに周囲の支援行動につながるよう、町民全体に対して、このバンダナが何を意味するのかという事前周知・啓発が不可欠であると考えております。本町といたしましては、現時点において町として、このバンダナを新規に一括配備するのではなく、まずは既に認知されている既存のサインの活用と避難所運営におけるソフト面の工夫を優先して進めることが、より現実的かつ効果的であると考えております。

具体的には、全国共通のヘルプマークの活用促進、避難所内での福祉避難スペースの確保、避難行動要支援者名簿の効果的な運用などとなります。今回、御提案いただきました災害用配慮者支援バンドナの考え方である周囲にサインを出しやすくする工夫は、誰一人取り残さない防災を推進する上で大変重要な視点であり、今後の防災備蓄品の検討における重要な参考意見として受け止めさせていただき、引き続き安心して避難できる環境づくりに努めてまいります。以上で高橋議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 高橋議員。

○4番（高橋久美） 答弁ありがとうございました。では1問目からまいります。公費の補助により近隣市町より安く受診できるのは、とても恵まれていることと思います。私も骨密度が気になったので、保健センターで受診しました。今のところ結果に安心しております。対象となる40歳以上の女性の受診率ですが、今どれくらいでしょうか。

○議長（東勝一） 岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田恵子） 高橋議員さんの御質問にお答えいたします。受診率を全体的に見ますと5.4%と低いのですが、これは、対象者数が40歳以上の全女性というのが含まれております。社保の方とかも含まれておりますので、私のような人間ドックで受けているものについては、この中にはカウントはされておられません。それで、受診者全体でいきますと5.4%なのですが、国保の受診の受診率ということになりますと、割合は11.1%、国保と後期を合わせますと8.2%という結果になっております。御質問にお答えします。

○議長（東勝一） 高橋議員。

○4番（高橋久美） 思ったより数字がよかったので安心しました。ただ、お答えの中にあつたような、令和7年度に369人の方が受診されておりますけれども、この受診された年齢層は把握されておりますでしょうか。対象者のうち住民税非課税の方とか、課税世帯でも70歳以上の方、65歳から69歳までの後期高齢者に加わっている方は無料とのことなので、600円で受診している40歳から64歳の方がどれくらいいるのか、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（東勝一） 岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田恵子） 高橋議員さんの御質問にお答えいたします。40歳から64歳までの方、これ個別の人数は出ているんですが、申しわけございません、計算合わせてないので、ほぼ100人程度とさせていただきます。これ自己負担金がいらないってところもあると思うんですが、64歳までの方は、社会保険に入っている方であるとか人間ドックで受けている方とか、そういう方が多いのではないかと思います。それで、町の骨粗しょう症検診を受診されている方が少ないというのもあるのではないかと考えております。以上、お答えさせていただきます。

○議長（東勝一） 高橋議員。

○4番（高橋久美） 今の女性の生き方として、結婚しても仕事は続ける、自分のキャリアも大切にする、晩婚化もありますので、そうなると出産年齢も高齢化してまいって、先ほどお聞きしました40歳から64歳までの年齢層は、まさに現代の結婚、子育て、未婚であって

も働きながら親の介護をする期間になると思います。実際に私がそうでした。そうなりまして自分のことは忘れがちであり、検診とかも後回しになってしまう傾向があります。この年代からのケアがとても大事だと考えておりまして、369 人のうちの 100 人程度受けてはもらえますけれども、やはり何らかのアプローチが必要ではないかと考えます。今回無料検診の実施は難しいということではありましたが、覚えやすい 5 歳ごとの区切った検診は、節目の健診とよく言われますように、自分の中でも 50 歳になった 55 歳になった 60 歳になったということで、何かしら体のケアをしなければならないなと思う気持ちがあります。これはしっかり周知していく上でも、男性はちょっと分かりにくいかもしれませんが、女性の場合、なんかそういう何となく気持ちの区切りがつく 5 歳区切りっていうのを、何か覚えておいていただけたらなと思います。今までのとおり周知をしていくだけでは、なかなか受診率は上がらないと思います。これは、女性だけではなく男性も生涯にわたり健康で過ごせるように支援していくとの御答弁もありましたけれども、男性の骨粗しょう症も見逃せません。本町では大体女性を対象ではありますけれども、やはり男性も進んで受けていただくような環境整備が必要かなと思います。私の経験からも、親の介護は圧迫骨折から始まりました。これは、やはり骨密度がすかすかになっていて、一旦こければ、本当坂道を転がり落ちるように要介護状態になります。無料ではなくとも、5 歳ごとの節目の健診を設けていただくように提案したいと思いますが、いかがでしょうか。できれば男性も対象にして、家族で取り組んでいけるような仕組みがいいなと思うのですが、この御検討は、ちょっと答弁いただけたらと思います。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 高橋議員の御質問にお答えをいたします。確かにですね、この検診全般に言えることですが、いかに受けていただくかというところが、非常に大事なところになってきているところです。様々メニューが、今回もですね、公費負担ではあるんですけど、骨粗しょう症は自分の意思で受けるというもので、いろんなメニューがあつたりいろんな保険制度がある中で、いかにこれをですね、多くの方に受けていただけるかということは、自治体としても大きな課題となっております。その中で、節目の 5 歳区切りというところにいかに啓発をしていくのかというですね、非常になるほどなという観点をいただいたというふうに思っております。そこでですね、具体的に骨粗しょう症を対象にするのか、あるいは検診全般を対象とするのかというのは、一度置いておくんですけど、そういった 5 歳区切りというところですね、しっかりとフォーカスして町民の方に周知するということはですね、これまでのアプローチとは、また一線を画すところになってきていると思いますので、そういったところは、前向きに検討させていただきたいなというふうに思います。答弁は以上です。

○議長（東勝一） 高橋久美議員。

○4 番（高橋久美） 前向きな答弁ありがとうございます。やはり家族全体で取り組むことで、やはり女性の負担、働きながら介護をしたり、ケアをする女性の負担も減らしていけると思いますので、ぜひいろんなメニューを工夫していただいて、取り組んでいただけたら嬉

しいです。また、これだけ食材豊富な時代であります、栄養失調が問題になっています。食事はとっているけれども、エネルギー源の主食、御飯やパンなどが多くなり、肉や野菜などのたんぱく質が不足して、ビタミンが足りていない状況です。低栄養、低い栄養ですが、筋力が低下して骨密度も低下します。昨今の物価高対策にも何か挙げられていましたが、やはり食品をけちるというか、なかなか費用がかけられない、スーパーに行くと特に女性は感じるんですが、物によっては倍になっていたり、いつもは買えるものがこんなに高いんだと思ったりして、これはなかなかシビアな問題なんです、そこでなると食事の種類が一品減る、二品減るということで、栄養不足に陥る可能性も否めません。また、高齢化の世帯は家事が滞りがちになりまして、やはりインスタントのもの、買って来た油っぽいもの、惣菜などを食べますと、やっぱりバランスの悪い食事になってまいります。これでおなかがいっぱいになるだけではなくて、これが低栄養になっていることが気がついてない方が多いと、推計の方にも出ておりました。検診を1人でも多くの方がお受けになって、この栄養指導にも力を入れていただきたいなと思っています。なかなか一朝一夕には習慣というのは変わらないかもしれませんが、やはり諦めれば、やはり健康が害されていくということで、私自身も含め、きちんとその栄養をとって、健康寿命を延ばせるように要望して、第1問目を終わらせていただきます。続いて第2問目です。バンダナの有効性は、答弁の中で十分に理解していただいたものと思っております。町民全体に対して、バンダナが何を意味するのか事前周知や啓発が必要と言われました。また見なれないものですので、急にこうもらっても、何だかなというので、風呂敷と勘違いしたり、何だろうと思いながらもうどっかにしまってしまうというのが、一番無駄だと思いますので、これはやはり町の防災訓練や防災士の講座、スキルアップでもいいですが、学校での防災の教材として、ちょっと取り入れてみるのはいかがでしょうか。このようなものがあるけれどもどのように使うのか、これはどういうふうに使えば一番有効的なのかというのを、実際に使ってみてこそ理解が進むと思います。その様子を防災情報として広報等で知らせたり、役場の目につきやすいところに、このようなものがありますが利用してみるのはどうだろうというふうに展示してみるのも有効かと思われます。このような方法で周知していただけたりでできますでしょうか。答弁お願いいたします。

○議長（東勝一） 堀総務課長。

○総務課長（堀潤一郎） 高橋議員さんの御質問にお答えをいたします。おっしゃるとおり素晴らしい提案をいただきましたんで、私も実はこの質問あるまで、こういったバンダナがあるっていうのを、恥ずかしながら存じ上げてなかったというところがございますんで、すぐに一斉導入っていうわけではなくてですね、1つ2つ一応手に入れをさせていただいて、現物を見て、高橋議員が御提案いただいたような訓練であつたりとか、場合によっては障がい者の方の介護なんかにですね、こういうのがあるんだけれどもどうでしょうかというようなですね、意見聴取とか、これちょうど今年計画を見直すところがございますから、そういったところの中でですね、いろいろな方に意見を聞きながらですね、この有効性、実用性っていうものを検証して行って、今後考えていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 高橋議員。

○4番（高橋久美） 前向きな答弁ありがとうございます。防災士ですので、協力させていただきます。答弁の中にありました既存のサイン、ヘルプマーク、赤に白の十字で何かしらヘルプが必要ですよということで、かばんに下げたり身につけたりするものがありますけれども、なかなかまだその意味と周知できておらず、持つべき方もそれを持っていない、知らない方がおられました。私もこれは何ですかって聞かれて、こういうことで使えますよって言ったときに、私欲しいんですよということで、きちんと持っていったって説明して、その方に差し上げることができました。なかなかその一対一で言えば、どのようなものかっていうのがわかるんですけども、ただそのように置いてあるだけでは、本当に何かうーんとかうスルーされるというか、何かもったいないなとちょっと思っていることが多いです。これは課題が残るところではありますけれども、まずはその発災となると、中心となって動く私たち防災士や役場の職員の方々、また私たち議員、あと区長さんとかも、そういう情報をやっぱ共有していくべきじゃないかなと思います。やはり御自分の地域にそういうのが必要な方がおられたら、やはりこういうのがありますよ、こういうのを持っていると支援を受けられますよっていうのは、やはり地域の状況というか、把握するにはとても役立つと思うのです。またこのバンダナですけども、ただその支援を受ける側たちのだけのものではないと思っています。これは、地域にはいろいろな人材がいらっしゃるんです。どの人材かといいますと、お医者さんであったり看護師さんであったり介護関係の方、保育士、先生など、退職とか離職で今はその仕事に就いていないけれども、資格があつてそういう発災があつたり災害のときには、役に立っていただく方々が必ずいらっしゃいます。この方をやはり地域の人材発見にもつなげていくこのバンダナなんですけれども、私がそのフリースペースに書くって言いましたが、そこに医者です保育士ですって言つときますと、子どもが泣いていたら保育士さん誰かいませんか、看護師さんこれ見てくださいっていうふうに、ぱっと一目でわかるという、これがその支援を受ける側も支援をする側もわかるこのバンダナなので、しっかりと何か使いこなせるような工夫をしていただきたいと思います。また今組入りする人が減っておりますけれども、やはりこういう話題で御近所の方とつながったりもできると思うんですね。やはり何か災害があつた場合、組入りしている人と組入りしてない人、やはりあまり交流がないです。私も子どもがいない時は、なかなか地域になじめず、やはり御挨拶程度で終わっております。今は、やはり私千足区ではありますが四役に入ることができまして、任期も長いんですが、やはりその中で、いろんな今まで知らなかったことを知ることができました。やはり男性ばかりで、防災士とはいえ女性は私1人です。やはり男性の視点、女性の視点で必要なことがいろいろあると思うんですが、やはりその集会所単位で、そのバンダナを一定数配布していただいて、避難所といっても大規模な避難所、小学校とか中学校もありますが、足の悪い方だと身近な集会所に来る場合も多いと思います。そこで、周知していただいた後になるとは思いますけれども、これ見たことあるよねということで、その足が悪い方、耳が聞こえにくい方、また妊婦さんであったり何か持病がある方に役立てていただくということで、避難所単位での配布を何か考えていただけないかなと思っております。事前に、各区に

防災士さんがいらっしゃると思うんですけれども、実習で使い方を教えておけば、各区に周知しやすいと思います。なかなかその役場発信だと、広報とかホームページになると思うんですけれども、実際にこう手に取って、こういうふうに使いますというには、なかなかちょっと壁があると思うので、そういう配置の仕方も、全体に配置するのではなくて、集会所の中に置いて、防災備品の中にこのバンダナを備えておく、そういうのも何かいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 高橋議員の御質問にお答えをします。本当にですね、地域の皆さんにどういうふうに、やっぱり地域の皆さんの、ある程度やっぱりですね、災害起きたときに、そのつながりであったり、昨日もその地区の集会所の避難所の話も答弁させていただきましたけれども、そういった方々でどういうふうにですね、まずはやっぱり自助・共助のところで守っていただくか、自分たちの災害対応をしていくかという、災害の起きた後の対応するということが、やっぱり地区が、地域が大事になってくるというふうに理解をしております。そして先ほどですね、堀課長からも答弁させていただきましたけれども、まずはやっぱりですね、その防災のバンダナがどういったもので、そしてその障がいを持たれている方、あるいは専門職の方、本当に町内にも多くいらっしゃいます、そういった皆さんがですね、これがよくてかなり活用性が高いということがですね、どれほどのものなのかというものをですね、一度調査をさせていただく必要があるかなというふうに思っています。それでですね、本当に実効性のあるものだということがですね、様々な方からお言葉いただけるようであれば、前向きに配備ということも考えていきますが、まずはその前の段階だと思っておりますので、しっかりとそのあたりをですね、自治体内で確認をしていきたいと思っております。答弁は以上です。

○議長（東勝一） 高橋議員。

○4番（高橋久美） 御答弁ありがとうございます。順番があるのはわかっております。しっかりと私も努めてまいります。地域の皆様が安心して、災害があったときにも支援を受けられ、またつらい思いをせずに立ち直っていくような、ちゃんとした仕組みが作れるように、私もしっかりと頑張ってまいりたいと思っております。以上で私の答弁を終わります。御清聴ありがとうございます。

○議長（東勝一） 高橋久美議員の質問を終わります。3番佐野沙知議員。

○3番（佐野沙知） 3番佐野沙知です。議長の許可をいただきましたので、私からは2点質問させていただきます。1点目は、次期DX推進計画における防災分野の位置づけについてですが、本町においてもDXの取組が進んできている一方で、行政サービスの向上や地域課題の解決に向けて、さらなる取組の充実が求められています。その中でも防災分野では、避難所受付や名簿管理など、災害時の重要業務が紙中心で行われており、迅速性や正確性の面で課題が残されています。第2次砥部町DX推進計画では、個別施策の中に、防災分野、特に避難所運営のデジタル化が位置づけられていません。一方で県のデジタル総合戦略では、

「スマート防災」が掲げられており、その方向性を踏まえても、防災DXは重要な分野と考えます。また他自治体では、避難所受付や名簿管理のデジタル化により、災害時の対応力向上が確認されています。そこで次期DX推進計画において、防災分野、特に避難所運営のデジタル化を位置づけることについて、町長の御所見をお伺いします。2点目ですけれども、外国人観光客に選ばれる町づくりについてですが、近年、愛媛県でも松山市を中心に外国人観光客が大きく増加している一方で、砥部町への来訪にはつながっていない状況が見られます。砥部焼や動物園など、外国人観光客にとって魅力となり得る資源があるにもかかわらず、町としての情報発信や受入れ体制が十分に整っていないことが一因ではないかと考えています。本町として、外国人観光客の視点に立った情報発信の強化や、案内体制の見直しを進めることが、外国人観光客増加につながると考えていますが、町長の御所見をお伺いします。以上2点、よろしくお願いいたします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 佐野議員の御質問にお答えします。初めに、次期DX推進計画における防災分野の位置づけについてとの御質問ですが、佐野議員の御指摘のとおり、災害対応業務にデジタル技術を取り入れ、情報共有の迅速化や業務の効率化を図ることは、県のデジタル総合戦略に掲げられるスマート防災の方向性とも軌を一にするものであり、大変重要な視点であると認識しております。本町におきましても、防災分野におけるデジタル化を決して軽視しているわけではなく、実務の負担軽減と広域的な連携を図るために、既に国や県が推奨する標準的なデジタルツールを積極的に導入し、活用を進めております。具体的には、防災訓練等において、自治体専用ツール「L o G oチャット」を用いた現場からの迅速な情報集約を行っているほか、避難者支援システム、国の物資管理システム「B－P L o」、さらには県内全市町が共通で使用する「愛媛県災害情報システム」を確実に稼働させ、情報共有の基盤を構築しております。一方で、南海トラフ巨大地震等甚大な災害が発生した場合、広域的な長期停電や通信障害が想定され、防災・危機管理の観点からも最も危惧すべきは、システムに過度に依存するあまり、通信・電源が絶たれた瞬間に現場が機能不全に陥ることです。そのため本町においては、デジタル技術を活用しつつも、最終的なバックアップとして紙とペンによるアナログな手法を必ず残しておく、デジタルとアナログのハイブリッド体制の維持が不可欠であると考えております。これらを踏まえますと、現時点において多額の費用を投じて町独自の新しい防災システムをゼロから構築することは考えておらず、災害時ににおいて応援に来ていただく外部の職員でも迷わず使える標準化されたシステムの活用こそが最も確実であると考えております。今後の方向性としては、災害時に対策本部で大きな負担となる災害状況の集約や時系列の記録といった実務を想定し、今あるこれらの複数のシステム同士をいかにスムーズに連携させ、職員の事務負担軽減をできるかという視点が極めて重要であると考えております。次期計画への位置づけや今後のあり方につきましては、これら既存ツールの連携強化や、現場での運用習熟度向上を前提として、前向きに調査・研究

を進めてまいります。次に、2点目の外国人観光客に選ばれる町づくりについてとの御質問ですが、佐野議員の御指摘のとおり、本町には砥部焼や動物園など、外国人観光客にとって魅力となり得る貴重な観光資源がございます。現在、町といたしましても、外国人観光客の誘致や受入れ体制の整備は重要であると認識しており、外国語版観光パンフレットや多言語ホームページによる情報発信、砥部焼伝統産業会館での多言語対応による解説、松山・釜山線、松山・ソウル線利用者を対象とした無料入館券の配布など、外国人観光客の受入れ体制の整備に取り組んでおります。県内におけるインバウンド需要が高まる中、本町への来訪に確実につなげていくためには、外国人観光客の視点に立った情報発信の強化など、柔軟な見直しが不可欠であると認識しております。今後も県や近隣市町、航空会社等の関係機関との連携を深め、インバウンド需要の取り込みと外国人観光客が訪れやすい町づくりを推進してまいりたいと考えております。以上で佐野議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 佐野議員。

○3番（佐野沙知） 御丁寧な答弁ありがとうございました。まず最初の次期DX推進計画における防災分野の位置づけのところですが、現在、その国とか県で連携して、そういったデジタルツールを活用しているというところなんですけれども、避難所に関するところを私質問させていただいたんですけれども、避難所運営ですよね、その災害が起こったときに、小学校であったりとか中学校がその避難所を開設するようになると思うんですけれども、そこにももちろんその職員の方が来て、避難所運営等を初期段階でされると思うんですけれども、大規模災害が起こったときですよね、最近のその災害であれば、能登半島地震においてはその職員が避難所に来ることができずに、避難所の開設が遅れたという事例があったんですけれども、砥部町においても、特にその広田地区は孤立する恐れがあるので、職員が避難所開設、運営に来られない場合もあると思うんですけれども、そういった職員が避難所に行けない場合の避難所開設の体制っていうのは、砥部町としては何かその対策というか、考えられているのでしょうか。

○総務課長（堀潤一郎） 佐野議員の御質問にお答えをさせていただきます。今現時点です、職員がですね、避難所に行けないというところまでは、ちょっと想定をしていないというのが現実でございます。例えば、先ほど広田の場合どうでしょうかということなんです、広田に住んでおられる職員もいらっしゃいますので、まず当然379が分断するというケースもございますから、そういったときにはですね、そのいろいろ役割分担っていうのは確かにあるんですけれども、それを超えてですね、広田にいらっしゃる職員の方をですね、避難所の開設に充てるというようなことでですね、また砥部・宮内・麻生に基本的に初動の場合はですね、各小学校に行けるわけなんですけれども、例えば職員がゼロとかいうことであれば、当然これ次のことを考えなければならないんですけれども、そこまでの想定までは考えておりませんので、少なくとも1人でも職員がいれば、もしくはその小学校の関係であればですね、小学校関係者の方が鍵も持っておられることですから、そういったところで対応をさせていただいたりできようかということで考えておるところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 佐野議員。

○3番（佐野沙知） そうですね、全くゼロじゃないとは思いますが、やっぱりその昨日もありましたけど、南海トラフ巨大地震が起こった場合は、かなり広範囲での被害が想定されて、もちろん役場の職員の方とか学校の先生とかも被災されるわけなので、もっとですね、住民主体の避難所運営が必要かなというところもあるんですけども、今回のその答弁で、デジタルだけに頼らずにその紙も残していくってのは、私も同じ考えです。その、ハイブリッドが必要、全部デジタルにしまうと駄目というのはわかるんですけども、これもほかの自治体の事例調べてみたら、タブレットで受付をしたというところがあるんですね、熊本県の自治体があるんですけども、この2020年の7月豪雨ですね、そのときにタブレット受付をしたんですけど、まずその避難所に被災した方が避難した場合に、かなり多くの方が避難してきて、やっぱその受付も混乱するのが、もう目に見えてるんですけども、そんな中で、いろいろ部屋を分けたりとかその振り分けとかをしないといけないんで、かなり大変なんですね、それ、紙でやってしまうと、書く時間もあり時間がかかって待たせてしまうってところもあるので、ここにおいてはタブレットを使って受付をしたから、混乱してたんだけど紙よりは早かったよっていうふうな事例がありました。ここで、そのタブレットを使ってやると、電気とか通信止まるからどうなるのって話がもちろん出てくるんですけども、これもきちんと対応はできるというふうな事例もあるんですけど、そのローカルWi-Fiっていうのがあるんですけども、普通のWi-Fi、ルーターですよ、ルーターを、その例えばこの近くだったら宮内小学校とかがあると思うんですけども、そこに大規模災害はその通信が遮断する可能性があるんで、その避難所内だけで使えるローカルWi-Fiを整備すれば、とりあえずその避難所の中の情報は、そこで共有ができるシステムがあるんですけども、それで通信が戻るまでは集約しておいて、また数日後にその通信が戻ったときは、役場のその本部ですね、つながるように、いろんなその避難所からの情報が来るっていうふうにシステムにしたら、早くそのこういった支援が必要とか、ここに誰が避難してるかっていうのも把握ができるので、そういったローカルWi-Fiの整備、費用はこれ大体ルーターを買うだけなのでそんなに高額ではないんですけども、それぞれのその避難所内、特にやっぱり私が気になるのは、その広田地区の孤立をすごく気にしていますので、そういったところを、通信が途絶えてもとりあえずそこだけで情報集約して、通信戻ったら本部にスムーズに情報が行くようなシステムがあれば、迅速に本部、役場としても対応ができるんじゃないかなと思うんですけども、そのローカルWi-Fiの導入については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 佐野議員の御質問にお答えをいたします。その先ほど御説明いただいたほかの事例というのは、恐らく様々システムあるんですけども、内閣府等でもですね、クラウド型被災者支援システム等の整備も、やはり行われております。それを導入するかしないかというのは、その自治体の裁量に今任されているところではあるんですが、様々なシステムがあるというのは、十分に理解をしております。そういった中で、私は逆にですね、

広田地域というのは、まずその昨日も答弁させていただいた地区防災計画であつたり、その集落ごとの物資をどこに置いて、どこにその集落の方が集まるのかっていうですね、本当に地区の本当にローカルなつながりと、その災害のこれまでの対応の仕方を踏まえた、もう本当に実物ですよ、現物をその集落の集会所に置くという、そういった対応の方が必要なんじゃないかなというふうに思っています。どうしてもですね、広田の中山間地域、私もよくいろんな方にお話しに行くんですけども、どうしてもお年寄りの方が多いということで、確かにその避難所のシステムがあつたとしても、なかなかその広田地区の導入と、避難所の運営システムっていうのは、私はリンクしないのではないかなというふうに考えます。ただ一方でですね、先ほどおっしゃっていただいた各小学校、中学校もそうですが、をはじめとする避難所に関して、いかにその避難所運営を効率化するかというものはですね、災害対応時の本当に大きな課題であると認識しておりますので、それがですね、本当にシステム化するのが正しいのか、あるいはですね、南海トラフの想定等を踏まえて、そこまでのシステムを入れる必要があるのかというのは、冷静に判断をしていく必要があろうかというふうに思っております。ただ、日々ですね、本当に様々なシステムが出ておりますし、国としてもですね、そういったものの有用性は十分に理解して、各自治体で考えていくべきだというふうな方針であると理解しておりますので、そのあたりもですね、必要に応じて検討していきたいなというふうに思っています。答弁は以上です。

○議長（東勝一） 佐野議員。

○3番（佐野沙知） 今いろんなシステムがあるので、なかなかすぐに導入が難しいというのは、私も理解しております。まだこの本格的に、その避難所でのDX化ですね、愛媛県内ではまだ導入されているところがないので、ぜひともですね、その砥部町が先行して取り組む意義っていうのは大きいかなと思いますので、今後ですね、前向きに検討していただけるとありがたいなというふうに思っております。このデジタル活用することで、避難所運営とかもスムーズにいくようになりますので、町長も答弁等で何回もおっしゃってますけども、誰もがその安心できる避難所運営ですよ、あとは、その地域の方も協力して避難所運営できる体制づくりが必要かなというふうに思っていますので、今回の町としての前向きな取組を期待して、最初の質問終えたいと思います。次の、2つ目の外国人観光客に選ばれるまちづくりについてというところですけども、今現在もですね、パンフレットとか、いろんな砥部焼の案内とか、多言語化、いろんな台湾語とか中国語とか英語とかいろんなのが出てて、私も実際にこれ拝見して見てみたんですけども、この外国語のパンフレットが、日本語版がもちろんあると思うんですけど、その直訳になっただけなんですよね。私もこれ読んでみたんですけども、正直なところ外国人の方の目線になってないなというふうに思ったのが、ちょっと正直なところの感想だったんですけども、まずその外国の観光客の方は、愛媛県においては松山が特にやっぱ集中していて、データにおいても松山のそのインバウンドの外国人の観光客の方がかなり増えているというデータもきちんと出てはいるんですけども、それが残念ながら、ちょっと砥部まで足が伸びてないというところがあるのは、すごくもったいないなと思うんですけども、あとホームページですね、砥部町のホームページも見

たんですけれども、やっぱりちょっとわかりにくいというのが本当に正直な感想で、大体の外国人観光客の方、松山の直行便も台湾とかいろいろあるんですけれども、実際砥部町に訪れているその外国人観光客の方は、いろいろ聞きましたら欧米の方が増えている傾向というふうに伺いました。この方たちはどうやって来てるのかというと、羽田とか伊丹とかにまず来て、そこを經由して松山空港まで来て、愛媛で観光を楽しむっていう方が多いそうなんですけれども、そうなると思いますね、やっぱりその交通の問題が出てくるわけなんですよね。松山からどうやって砥部に来ていただくかというところで、バスを使うのか、タクシー使うのか、レンタカー使うのかとかっていうところになるんですけども、そういったところの交通の案内ですよね、そういったのをもっとしっかりとすべきだと思うんですけれども、そのあたりは、もっと交通をわかりやすく何分かかるとかかっていうのを、案内もっとわかりやすくするというのは考えておられますでしょうか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 佐野議員の御質問にお答えをいたします。そのですね、手法というよりは、まず砥部町が観光分野において、どこをターゲットに、どんなコンテンツを造成し、どういう情報発信を行うのかというですね、そもそもの考え方の定義からしっかりと行うべき段階であるというふうに考えております。入込観光客数は100万人いると言いながらもですね、なかなかその外国人の方の実数というものが、はっきりとした数字っていうのはなかなか出にくいというところがございます。確かに愛媛県としては、インバウンド、特に台湾、韓国の方の数が増えているという形をよく聞くんですが、中国のこの文化圏、焼き物というものはですね、ある程度似通ったものがアジア圏に広がっております。そういった層を狙っていくのか、あるいは先ほど佐野議員もおっしゃったようにですね、欧米のその数日間かけて日本国内を回って、とあるところだと数日間、あるいは1週間以上長期に滞在する方をターゲットにするのかで大きく変わってくるなというふうに感じております。まずは砥部町として、どこをどういうふうに目指して、どの層をターゲットとしていくのかという、その整備からですね、その結果、交通の案内が必要だよねっていう形になっていくと思いますので、まずはその定義づけ、ターゲティングが大事なフェーズかなというふうに思っております。こういったところとですね、まちづくりというものをしっかりと連携させていく、この当初予算からですね、まちづくりをしっかりとやっていこうというふうにお伝えをしていますけれども、人が集まる町、特に外国人の方が入ってきて、いかに砥部町に滞在してもらえるかということもキーになってくると思いますので、しっかりとそのあたりも含めて検討したいと思っています。答弁は以上です。

○議長（東勝一） 佐野議員。

○3番（佐野沙知） そうですね、まずやっぱりいろいろ計画していく上では、ターゲットをどういうふうにするかっていうのを見極めてから考えるっていうのは、ごもっともな御意見だと思います。松山だけに限らず、いろんな地域、観光地において外国人旅行客の方が増えている現状があるわけなんですけれども、これは高山市、岐阜県ですかね、の資料をまとめているのがあったんですけども、この外国人観光客の方が何を求めているかっていうとこ

ろなんですけども、このありのままの日本に触れることを皆さん結構重要視されているようでして、その地元の食堂であつたりとか、里山とか、そのね、田舎の風景とか、そこをサイクリングして楽しむとかっていう、私たちが普通に生活していて日常的にこう見ている風景が、外国人の観光客の方にとってはすごく魅力に感じているっていうところがあるそうなんですけども、砥部町においても、もちろんその砥部焼っていう文化もありますし、里山とかね、風景きれいなところもありますし、動物園とか公園とか、地元の食事楽しむところかいろんなどところがあるので、その日本らしい、砥部らしい魅力ってのは、すごく砥部町にはあると私も思っているんですけども、この魅力をですね、どういうふうにこれから発信していきたいというふうに考えていますでしょうか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 佐野議員の御質問にお答えをいたします。私もですね、いろいろ砥部町のまちづくりを考えたときに、特にその観光の文脈でいうと、このローカルとクラフトというもののワードが非常にいいなというふうに思っております。まだですね、ローカルというのは、地域のつながりも確かに希薄になりつつあるといいながらですね、非常に強く昔ながらの人間関係もありですね、獅子舞であつたり様々な文化っていうものが残っている、これはやはりですね、私たちが、自分たちが砥部に住んでいても、あまり気づかない魅力だと思うんですが、やはりそのあたりは、すごく可能性があるんじゃないかなというふうに思っています。あとはクラフト、これ、砥部焼になりますけれども、やはり手仕事で一貫通貫している、しかもですね、その原材料が地元で採れるというのはですね、本当に全国見ても本当になかなかないものです。大量生産、大量消費の社会という文脈において、逆にこの手づくり、クラフトというものがですね、先鋭化していくというか、より魅力がしっかりと出てきている時代なんじゃないかなというふうに思っています。それのですね、今あるものを大事にしながら、いかにですね、体験型のコンテンツを含めて、町内に滞在をしてもらうということがキーになってきます。それが、やっぱり数日間しっかりとその場に泊まってもらって、体験をして、そしてファンになってまた来てもらう。その方ですね、ライフタイムバリューという考え方があるんですけども、生涯にわたって、その物を買うとか地区にお金をですね、消費するという、その人のファンの人のライフタイムバリューを上げていけるような、そういった仕掛けづくりをしていきたいなというふうに思っております。そういったですね、結構私は具体的に、この観光の文脈が、砥部町の1つ生きていくための基軸にもなり得るというふうに考えております。しっかりとですね、それとまちづくりを連携させながら進めていきたいというのが、今の考えでございます。答弁は以上です。

○議長（東勝一） 佐野議員。

○3番（佐野沙知） そういった魅力を積極的に発信していくのは、とてもいいことだと思っています。具体的にですね、いろいろと今回提案させていただきたいなと思っているんですけども、この外国人観光客の方ですね、日本に来る前に、行き先をしっかりと調べてくる傾向があるそうなんです。私も国内、県外とか行ったりするんですけど、やっぱり行き先決めてから、そっからどう行くかとか考えて行くと思うんですけども、これは実際に現場

の知り合いの窯元さんとか体験施設ですね、砥部焼の体験ができる施設の方から直接お話伺ったんですけれども、その砥部焼を体験したいから、砥部焼を買いたいからっていうふうを目指してくる旅行者の方、外国人の旅行者の方が増えている感じがするんだよねっていうふうなおっしゃっていて、これはものすごくいいことですし、それはもっともっと広げていく必要があると思っているんですけども、その来日する前の、やっぱりその情報発信に関しては、もっとわかりやすくですね、案内整備していく必要があるかなと思うんですけども、SNSですよ、短いショート動画であったりとか、今だったらその動画のユーチューブとか、そういったのを見て来られたりとか、あと口コミですよ、外国人の方の口コミとかを見て来られる方とかもいらっしゃるということなので、あとはトリップアドバイザーとか、いろんなサイトが外国人向けのものもあると思うので、そういったところをしっかりと砥部の魅力等をですね、発信して、もっと見ていただいて、口コミもしていただいて、来ていただく。あとは、砥部町としてもモデルルートですよ、これもわかりやすく作っていく必要があるかなと思うんですけども、そのお勧めのもちろん砥部焼も入れるもそうですけども、地域のお勧めの食事どころとかもいろんなところがあると思いますので、そこをですね、是非ともモデルルートとして提示する、体験もしかりですけども、そういったので時間もどれぐらいかかるとかっていうのを具体的にもっともっと情報発信すると、より外国人観光客の方が砥部に来て、いろんなものを体験して、楽しいなと思って帰っていけるんじゃないかなというふうに思っております。何度も言いますけれども、砥部町既に多くの魅力があるというふうに私も思っていますので、この魅力をより多くの方に届けることができるように、今後もですね、いろんなことを丁寧に取り組んでいただけるというふうに期待をしております。これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（東勝一） 佐野沙知議員の質問を終わります。ここでしばらく休憩をします。再開は午前10時45分の予定です。

午前10時29分 休憩

午前10時45分 再開

○13番（佐々木隆雄） 13番佐々木隆雄です。今日は3点準備をしておりましたんですが、昨日の一般質問の中で重なる部分もありますが、通告をしておりますので、3点の質問をさせていただきます。まず1点目なんですが、イラン戦争による町民生活への影響と対策についてでございます。米国とイスラエルによるイランへの軍事攻撃が引き金となり、ホルムズ海峡が事実上封鎖され、日本経済と国民生活にとって重大な事態が続いております。医療、食料、交通、物流、建設などでの影響に関して、町ではどれくらい把握しているのでしょうか。そしてまた、それに対してどのような具体的な対策について検討をしているのでしょうか。まずそれを町長にお尋ねいたします。2点目は、山林火災を防ぐための所有者への指導について問います。山林火災に関する報道が目につきます。発生の原因は、主に自然の要因と人為的な要因によるものというのに分けられております。林野庁によると、日本では落雷

など自然現象による山火事はまれで、山火事の原因は、ほとんどが人間の不注意によるものとされています。これは、昨日の議論の中でも明らかになっております。山林所有者に対して、山火事を発生させないため、町はどのような指導を行っているのでしょうか。町長の御所見をお伺いいたします。3点目は、中学校の部活動や小学校でのスポーツ少年活動での移動手段について問います。新潟県北越高校のマイクロバス事故が発生しました。御存じだと思いますが。それに対して、中学校の部活動や小学生のスポーツ少年団活動など、さまざまな団体が移動を伴う活動をしてありますが、その際の、それぞれの団体の移動手段の実態はどうなっているのでしょうか。学校、指導者、保護者を含めた話し合いなどを実施し、みなさんが納得できるようにすることが必要だと思いますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 佐々木隆雄議員の御質問にお答えをいたします。佐々木議員御指摘のとおり、緊迫する中東情勢が日常生活や経済活動に与える影響は大きいと認識しておりますが、現時点で町内における具体的な影響の範囲や規模の把握には至っておりません。しかしながら、食料品などの物価高騰により、町民の皆様が御苦労されていることは十分に認識をいたしております。そのため、本町としましては、町民の皆様の負担を軽減するとともに、町内の登録事業者への支援と地域経済活動の活性化を図るため、全ての町民の皆様を対象に商品券を配布する「とべっち地域応援商品券配布事業」を進めております。この事業を通じて、町民の皆様と地元の事業者の皆様をしっかりと支援してまいりたいと考えております。また、中東情勢による農業分野に関する影響につきましては、えひめ中央農業協同組合に確認したところ、現時点で農業用資材等が手に入らないような状況ではないものの、現在の状況が長期化すれば、農業用資材等が手に入らなくなる可能性があるとも回答を受けており、農家にも農業用資材等の価格の値上げ及び入荷しなくなる可能性について周知・説明を行っているところでございます。次に、2点目の山林火災を防ぐための所有者への指導についてとの御質問ですが、山火事を発生させないため、どのように指導を行っているかについてですが、山林所有者に対しては、直接指導等は行っておりません。ただ、本年1月1日に火災予防条例が改正され、「林野火災注意報」「林野火災警報」の運用が始まったことにより、消防署から防災行政無線等により注意喚起が行われております。また、実際に町内の山林で間伐等の作業を行う林業事業者に対しましては、作業を行う際における火気等の取扱いについて、十分注意するよう森林組合を通じて注意喚起を行っております。3点目の中学校部活動やスポ少活動での移動手段についてとの御質問は、教育長が答弁いたします。

○議長（東勝一） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 佐々木隆雄議員の御質問にお答えをいたします。学校部活動やスポ少活動での移動手段についての御質問でございますが、まず中学校部活動では、中学校体育連盟や吹奏楽連盟が主催する大会に係る経費を町が支援しており、学校において、貸切バスやタクシー、公共交通機関など、適切な交通手段を確保しております。そのほか、各競技団体主催の大会や練習試合などに係る移動につきましては、生徒個人や保護者送迎による現地

集合となっております。なお、移動に際して、教員が運転する車に生徒を同乗させることは禁止しております。次にスポーツ少年団についてですが、一部に団体所有のマイクロバスによる送迎がありますが、基本的には、中学校の部活動と同様、保護者の責任において送迎を行っております。中学校部活動につきましては、今後地域展開を進めていく中で、団体や生徒に対する支援を検討しているところであり、活動機会の充実とともに、適法適正な移動手段の確保につなげてまいりたいと考えております。以上で佐々木隆雄議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員。

○13 番（佐々木隆雄） まず1点目なんですけども、先月の全員協議会の場で、ごみ袋の問題がちょっと出されたかと思うんですね。ごみ袋は、別なことでまた今話題になっておりますが、現在のごみ袋が不足した場合というようなことでの対応について、少し話をされたと思うんですが、今後の方向性としてもう一度確認しておきたいんですが、不足した場合に、どのような対応をするお考えでしょうか。

○議長（東勝一） 土居町民課長。

○町民課長（土居透） ただいまの佐々木議員の御質問にお答えいたします。本町における指定ごみ袋の調達体制につきましては、年間の指定予定数の1年分を年度当初に一括して契約しており、順調に供給手続の方は進めております。しかしながら、情勢等により店頭での一時的な在庫ひっ迫や、入手困難な状況が発生する可能性も否定はできません。町といたしましては、万が一流通の滞り等、店頭において指定ごみ袋等の入手が困難となった場合には、町民の皆様のゴミ排出や日常生活に支障を来すことがないように、現在、緊急避難的な代替排出方法を含めた具体的な方法策について、関係各所と緊密に協議・検討を重ねております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員。

○13 番（佐々木隆雄） しっかりと事前に対策を打っていただいているようなので、安心しております。町の公共事業の関係で予測される、あるいはもう既にこんなことになってますといったようなことはないでしょうか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 佐々木議員の御質問にお答えをします。町発注の公共事業において、この影響で物資が滞って、何か滞っているという状況は今聞いておりません。以上です。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員。

○13 番（佐々木隆雄） 今現在はないということなんですけど、やっぱり大いに予想はされるということは、間違いありません。答弁の中で把握をできてないんだというふうに言われましたんですが、医療だとか、それから介護を中心にした福祉施設なんかでは、例えば手袋の問題とかですね、よく今は話題にもなるんですが、その辺については、何かつかまれていますでしょうか。

○議長（東勝一） 岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田恵子） 佐々木隆雄議員の御質問にお答えさせていただきます。御質

問を受けまして、町内の医療機関の方に確認をさせていただきました。そういたしましたら、やはり手袋の方は品薄にはなっているということではございますが、大量には購入はできませんが、全く入ってこないということではございません。あと、その手袋に関しては、厚生労働省の方でも問題になっておりまして、いろいろ手袋を、厚生労働省の方から購入できるというふうな流れもできておるようでございます。これについても、町内の医療機関の方には情報提供をさせていただきました。以上、御回答させていただきます。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員。

○13 番（佐々木隆雄） 手袋は、ある報道によると9円になったというところまであるというふうな物を見ました。本当にあちこちで、この問題は今後も出てくるかと思えます。できれば町の方も、こう一定、今のように聞き取りもしていただきながら、各機関との調整なんかもね、やっていただければと思います。あと例えば、オイルやシンナーがないんで、商用車は優先してやるけども、もう個人の車検は断らざるを得ないんですと。これは砥部ではありませんけども、そんな事例も全国的には出てるようです。メーカーからシンナーが入ってこなくなり、入っても3割から5割増しですというふうなところもあるようです。私も、知人で防水関係の仕事をしてる人がいるんですけども、やっぱり同じような話をしておりました。本体の仕事がないんで、そうはいっても仕事しないといけないんで、土木関係の事業を今手伝いに行ってるんですというふうなことも出されております。そんな事例の話ばかりしててもしょうがないんですが、やはり何よりもこの最大の対策は、戦争を終わらせることではないかと思えます。これは皆さん同じお気持ちだと思います。そういった意味では、日本政府がもっともっとアメリカやイスラエルに対して、停戦をしたらどうだというふうなことも、やはり投げかけるべきではないかなというふうに思います。なかなかアメリカのトランプさんはしたたかで、イランとは38回にわたって話をしてるんだというふうなことを言ってるというふうな話を今してたんですけども、話をしてるのかどうかも含めて実態のところはわかりませんが、もうこれは国際世論等々を含めて、そういう声を出していくということじゃないと、なかなか停戦にもならないなというふうに個人的には思っております。あと関連しますが、赤字国債を財源とする補正予算が3.1兆円成立をしましたが、これは、どのような形で砥部町の方に回ってくるかはわかりませんが、この3.1兆円の補正予算も予備費を積み上げただけで、具体的には電気ガス料金を支援するというふうなことは言っておりますが、それ以外にははっきりしておりません。そういう意味では、私はよく言うんですけども、消費税の減税、今0か1かという議論、また2年に限り、食料品に限りというふうなことを言っておりますが、全てのものを5%に引き下げるという方が、より効果的ではないかというふうなことを思います。そういった意味では、これからは様々な形でこの戦争を終わらせることと、それから町民生活、国民生活を守るためには、消費税の5%への引下げ、この方が大事でないのかというふうなことを言いたいのと思っております。2点目に移ります。2点目は、もう昨日の日野議員との関係で、やり取りでずっと答弁もされておりましたんで、1つだけちょっと確認させていただきたいんですが、砥部町の山林所有者の数、これ、個人や団体があるかと思うんですが、教えていただけますか。

○議長（東勝一） 大内農林課長。

○農林課長（大内丈夫） 佐々木議員の御質問にお答えをさせていただきます。山林の所有者ですが、確認したところ3,031人、これは共有とかもありますので、一応それも含めて3,031になります。以上です。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員。

○13番（佐々木隆雄） いや、3,031人でちょっと私びっくりしたんですが、何か団体で持ってるのかというのは、ないわけですね。

○議長（東勝一） 大内農林課長。

○農林課長（大内丈夫） 御質問にお答えします。3,031人っていうのが共有者何人、2人3人で、共有で持たれてる方も含めて3,031人になります。以上です。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員。

○13番（佐々木隆雄） 町から直接の指導は行っていないということなんですが、昨日の議論の中でも、たき火の問題とか出されてましたし、本当にそれぞれの所有者がしっかりと注意をして、山火事が起こらないように、もう自然発生的なものは、そういう意味では確かにね、仕方ないと思うんですけども、そういう注意喚起を改めて町の方からもしっかりとしてほしいというふうに思います。町長、どうでしょうか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 佐々木隆雄議員の御質問にお答えをします。昨日の答弁にもありましたとおりですね、林野火災注意報・警報等が出ており、それに応じて、伊予消防等事務組合を含めて対応しているところでございます。所有者となると、例えば本当にこの砥部を離れて、ただ森林を持っている人なども数多くいますので、実効性と実際の効果に欠くと思っております。ですので、人的な要因が多いこの林野火災においては、やはりそういった近くで作業している方ですね、注意喚起するのが適切だと思っておりますので、当面は、昨日答弁でも話した方向でさせていただこうと思います。答弁は以上です。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員。

○13番（佐々木隆雄） 3点目の方に移ります。中学校の先生が、また小学校の先生が運転するということはないというふうになっております。これは非常に安心しました。それで現在、こういう例えば中学校で、移動に関わる活動をしている部の数っていうのは掌握されますか。同時にスポーツ少年団の数だったというのも併せてお願いします。

○議長（東勝一） 松田学校教育課長。

○学校教育課長（松田勲） 佐々木議員さんの御質問にお答えさせていただきます。ちょっと手元に正確な資料がないのであれですが、スポーツの部活動が恐らく15前後、それから文化の部活動が3つ程度、今砥部中学校にあるというふうに思っております。恐らくですね、文化部活動については、吹奏楽部の方が移動を伴うことがございますし、スポーツの活動である15の部活動については、いずれかの大会に参加することはあると思いますので、全ての部活動が移動を伴うという状況でございます。答弁は以上です。

○議長（東勝一） 山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本勝彦）　ただいまの佐々木隆雄議員の御質問にお答えをさせていただきます。スポーツ少年団につきまして、現在 15 団体登録をしております。先ほど教育長の方から答弁もありましたが、基本、保護者による送迎、現地集合、あと乗り合わせが 14 団体、1 団体につきまして、バスを個人の所有であります、チームの方でバスを所有しております、そちらの方で運用しているということでございました。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一）　佐々木隆雄議員。

○13 番（佐々木隆雄）　私もかつては麻生小学校でスポーツ少年団に関わっておりまして、子どもたちと一緒に移動したなとかいったこともありましたが、その当時は、今のよう問題はあまりなくてですね、それぞれもう親がというか、私たちが子ども連れて移動してたというふうなことだったんですけど、だんだんと他人様の子どもを乗せてはねっていうふうなね、ことだとか出てきまして、移動そのものがちょっと大変だなというふうなことなんかも聞きました。そういう意味では通告の中にも書いておりますが、ちゃんとこのそれぞれね、関係者の人が集まって協議もして、これでやりましょうというふうにはなっているんだと思うんですけども、万が一何かあったときの場合に、例えば文章的なものをね、作って、こう確認をしているのかどうかだとかいうふうなことについては、把握はされてないでしょうか。

○議長（東勝一）　山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本勝彦）　ただいまの佐々木隆雄議員の御質問に回答をさせていただきます。1 団体、バスを所有している団体につきましては、そういった取決め、承諾書等も保護者の方からいただいて運用しておるということで聞いてはおります。あとの 14 団体につきましては、チームの方で話し合いをしながら、当番とか決めて乗り合わせの場合は行っておるということで、確認をしております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一）　佐々木隆雄議員。

○13 番（佐々木隆雄）　1 団体はそういう契約といいますか、文書を作ってるということなんであんまりね、がんじがらめにならないように、やっぱり参加してる人たちで助け合ってやっていこうというふうなことに、今後も引き続いてやっていただきたいと思います。危惧するのは、親がどうしても仕事で参加できないで、いつもうちの子は送っていってもらうんだというふうに、やっぱりそんなことも出てくることはね、やっぱあろうかと思うんですが、もうその辺はしっかりと、それぞれの団体の構成員で話し合って、そんなことにならないように進めていただければと思います。一般質問は終わりたいと思うんですが、1 つお願いがございます。今回初めて、一般質問に立った我々議員に答弁書がいただけるようになりました。これは非常に、今まで答弁いただくときにですね、メモしたりしてたんですが、その必要がなくなったので、本当にこれは助かります。これは皆さんにお礼を申し上げたいと思います。で、お願いというのは、さらにこの答弁書がですね、もう少し早くいただけたら、次こんな質問をというふうなものも事前に準備できますし、お互いに議論がね、深まって、もっともったいい議会になるんじゃないかというふうに私は思いましたので、少しこれは検討

をお願いしたいなというふうな要望で、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員の質問を終わります。2番木下いずみ議員。

○2番（木下いずみ） 2番木下いずみでございます。議長の許可をいただきましたので、本日は2点の質問をさせていただきます。ちょっと最後ということで、大変緊張しておるんですけど、よろしくお願いします。1点目に、人権施策の現状と今後の方向性についてです。2023年9月に実施された「令和5年度砥部町人権問題に関する意識調査」及び2025年10月に実施された「第2次砥部町男女共同参画計画中間アンケート」の調査結果から、公的機関が相談先として十分に選択されていない状況や、若年層における人権課題への理解不足、地域社会における男女平等の実感の低さなどがうかがえます。これらの調査結果は、単なる統計数値ではなく、住民が日常生活の中で抱える「不安」や「生きづらさ」の表れであり、見過ごすことのできない行政課題だと考えます。また、人権課題は教育や啓発にとどまるものではなく、障がいのある方や高齢者を含め、誰もが安心して暮らし、移動し、社会参加できる環境を整えていくという、まちづくり全体に関わる課題として捉える必要があると感じます。古谷町長が目指す日本一オープンなまちの実現には、声なき声に向き合い、誰もが尊重され、安心して暮らせる地域社会を築いていくことが重要であると考えますが、本町における人権施策の現状と今後の方向性について、町長の御所見をお伺いいたします。2点目に、道路沿線の樹木管理についてです。町内の生活道路において、枯れた竹の枝が道路上に垂れ下がり、車両通行時に、接触の危険を感じる場面がありました。当該道路周辺には保育園があり、通学路として利用されているほか、地域住民の散歩コースにもなっております。日常的に多くの方が利用されていて、私自身も危険を感じ、担当課へ連絡をし現在は撤去対応をいただいておりますが、一歩間違えれば、事故につながりかねない状況であったと感じています。また県外では、沿道樹木の倒木による死亡事故も発生しており、道路沿線の樹木管理や危険箇所の把握、早期対応は、安全・安心な通行環境を確保する上で、重要であると考えます。そこで、本町における沿道樹木等に対する現状認識について、町内全域における同様の危険箇所の把握状況や通報体制、安全確保に向けた今後の取組など、町長の御所見をお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 木下いずみ議員の御質問にお答えします。初めに、人権施策の現状と今後の方向性はとの御質問ですが、まず、行政施策における人権とは、単なる理念や道徳ではなく、自治体が尊重し、保障し、実現する義務を負う「人が人として生きるための基本的権利」であり、そして、行政サービスの一分野が担うものではなく、全ての行政サービスを貫く基準であると捉えております。つまり、差別されない権利、教育を受ける権利、また高齢者、子ども、障がい者などの尊厳を守るという原理に基づき、全ての行政サービスが執行されなければならないと考えております。人権施策の現状としましては、高齢者や障がい者福祉であれば移動手段、認知症サポーターの養成、成年後見制度、生活支援体制整備事業など、子育て・保健分野であれば児童の発達相談、要保護対策、母子福祉など、教育であればいじめ、不登校、特別支援教育など、防災分野であれば要支援者の避難対策など、さらに、

建設分野であれば子ども・高齢者・障がい者に優しい道路づくり、施設のバリアフリー化など、さらに、人権教育では同和問題、子どもや高齢者・障がい者の人権問題、男女差別等の人権課題の解決に向けて、講演会、地域に出向いて行う巡回学習会などを行っております。こういった現状の行政施策においては、さらに、人権を意識した事業展開に努めてまいりますが、人権に配慮したまちづくりを進めるためには、行政に声を届けにくい方、また届きにくい方の声を、いかにして把握するかが重要であり、机に座っていても全ての声が届くではなく、職員が努めて声を拾い上げる姿勢を堅持することはもちろんのこと、住民の声が届きやすい体制や仕組みをつくることが必要であると考えております。現代社会における人権課題は従来の枠組みを超え、より複雑で多様な様相を呈しておりますので、まずはそれに対応できる体制の充実を図ってまいります。次に２点目の道路沿線の樹木管理はとの御質問ですが、木下議員から御指摘のありました、道路における枯れた竹の垂れ下がりの状況につきましては、一步間違えれば事故につながりかねない危険な状況であり、迅速な対応の重要性を改めて痛感しております。また、道路沿線の危険箇所の把握は、通行車両や歩行者の安全・安心を確保する上で、極めて重要な課題であると認識しており、町内全域における危険箇所の把握状況につきましては、エリア区分を設定した上で、毎月道路パトロールを実施しており、通行の妨げとなるような危険な立木や枯れた竹の早期把握に努めており、現在のところ同様の危険箇所は確認されております。また通報体制につきましては、従来の電話による連絡に加え、より利便性が高く、迅速に現場状況が把握できるLINE通報アプリによる情報提供を受け付けており、町ホームページなどを通じて広く周知を図っているところであります。今後の取組といたしましては、毎月の道路パトロールによる危険把握と通報アプリ等を活用した情報収集の二面から、危険箇所の早期発見・対応に努めてまいります。また、道路に張り出している樹木等の多くは、私有地で発生しているものであるため、所有者に対して適切な管理を促す啓発や指導を行い、安全対策に努めてまいります。以上で木下いずみ議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 木下いずみ議員。

○２番（木下いずみ） 町長、答弁ありがとうございます。私が再質問をしようとすることを全て語っていただいたんですが、聞きたかったことをきちんとお答えいただいたんですけど、１つちょっと聞かしていただいてよろしいですか。砥部町として、いろいろな人権施策を絡めたことをされていて、講演会であつたりとか教育の分野であつたりとか交通のことであつたりとか、様々な点も人権課題として見ていただいているということはすばらしいことだと思っています。私もいろんな集会や講演会などに参加をさせていただいて、こういったことは、継続的にこれからもどんどんしていただきたいなと思っているところなんですけど、私今回、調査票やアンケートのことを、まず最初に質問させていただいたと思うんです。なぜこういう質問を今回したかということ、まず最初の頭で、この調査の方法なんですけど、今回、無作為で町民の方に御意見をお聞きしたという状況だと思うんですが、この調査を受けられた方、町民の方が無作為で何百名っていう数の方が回答をされて、した方法で、実際その本当の住民の声を、皆さんの言葉で答えれたのかなっていうところが

一番聞きたかったところなんです。声をすくい上げるための原点である、今回の人権意識調査や男女共同参画の中間アンケートの調査方法そのものについて、次質問させていただきたいんですけど、この調査を行った令和5年度の時点で、本町に障害者手帳をお持ちの方が1,155名いらっしゃいます。そのうち51名の方が視覚障がいのある方です。無作為での調査ということで、当事者の方がこの調査を受けた中に入っているのかどうかということは、私の方ではわかりませんが、今回の調査において、こうした視覚障がいのある方や通常の紙の調査票やWebでの回答ページなど困難な方に対して、音声の読み上げ機能に対応した、データの提供や点字版の発送といった、回答を可能にするための具体的な合理的配慮とか、事前にしっかりと講じられていたのか、また障害のある方がその調査に含まれていたのかどうか、状況をお聞かせ願えますか。

○議長（東勝一） 山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本勝彦） ただいまの木下いずみ議員の御質問に回答させていただきます。私の方では、人権に関する意識調査について回答させていただきます。令和5年度の方に調査の方を行っております。砥部町内に在住する18歳以上の男女1,000名ということで、各年齢区分に分けまして、単純無作為抽出によって、御質問のとおり行っております。そういったところで、そういった視覚障がい者の方、簡単な文字の読み書きに不自由されてる方、高齢者の方等に対する配慮ができておったかということで、今回御質問をいただきましていろいろ調査の方も検討しましたが、町の方でのそういった対応っていうのができてなかったということがわかりました。それで、ただそういった無作為で調査するに当たり、今後ですね、次の調査におきましては、案内文にですね、本人が記載できないとか確認できない場合は、家族又は関係者の方が代理で記載をいただいても構わないというような一文を入れるような対応をとるとができるであろうということで、課の方でも協議をしております。そういったことで、少しでも障がい者の方ですね、アンケートの方に御参加いただけるような対応を、今後もいろいろ考えていきたいと思っております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 木下いずみ議員。

○2番（木下いずみ） 山本課長、説明ありがとうございます。今回、合理的配慮というか、視覚の障がいのある方とか、ほかの障がいのある方に配慮した調査ができていなかったということ含めて、今後の改善方法など教えていただいて対応していただけるようですので、とても期待が持てるなと思います。最初から、その回答ができないような仕組みになっていたってところで、今の現状を重く受けとめていただいて、今後の改善に強く期待をしているところなんですけど、そして町長、次町長に聞きます。届いていないとか、置き去りにされていると感じている方も、もしかしたら中にはいらっしゃると思うんですが、今回、アンケートの調査だけではありません。毎月配布されている広報とべなんですけど、広報とべにも同様のことが言えるのではないかなと、私は思うんですが、これは視覚に障がいのある方にとって、文字どおりただの紙の束のように、思っていないかもしれないですけど、見たくても見れない状況にある方も中にはいらっしゃるかもしれません。行政の方がどれだけすばらしい

施策を、情報を町民の方にお伝えしていることだとは思いますが、自力で読むことができない方も中にはいらっしゃると思うので、このせつかくすばらしい情報を皆さんに届ける意味でも、今現在お隣の松山市の方では、地域の音訳ボランティアの皆さんたちと協力して、広報紙などを音声で届けるという、声の広報等発行事業というものをされているということをお聞きしました。元アナウンサーの町長、元アナウンサーの古谷町長では、言葉で伝えるということの大切さっていうことは、重要性を誰よりも一番よく御存じだと思います。あらゆる方に砥部町の、広報とべの音声版の作成とか、今後のあらゆる町民に対する調査における情報のバリアフリー化を目指してみてもはどうでしょうということで、そこら辺のことを町長にもお答えいただきたいなと思っております。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 木下いずみ議員の御質問にお答えをいたします。私も前々職になるんですが、広報紙ではなく、そういったボランティアを仕事の会社として、請負ってですね、実際に朗読をしていたこともございました。それをCDに焼いて、実際にその恐らく施設の方にお配りをしていたなことを、急に思い出した次第でございます。今現状としてはですね、広報紙に関して、ホームページに貼りつけているものには、現状音声の読み上げ機能には対応しているところでございます。ぜひですね、木下いずみ議員のその思いというのは、私たちも深刻に強く受けとめておりますので、そういった御協力いただける方の、ぜひそういう輪を広げていきたいなというふうに思っております。やはり行政としても、非常に職員も今の働き方を見たときに、余裕があるっていうことは決して思いません。なので、ぜひそういった有志の方と一緒に、松山市同様に、できる方法を一緒に探していければなというふうに思っております。そしてぜひですね、そういった御質問を十分に受けとめましたので、そのあたりもですね、ともに連携してやっていければなというふうに思っております。答弁は以上です。

○議長（東勝一） 木下いずみ議員。

○2番（木下いずみ） 町長、前向きな御答弁ありがとうございます。ぜひとも皆さんに声が届くようなことができたかなと思っております。音声の件とか、いろんな具体的な検討について、前向きに検討していただけるような感じには感じているんですけど、それをですね、今回このアンケート調査の結果の若者の方とか女性の方に向けてのアプローチとして、町政運営全体の意識改革についてお聞きしたいんですが、その若年層の理解不足とか男女平等の実感の低さという課題に対して、これまで本当にいろんな活動をされて、理解を深めていかれたと思います。それをさらに一歩進めて、実践できるような場というか、若い女性とか子育て世代、若者たちが日常の暮らしの中で感じるジェンダーの違和感とか、地域の中には様々な年齢の方が住まれています。私なんかはもう本当年齢の高い方の部類になってきているんですけど、やっぱり地元の中では若い年齢の御家族の方と意見が合わないとか、そんなこと知らんしとかっていうようなことが、日常会話の中でもあり得ます。そういったところで、日々若い世代たちが感じているその気持ちや、もやもやとしたような思いを本音で語り合えるような場、新しい対話の場所であったりとか、そういうふうな集まりであったりとか、

もうそういうのを新たになんかどういう形になるのかわからないですけど、町として作ってみるというようなことを、私はちょっと提案したいなと思っています。町長がいろんな地区に出向いて、なんて言うんですかね、地域に出向いて、今来てくださっているような計画なんですよね、タウンミーティングのようなどころでいろんな意見もお聞きできる場もあると思うんですけど、結局そのタウンミーティングに出てくるのは、自治会の役員さんであったりとか、少しちょっと高齢の方とか、そういった方も多いと思うんです。なので、同じ年代が、同じ条件の方たちが集える場所っていうのを、町長も何か考えてみたらいかがでしょうと思います。それで、既存の自治会や区長会とか、その方々に新たな負担をかけるっていうのではなくて、若い世代が主役となれるような場、そこで出たいろんな意見、その本質のリアルな情報を地域課題に向けて共有していくっていうことが本当の地域づくりであって、そこが若者たちの最も生きた人権教育になるんじゃないかなと、で、将来それが男女の平等の実感の向上に結びついていくのではないかなと考えました。なので、今のことに對して、町長の率直なお考えをお聞かせください。

○議長（東勝一） ちょっと、いずみ議員、発言、ちょっと通告の範囲をちょっと超えておりますんで、ちょっと一応注意します。通告の範囲を超えた発言をしておりますので、注意をいたします。

○2番（木下いずみ） 申しわけございません。範囲内で言ったつもりなんです。ごめんなさい。じゃあ、もうそれはいいです。

○議長（東勝一） どうぞ、次何か。木下いずみ議員。

○2番（木下いずみ） 今回のことは私の気持ちとして、頭の片隅にでもとどめておいていただけたらなと思います。その人権施策、特定の課、今だったら今回のアンケートは社会教育課が担当されて、調査の方を行ったと思われるんですけど、先ほども町長の方から答弁いただいたように、様々な課で様々なことを決めるときに、いろんなこれからも調査であったりとかアンケートであったりとかっていうのを進められると思います。そのときにも住民の人権に皆さん関わって、どのあらゆる分野においても関わっているんだなっていうところを頭に置いていただいて、その皆さんが回答しやすいような、障がいのある方や高齢者の方にも配慮できるような調査方法っていうのを行ってもらえたらなと思います。それができることによって、町長の目指す日本一オープンな町、それが言葉ではなく、言葉だけではなく具体的な施策になっていくんじゃないかなと思っています。誰一人取り残されない日本一オープンな町を一緒につくっていきましょーと思います。1問目はこれで質問終わります。それでは2番目に、いいですか2問目は、そのまま、すいませんね、ちょっと今日本緊張してるんです、最後なんで。今回あの危険なことに遭遇して、つい先日もちょうど家から出て、早朝だったんですけど、同じような状況、今度は竹ではなく木やったんですけどね。そのときも町が始まっている時間帯ではなかったんですが、迅速に対応していただいて、すごく助かりました。そのときも地域の方も協力をいただいたりとか、すごく私たちの住んでいる町はいいところだなって感じた次第でございます。今回通学路であったりとか地域の方がよく利用される道路ということで、重点的にそこをどうしたらいい、ああしたらいいっていうよ

うなことではないんですが、実際本町のホームページの方に、台風とか大雨のときの災害時の緊急対応についてっていうところで、住民の方に周知をされている項目があると思うんですけど、実際災害が起きたとき、倒木であったりとかそういった災害があったときに、結局現場に職員の皆さんが大変御尽力をいただいて、緊急撤去をしたり対応をとられていることだと思います。私が問題にしているのは、災害時だけではなくって何でも日常においての安全確保についてです。台風でもない大雨でもない普段何気ない登下校の日常において、道路に危険な枝とかが落ちてたりとか引っかかってたりしたら、その場合って大半がその土地の所有者であったりとかっていうところで、なかなか対応が前に進まない場合も多々あると思うんですが、その対応するのに、町としては本当に危険だから撤去してほしいとか、そういったことを所有者の方に言っていくことができるのか、もう許可なくて撤去することができるのかっていうことに対しても、ちょっと町長にお聞きしたいと思います。町長です。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 木下いずみ議員の御質問にお答えをします。もう実際にそういったことに関してですね、土地の所有者の方に何とかできないか、連絡がつく方にはもちろんさせていただいております。もうそれは、もう本当に毎年のようにあることですので、そこはもう本当に砥部町としてもしっかりと対応しております。行政法上ですけれども、私も聞いた範囲なんですけど、そういった余りにも急を要するような場合、例えば道路、私たち道路管理者ですから、覆いかぶさって危険だという場合、行政が代理で執行することも可能です。ただ、それをするとその費用に関して、専門職、士業の方を通じてですね、請求をするという、それにもまた業務的にはかかってくるという形でございます。なので、そういった場合には土地の所有者の方にまずはお願いをする、余りにも著しく危険な場合は介入することも可能であるという認識でございます。答弁は以上です。

○議長（東勝一） 木下いずみ議員。

○2番（木下いずみ） ありがとうございます。道のなんていうかな、県道であったりとか町道であったりとか、もう全然私なんかやったらもう本当わからない、わかんなくて、どこが担当するのかとかどこの管轄なのかとかっていうのも、多分住民の中では思ってたんじゃないかなと思うので、そういった所有がどうこうとか管轄がどうこうとかって関係なく、砥部町としても迅速に対応していただけることもできるということを今回知ったので、ありがとうございます。でですね、今回あった場所だけではなくて、町内全域においてもその安全確保っていうのは必要なことだと思っています。結局何か起こると、本当現場の職員さんの皆さんに負担がかかるっていうところがあるので、今回この質問を取り上げて、そこに町の職員だけではなくて、地域住民の方たちの目も、その発見をしたり通報できるような仕組みというか、そういう方法もあるんじゃないかなっていうのを御提案します。先ほど答弁で、町の公式LINEの方に通報の項目がある、私も見させていただきました。そのときに道路のことに關しての通報っていうタグを押すと、これは国交省の方に、通報サイトに飛ぶっていう状況なんですけど、町長知ってますよね、なんですよ。私もそこに行ったら砥部町に飛ぶのかなと思ってしたら、そこは国交省の方の通報サイトの方に誘導されます。

結局、そこでは国とか県が管理をする主要な幹線道路については対応できていたとしても、今回のような町道であったりとかそういったところに関しては、一旦また町の方にその状況の方を報告があって、スムーズというか、迅速には、多分タイムラグが出てくるように感じております。これも松山市の方のことで申し訳ないんですが、松山市さんは独自のシステムで、住民の方がLINEでその現場の写真を撮る、そしたらその位置情報も一緒にあわせて行政の方に即時に情報が届くというようなシステムになっているようです。それは職員さんのグルグルいろんなところを回って、いろんな時間をかけてとか大変な御苦労をすることも必要かもしれないんですけど、その日頃そこを通っている方たち、お散歩であったりとか登下校であったりとか通勤の時であったりとかそこを通る方たち、身近な方たちが、その場でもしそういう状況を発見した場合に、自分のスマホであったりとかで撮って、その通報LINEにピッと送るっていう方法も可能なんじゃないかなということで、砥部町の独自のそのLINE、LINEの方のシステムのアップデートとか改修なども視野に入れて、町長の御所見をお伺いしたいなと思います。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 木下いずみ議員の御質問にお答えをします。国交省に飛んだのはですね、全国統一の窓口、通報窓口ということで、プラットフォームとして導入をしております。ですので、その国交省に行ったとしても情報は砥部町に来ますし、そこまでこう何日も来ないっていうことは、もう普通に考えられないことですので、できるだけ早く早急にですね、情報が来るものと理解をしているところです。本当にですね、基本的にやっぱり皆さん電話で御連絡をいただくことが多いと認識をしておりますので、やはり何かあった際には、気軽に砥部町に電話をいただくっていうのが何より一番いいんじゃないかなというふうに思います。そのシステムを導入してですね、また自分たちで別でこしらえて運用するとなると、そこにも追加の費用が発生するわけです。それよりは、本当に皆さん町民の方ですね、気軽に砥部町役場に電話をしていただいておりますので、それを組み合わせることの方が現状としては非常に有用なのではないかなというところでございます。答弁は以上です。

○議長（東勝一） 木下いずみ議員。

○2番（木下いずみ） 町長ありがとうございます。皆さんがそうやってして、危険を感じたときに砥部町に電話をしてくれるっていうのは、すごいこと、いいことだと思います。気軽に皆さんが電話をかけられるような町なんだと、今改めて感じている次第です。通報の更新とかLINEの更新とかっていうのはなかったとしても、皆さんが気軽に砥部町に相談ができたりとか、できるような体制っていうのがこれからもどんどん進んでいけばいいなと思って、職員の皆さんには本当に大変やと思うので、いろんなあらゆる方法も視野に入れて、今後の行政運営に関わっていただけたらなと思っております。みんなが安心して、安全に毎日笑顔で過ごせるような砥部町になるように、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（東勝一） 木下いずみ議員の質問を終わります。以上で一般質問を終わります。ここで昼食のため休憩をします。再開は午後1時10分の予定です。

午前 11 時 49 分 休憩
午後 1 時 10 分 再開

~~~~~  
日程第 2 承認第 3 号 専決処分第 2 号の承認について  
(砥部町税条例の一部を改正する条例)  
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（東勝一） 再開します。日程第 2、承認第 3 号、専決処分第 2 号の承認についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。藤田税務課長。

○税務課長（藤田泰宏） 承認第 3 号について御説明いたします。承認第 3 号を御覧ください。承認第 3 号、専決処分第 2 号の承認について。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和 8 年 6 月 12 日提出、砥部町長古谷崇洋。それでは次の専決処分書を御覧ください。専決第 2 号、専決処分書でございますが、令和 8 年 3 月 31 日付けで地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、砥部町税条例の一部を改正することについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分を行ったものでございます。それでは承認第 3 号、資料の新旧対照表で要点のみ御説明させていただきます。新旧対照表 1 ページを御覧ください。第 18 条の 3 及び第 19 条は軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正となっており、現行種別割を軽自動車税に改めます。2 ページをお願いいたします。第 33 条から 6 ページの第 36 条の 3 の 3 までは、用語の定義や引用条項の整理に加え、申告手続きの電子化に関する規定を整備するものでございます。9 ページをお願いします。第 63 条固定資産税の免税点において、物価指数等の上昇を踏まえ、免税点を引き上げるものでございます。家屋にあっては 20 万円を 30 万円へ、償却資産にあっては 150 万円を 180 万円へ改正するものでございます。同じく 9 ページ第 80 条から、17 ページの第 91 条までは軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正でございます。18 ページをお願いいたします。附則第 6 条から 21 ページの附則第 8 条では、医療費控除、住宅借入金特別控除及び肉用牛の売却所得免除特例について、それぞれ適用期限の延長を行う改正となっております。31 ページをお願いいたします。附則第 10 条の 5 では、令和 6 年能登半島地震の被災者支援に関する規定で、固定資産税の軽減特例を適用するための申告手続きを新たに設けています。その他、法改正に伴う規定の整備や項ずれの対応を行っています。専決処分書にお戻りください。8 ページをお願いします。附則でございます。附則第 1 条は、施行期日を定めております。本条例は、原則として令和 8 年 4 月 1 日から施行するものでございますが、手続きの改正や免税点の引上げなど、内容に応じて令和 9 年 1 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、令和 10 年 1 月 1 日施行と整理をしております。附則第 2 条から 10 ページの第 5 条にかけましては、町民税、固定資産税、軽自動車税及び過去の改正条例の整理に関する経過措置を設けております。以上で承認第 3 号の説明を終わります。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は承認することに賛成の方は、御起立願います。

〔全員起立〕

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、承認第3号は、承認することに決定しました。

~~~~~

日程第3 承認第4号 専決処分第3号の承認について

（砥部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

（説明、質疑、討論、採決）

○議長（東勝一） 日程第3、承認第4号、専決処分第3号の承認についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。藤田税務課長。

○税務課長（藤田泰宏） 承認第4号について御説明いたします。承認第4号を御覧ください。承認第4号、専決処分第3号の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和8年6月12日提出、砥部町長古谷崇洋。それでは専決処分書を御覧ください。専決第3号、専決処分書でございますが、令和6年6月12日付けで公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において、地方税法の一部改正が令和8年4月1日に施行されるとともに、地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、砥部町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったものでございます。本案は、政府が進めるこども未来戦略に基づき、経済的支援の拡充や共働き・共育で推進など、次元の異なる少子化対策を推進するための財源として、社会保険料と併せて徴収する子ども・子育て支援金が創設されました。国民健康保険においても、令和8年度から医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に加えた第4の区分として、この支援金分を賦課徴収することが義務づけられたものであります。それでは、承認第4号資料の新旧対照表で、要点のみ御説明させていただきます。新旧対照表1ページを御覧ください。第2条第1項第1号から、2ページの同条第1項第4号に、国民健康保険税の構成要素を定める規定に、新たに子ども・子育て支援金分を追加します。その下、同条第2項では、基礎課税額を66万円から67万円へ改正しております。その下、同条第5項では、子ども・子育て支援金等課税額の算定方法と限度額を3万円と定めています。4ページ

をお願いします。下段、第9条の4から次ページの第9条の7第1項第3号までは、具体的な算定方法の規定を定めています。所得割額を100分の0.31、被保険者均等割額を800円、18歳以上被保険者均等割額を65円、世帯別平等割額を650円と設定しています。その下、第23条第1項から同条の各号において、軽減後の税額を算出する際の対象として、子ども・子育て支援金等課税額を加算する改正を行っています。専決処分書にお戻りください。6ページをお願いします。附則でございます。附則第1項では施行期日を定めております。附則第2項では適用区分について、改正規定は令和8年以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までについては従前の例によることとしています。以上で承認第4号の説明を終わります。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は承認することに賛成の方は、御起立願います。

〔全員起立〕

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、承認第4号は、承認することに決定しました。

~~~~~  
日程第4 承認第5号 専決処分第4号の承認について  
(砥部町介護保険条例の一部を改正する条例)  
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（東勝一） 日程第4、承認第5号、専決処分第4号の承認についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。白形介護福祉課長。

○介護福祉課長（白形大伸） 承認第5号について御説明いたします。承認第5号、専決処分第4号の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和8年6月12日提出、砥部町長古谷崇洋。それでは資料2枚目、専決処分4号、専決処分書をお願いします。専決第4号、専決処分書でございますが、令和8年4月7日に第221回通常国会において、介護保険の1号保険料にかかる低所得の高齢者に対する保険料軽減対策予算が成立したことに伴い、砥部町介護保険条例の一部を改正する条例について、4月10日に専決処分したものでございます。今回の改正内容でございますが、令和6年度から実施しております第1号被保険者の保険料の軽減につきまして、住民税非課税世帯の被保険者の保険料に当たる第1段階から第3段階の保険料の軽減を、引き続き8年度も実施するとして改正内容でございます。保険料につきましては、第1段階の保険料を1万3,100円減じた2万2,000円に、第2段階の保険料を1万5,400円減じた3万7,400円に、第3段階の保険料を400円減じた5万2,800

円に軽減するものでございます。なお、この改正によりまして、第1号被保険者のおよそ2,700人、総額にしまして2,800万円程度の軽減が図られるものと見込んでおります。附則でございます。第1項、この条例は、公布の日から施行し、改正後の砥部町介護保険条例の規定は令和8年4月1日から適用する。第2項、この条例による改正後の砥部町介護保険条例第4条第2項から第4項までの規定は令和6年度以降の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例にするとしております。以上、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は承認することに賛成の方は、御起立願います。

〔全員起立〕

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。よって、承認第5号は、承認することに決定しました。

~~~~~  
日程第5 承認第6号 専決処分第5号の承認について
(令和8年度砥部町一般会計補正予算(第1号))
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（東勝一） 日程第5、承認第6号、専決処分第5号の承認についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。森本企画財政課長。

○企画財政課長（森本克也） それでは、承認第6号について御説明申し上げます。専決処分第5号の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和8年6月12日提出、砥部町長古谷崇洋。それでは、専決処分書を御覧ください。まず処分事項につきまして、こちら令和8年度砥部町一般会計補正予算第1号で、内容につきまして、麻生小学校屋内運動場空調設備設置事業の設計完了に伴い、確定した工事請負費の不足額を追加し、令和8年4月24日付けで専決処分を行ったものでございます。内容につきまして、補正予算書の1ページをお願いいたします。補正予算書第1条において、歳入歳出にそれぞれ547万1,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ96億270万3,000円としております。また、第2条で地方債補正について定めております。3ページをお願いいたします。3ページの歳出でございます。10款教育費、2項小学校費を547万1,000円追加いたしました。2ページを御覧ください。2ページ、歳入でございます。財源として、14款国庫支出金を279万5,000円、19款繰越金を7万6,000円、21款町債を260万円増額いたしました。4ページをお願いいたします。

地方債補正です。防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債を 260 万円増額し、限度額を 7,760 万円といたしました。以上で説明を終わります。御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は承認することに賛成の方は、御起立願います。

〔全員起立〕

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。よって、承認第 6 号は、承認することに決定しました。

~~~~~

日程第 6 報告第 1 号 令和 7 年度砥部町継続費繰越計算書の報告について  
(報告、質疑)

○議長（東勝一） 日程第 6、報告第 1 号、令和 7 年度砥部町継続費繰越計算書の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。森本企画財政課長。

○企画財政課長（森本克也） 報告第 1 号について御説明申し上げます。令和 7 年度砥部町継続費繰越計算書の報告について。令和 7 年度砥部町継続費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第 145 条第 1 項の規定により報告する。令和 8 年 6 月 12 日提出、砥部町長古谷崇洋。継続費繰越計算書を御覧ください。本件につきましては、昨年度御議決いただきました継続費に係る繰越額、こちら確定しましたので、御報告をさせていただくものでございます。文化会館舞台機構設備改修工事及び管理委託料につきまして、7 年度予算計上額 1 億 5,715 万 8,000 円、支出済額 1 億 2,988 万 6,000 円、残額の 2,727 万 2,000 円を通次繰越いたしました。以上で報告を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

以上で報告第 1 号を終わります。

~~~~~

日程第 7 報告第 2 号 令和 7 年度砥部町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
(報告、質疑)

○議長（東勝一） 日程第 7、報告第 2 号、令和 7 年度砥部町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。森本企画財政課長。

○企画財政課長（森本克也） 報告第2号について御説明申し上げます。令和7年度砥部町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について。令和7年度砥部町一般会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。令和8年6月12日提出、砥部町長古谷崇洋。繰越計算書を御覧ください。本件につきましては、昨年度に御議決いただきました繰越明許費、こちらに係る繰越額が確定したもので御報告をさせていただくものでございます。表中のとおり、全9事業、総額3億4,527万2,000円を8年度へ繰り越させていただいております。報告第2号の資料を御覧ください。まず松山南高等学校砥部分校魅力化支援事業、教育寮トベリエ管理事業、一番下になりますけれどもアートベンチャーエヒメ砥部町事業、この3件につきましては、国の交付金を活用するため7年度に予算を計上したものでございます。次に、麻生小学校放課後児童クラブ建設事業、それから下から2段目になりますが、大規模盛土造成地第二次スクリーニング調査事業、こちらの2件につきましては、設計に相当の期間を要したため繰り越させていただいております。次に物価高対応子育て応援手当支給事業、こちらにつきましては、3月末の出生児を補助対象として対応するため繰越しを行っております。次に、物価高騰対策商品券事業、そして砥部焼産地価格等高騰対策支援事業、こちらの2件につきましては、補助事業の実施に相当の期間を要するため繰越しを行っております。最後でございますが、町道五本松原うね線道路改良工事につきましては、地権者との調整に日数を要したため、それぞれ繰越しを行ったものでございます。以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。15番三谷喜好議員。

○15番（三谷喜好） 繰越明許について今報告されましたが、私ども理解しておりますのは、繰越明許は、国・県の補助金の中で発生した場合に提示されると思ったんですけど、今回民生費の中で490万3,000円というものが計上されておりますが、このあたりちょっと詳しく説明をお願いいたします。

○議長（東勝一） 森本企画財政課長。

○企画財政課長（森本克也） ただいまの三谷議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。麻生小学校放課後児童クラブ建設事業の490万3,000円、こちらの金額だと思いますけれども、こちら繰越明許につきましては国庫補助事業、大きくはですね、年度末によく国の補正予算が成立したものを、予算計上をその年度にして、翌年度に繰り越して使うということが往々にしてあるんですけども、通常こちら事業期間が予算計上から逆算をしまして、事業期間が年度内に完結しない場合、それが明らかに分かっている場合についてはですね、事前に議会の御議決をいただいて、翌年度に繰越しをさせていただいて、予算を使わせていただくというような手続きになっております。こちらにつきましては設計にかかる期間がですね、当初から5月になるということがわかっておりましたので、先の3月の定例会におきまして、その旨をちょっと説明させていただいてですね、御議決をいただいたものでございます。以上、説明とさせていただきます。

○議長（東勝一） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

以上で報告第2号を終わります。

~~~~~  
日程第8 議案第26号 砥部町行政手続条例の一部改正について  
(説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)

○議長（東勝一） 日程第8、議案第26号、砥部町行政手続条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。堀総務課長。

○総務課長（堀潤一郎） 議案第26号につきまして御説明申し上げます。砥部町行政手続条例の一部改正について。砥部町行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和8年6月12日、砥部町長古谷崇洋。2ページ目を御覧ください。提案理由でございますが、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による行政手続法の一部改正及び行政手続法第15条第4項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令の制定に伴い、掲示場において書面で掲示することとしていた不利益処分に係る通知につきまして、インターネットによる閲覧等により必要な情報を確認できるようにするため、提案するものでございます。この行政手続条例でございますけれども、町が住民に対して過度な負担をかけたり、不公平な処分を行ったりしないよう、行政処分のルールや手順を定めたものでございます。今回の主な内容でございますが、新旧対照表を御覧ください。第15条でございますが、不利益処分に係る通知書が所在不明などで届かなかった場合につきまして、現在は公告し条例に定める掲示板において書面で提示し、相手方に対して通知をしたものとして、その後の処理を進めておったわけでございますが、今回新たに掲示板掲載以外の通知方法として、インターネットによる閲覧方法を追加させていただくものでございます。議案書にお戻りください。附則でございます。この条例は、公布の日から施行するとしております。以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第26号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 9 議案第 27 号 令和 8 年度砥部町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 10 議案第 28 号 令和 8 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 11 議案第 29 号 令和 8 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

（説明、質疑、所管常任委員会付託）

○議長（東勝一） 日程第 9、議案第 27 号、令和 8 年度砥部町一般会計補正予算第 2 号から日程第 11、議案第 29 号、令和 8 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号までの 3 件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。森本企画財政課長。

○企画財政課長（森本克也） それではまず、一般会計補正予算について御説明申し上げます。一般会計補正予算書の 1 ページをお願いいたします。議案第 27 号、令和 8 年度砥部町一般会計補正予算第 2 号です。第 1 条では、歳入歳出予算にそれぞれ 3 億 7,147 万 5,000 円を追加し、補正後の総額を 99 億 7,417 万 8,000 円としております。第 2 条では、地方債の変更及び追加について定めております。令和 8 年 6 月 10 日提出、砥部町長古谷崇洋。3 ページをお願いいたします。歳出につきまして、款ごと、主なものを御説明させていただきます。まず 2 款総務費は、1,429 万 2,000 円減額いたします。集会所新築工事中止に伴う補助金 2,000 万円の減額、住民基本台帳システム改修費 418 万 6,000 円の追加などです。3 款民生費は、2,445 万 4,000 円増額いたします。高齢者生活福祉センター浴槽用ろ過タンク更新のための工事請負費 211 万 2,000 円、物価高騰による麻生小学校放課後児童クラブ建設事業関係経費 1,993 万 2,000 円の追加などです。4 款衛生費は、26 万 9,000 円増額します。保健センター栄養実習室のガス管修繕工事請負費の追加です。6 款農林水産業費は、564 万 2,000 円増額いたします。果実の供給力を強化するための補助金 488 万 4,000 円の追加などです。7 款商工費は 476 万 4,000 円増額します。砥部焼協同組合が実施する陶石に関する調査を支援するため、交付金 300 万円、こちらを追加するなどとなっております。8 款土木費は、3 億 3,539 万 2,000 円増額いたします。町道の拡幅工事に係る経費 2,500 万円、高尾田雨水排水対策事業費 2 億 8,300 万円の追加などです。9 款消防費は、104 万 9,000 円増額いたします。各種防災資機材の購入費の追加でございます。10 款教育費は、1,419 万 7,000 円増額いたします。麻生小学校普通教室のロッカー修繕工事費 96 万 8,000 円の追加、物価高騰による中央公民館屋根改修事業関係経費 127 万 8,000 円の追加、坂村真民記念館閉館に伴う寄附金返還に要する経費 920 万 5,000 円の追加などです。2 ページをお願いいたします。歳入でございます。こちら財源としまして、14 款国庫支出金を 6,106 万 5,000 円増額、15 款県支出金を 231 万 9,000 円減額、16 款財産収入を 3,000 円増額、17 款寄附金を 100 万円増額、19 款繰越金を 3,769 万 8,000 円増額、20 款諸収入を 1,377 万 2,000 円減額、21 款町債を 2 億 8,780 万円増額いたします。4 ページをお願いします。第 2 表の地方債補正でございます。まず路面性状調査等の財源としまして公共事業等債 1,830 万円を追加し、限度額を 4,260 万円に変更いたします。次に、国庫補助金増額に伴い、麻生小学校放課後児童クラブ建設事業の財源としておりました一般補助施設整備等事業債を 1,400 万円減額いたします。次に、中央公民館体育館屋根改修事業の財源として、公共施設等適正管理推進事業債を 110 万円追加し、限度額を 3,890 万円に変更いたします。次に、町営住宅出渡瀬団地解体事業などの財源としていた過

疎対策事業債を60万円減額し、限度額を1,350万円に変更いたします。次に、高尾田雨水排水施設建設事業の財源として、緊急自然災害防災対策事業債2億8,300万円を追加いたします。続きまして、国民健康保険事業特別会計補正予算書1ページをお願いいたします。議案第28号、令和8年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号でございます。まず第1条では、事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ45万2,000円追加し、補正後の総額をそれぞれ22億2,725万2,000円としております。令和8年6月12日提出、砥部町長古谷崇洋。3ページをお願いいたします。事業勘定の歳出です。1款総務費を45万2,000円増額いたします。マイナ保険証の利用促進などに関するリーフレット作成費用15万3,000円、会計年度任用職報酬29万9,000円の追加でございます。2ページをお願いいたします。歳入です。財源として3款国庫支出金を7万7,000円、4款県支出金を37万5,000円増額いたします。続きまして、介護保険事業特別会計補正予算書の1ページをお願いいたします。議案第29号、令和8年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第1号ですが、第1条では、歳入歳出予算にそれぞれ148万6,000円追加し、補正後の総額をそれぞれ23億6,497万2,000円としております。令和8年6月12日提出、砥部町長古谷崇洋。3ページをお願いいたします。歳出でございます。1款総務費を82万5,000円増額いたします。介護報酬改定に伴うシステム改修委託料82万5,000円の追加です。4款地域支援事業費を66万1,000円増額いたします。会計年度任用職報酬等66万1,000円の追加です。2ページをお願いいたします。歳入です。財源として3款国庫支出金を25万4,000円、5款県支出金を12万7,000円、7款繰入金を95万2,000円、8款繰越金を15万3,000円増額いたします。以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。9番原田公夫議員。

○9番（原田公夫） 総務費の中で、集会所整備事業関係補助金の中で、工事不採択になったので減額というのがあるんですが、今後の見通しについて、お伺いしたいと思います。

○議長（東勝一） 善家地域振興課長。

○地域振興課長（善家孝介） ただいまの御質問にお答えいたします。自治総合センターの助成金につきましては、県の方が取りまとめまして、県単位で3件までということで申請を毎年行っているようです。今回、本町の方で岩谷口集会所を挙げておったんですけども、その中に、県の中の3件の中に選ばれなかったということです。今回その3件がどこなのかというの公表はされておきませんので、私どもわからないんですけども、また岩谷口区と相談いたしまして、来年度に向けて、また9月に募集がありますので、岩谷口区が今年度募集を希望するようであれば、再度9月には申請して、来年度の獲得、採択に向けて申請を、手続きを踏んでいくという形になろうかと思います。以上でございます。

○議長（東勝一） 原田議員よろしいですか。15番三谷喜好議員。

○15番（三谷喜好） 今年運悪く採択されなんだ、来年度はやります、これ、今年いかなんだけん来年とってもらえる可能性ちゅうものは、ある意味において低い。なぜかっていうと、1度あることは2度あるんですね。これ100%ならいいんです。ただ問題は、地元の人が、

資材が、今年は仮にですよ、100 円だったものが 115 円になりました、町が負担するんじゃない、やっぱり地元の方の負担になります。ここらあたりを考えてあげなかったら、今まで公民館もね、町が2件ぐらい出したことも再三ありますよ。落ちたこと1回もないんですね。御存じのとおりです。やっぱりそこらあたりもね、考えてあげなかったら、落ちましたよ、地元の皆さん、9月にやりますよ、またしますではね、誠意がない。そこらあたりも十分考えてあげてね、100%それは補助ができないにしても、それに近い、できるだけ地元負担を少なくするように、これ努力してください。以上。

○議長（東勝一） 要望ということでよろしいですか。

○15 番（三谷喜好） はい。

○議長（東勝一） ほかにございませんか。5 番日野恵司議員。

○5 番（日野恵司） 高尾田雨水の排水工事の件なんですけど、今回の補正で通ればですね、附帯工事が始まるということなんですけど、少し見通しの的なものですね、工事の、これがもしわかっておれば、お聞かせ願いたいと思うんですが。

○議長（東勝一） 門田建設課長。

○建設課長（門田作） 日野議員さんの御質問にお答えいたします。令和8年度に造成工事、これの方を発注しまして、信号機、水道管などの仮設工事、これらを伴いますので、恐らく造成工事は2年程度かかるんじゃないかなと。そのうち、機械設備、電気設備を令和9年度に発注予定でございますが、全てが完成するのが令和11年中の完成を目指しております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 日野議員、よろしいですか。あまりよろしくないかもしれませんが。ほかにございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第27号から議案第29号までの3件については、所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号から議案第29号までの3件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

各常任委員会に付託しました議案の審査報告につきましては、6月19日の本会議でお願いします。

以上で本日の議事日程は全て終了しました。本日はこれで散会します。

午後1時51分 散会

## 令和 8 年第 2 回砥部町議会定例会（第 3 日）会議録

|                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                        |  |  |
|------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|--|--|
| 招 集 年 月 日                                                        | 令和8年6月19日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                        |  |  |
| 招 集 場 所                                                          | 砥部町議会議事堂                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                        |  |  |
| 開 会                                                              | 令和8年6月19日 午前9時30分 議長宣告                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                        |  |  |
| 出 席 議 員                                                          | 1 番 大平将司                      2 番 木下いずみ                      3 番 佐野沙知<br>4 番 高橋久美                      5 番 日野恵司                      6 番 木下敬二郎<br>7 番 柿本 正                      8 番 東 勝一                      9 番 原田公夫<br>10 番 小西昌博                      11 番 佐々木公博                      12 番 松崎浩司<br>13 番 佐々木隆雄                      14 番 西岡利昌                      15 番 三谷喜好                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                        |  |  |
| 欠 席 議 員                                                          | なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                        |  |  |
| 地 方 自 治 法<br>第121条第1<br>項の規定に<br>より説明の<br>ため会議に<br>出席した者<br>の職氏名 | 町 長                      古谷崇洋                      副町長                      門田敬三<br>教育長                      大江章吾                      総務課長                      堀潤一郎<br>企画財政課長                      森本克也                      地域振興課長                      善家孝介<br>商工観光課長                      佐々木毅                      税務課長                      藤田泰宏<br>保険健康課長                      岩田恵子                      介護福祉課長                      白形大伸<br>子育て支援課長                      伊達定真                      建設課長                      門田 作<br>農林課長                      大内丈夫                      町民課長                      土居 透<br>上下水道課長                      松田博之                      会計管理者                      古川雅志<br>学校教育課長                      松田 勲                      社会教育課長                      山本勝彦 |                                                                        |  |  |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 議会事務局長                      小中 学<br>専門員兼庶務係長                      酒井英生 |  |  |
| 傍 聴 者                                                            | 1人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                        |  |  |

令和8年第2回砥部町議会定例会議事日程 第3日

・開 議

- 日程第1 議案第26号 砥部町行政手続条例の一部改正について
- 日程第2 議案第27号 令和8年度砥部町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第3 議案第28号 令和8年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第29号 令和8年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 請願第1号 日本政府に非核三原則の堅持を求める請願
- 日程第6 同意第7号 砥部町農業委員会委員の任命について
- 日程第7 同意第8号 砥部町農業委員会委員の任命について
- 日程第8 同意第9号 砥部町農業委員会委員の任命について
- 日程第9 同意第10号 砥部町農業委員会委員の任命について
- 日程第10 同意第11号 砥部町農業委員会委員の任命について
- 日程第11 同意第12号 砥部町農業委員会委員の任命について
- 日程第12 同意第13号 砥部町農業委員会委員の任命について
- 日程第13 同意第14号 砥部町農業委員会委員の任命について
- 日程第14 同意第15号 砥部町農業委員会委員の任命について
- 日程第15 同意第16号 砥部町農業委員会委員の任命について
- 日程第16 同意第17号 砥部町農業委員会委員の任命について

日程第 17 同意第 18 号 砥部町農業委員会委員の任命について

日程第 18 同意第 19 号 砥部町農業委員会委員の任命について

日程第 19 同意第 20 号 砥部町農業委員会委員の任命について

日程第 20 議員派遣

追加日程第 1 発委第 2 号 日本政府に非核三原則の堅持を求める意見書提出について

・閉 会

令和 8 年第 2 回砥部町議会定例会

令和 8 年 6 月 19 日（金）

午前 9 時 30 分開議

○議長（東勝一） ただいまから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第 1 議案第 26 号 砥部町行政手続条例の一部改正について

（総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（東勝一） 日程第 1、議案第 26 号、砥部町行政手続条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。原田総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（原田公夫） 総務産業建設常任委員会に付託されました議案第 26 号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第 26 号については、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による行政手続法の一部改正に伴い、不利益処分に係る通知をインターネットによる閲覧等により確認できるようにするため、所要の改正を行うものです。審査において、委員から、これまで掲示場に掲示した事例はあるのかとの質問に対し、一番多いのは税の関係である。郵便物を送っても届かない場合などに掲示場へ掲示するとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第 26 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔全員起立〕

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第 26 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 2 議案第 27 号 令和 8 年度砥部町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 3 議案第 28 号 令和 8 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 4 議案第 29 号 令和 8 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

(所管常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(東勝一) 日程第2、議案第27号、令和8年度砥部町一般会計補正予算第2号から日程第4、議案第29号、令和8年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第1号までの3件を一括議題とします。委員長の報告を求めます。佐々木公博厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長(佐々木公博) 厚生文教常任委員会に付託されました補正予算3件について、審査の内容と結果を御報告申し上げます。議案第27号、令和8年度砥部町一般会計補正予算第2号のうち、当委員会所管の主なものは、麻生小学校放課後児童クラブ建設事業に関し、国庫補助金の増額に伴う、一般補助施設整備等事業債の減額、また、中央公民館体育館屋根改修事業及び広田教員住宅の解体事業に係る地方債の追加を行っています。民生費の社会福祉費関係では、高齢者生活福祉センターの浴槽用ろ過タンクが経年劣化しており、設備更新のための工事請負費211万2,000円を追加しています。また、児童福祉費関係では、麻生小学校放課後児童クラブ建設事業において、労務単価や資材価格の上昇等により、当初想定していた予算額を上回ったため、関係経費1,993万2,000円を追加しています。教育費の小学校費関係では、砥部小学校プールの経年劣化が進んでおり、今後の使用における判断材料とするため、専門家による劣化状況調査に係る委託料59万4,000円を追加しています。また、社会教育費関係では、坂村真民記念館の閉館に伴い、同記念館への寄附者全員に対し、閉館のお知らせを行うとともに、令和7年度に受領した寄附金について、返還を行うための関係経費920万5,000円を追加しています。審査において、委員から、児童クラブの設計費用について、2,000万円程度増額しているが、既存棟・新設棟の連結工事のため、法的な条件等により余分に経費がかかっているのではとの質問に対し、既存施設との法的な条件による費用は発生しておらず、増額部分には連結する渡り廊下と屋根の追加部分に係る費用、また、延べ床面積を当初の計画より約20平方メートル広げたことも含まれているとの説明がありました。また、砥部小学校プール劣化等の調査費について、委員から、プールの更新には多額の費用がかかる、現状から劣化調査や修繕は進めるべきだが、建て替えについては、民間委託なども検討に加え、慎重に検討いただきたいとの意見がありました。さらに、坂村真民記念館の閉館に伴う寄附金の返還について、委員から、閉館に伴い、令和7年度にいただいた寄附金を返還するとのことだが、それ以前にいただいた寄附金はどうなるのかとの質問があり、令和7度の寄附金については、基金に積立てを行っていないため、この部分に限り寄附者へ返還希望を確認し、希望された場合に返還を行うとの説明がありました。次に、議案第28号、令和8年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号は、事業勘定に45万2,000円追加しています。支出の主なものは、国民健康保険資格確認書等の年次更新時に、マイナ保険証の利用促進と高額療養費制度の見直しについてのリーフレット作成経費15万3,000円を追加しています。審査において、特に委員から質疑はありませんでした。次に議案第29号、令和8年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第1号は、保険事業勘定に148万6,000円追加しています。介護保険システムの改修費、介護支援専門員の資格を有する者を雇用するための人件費補正で、特に委員から質疑はありませんでした。よって、議案第27号、第28号及び第29号の3議案については、いずれも適正な補正と認められ、原案の

とおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（東勝一） 原田総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（原田公夫） 総務産業建設常任委員会に付託されました補正予算3件について、審査の内容と結果を御報告申し上げます。議案第27号、令和8年度砥部町一般会計補正予算第2号のうち、当委員会所管の主なものは、緊急自然災害防止対策事業及び公共事業等において地方債の追加を行っています。総務費の総務管理費関係では、集会所整備事業費補助金について、物価高騰による事業費の増加及び追加事業による増額の一方、助成金等の不採択による集会所新築工事の中止に伴い、1,966万9,000円を減額しています。また、砥部のりあいタクシーの運行区域について、令和8年10月1日から砥部町役場に限り、麻生区域や砥部区域からも区域を越えて運行可能となることから、周知のための案内チラシを作成するための関係経費として、7万円を追加しています。審査において、委員から、10月からの運行可能に伴うチラシの配布について、具体的にどのような方法で全戸配布するのか、また、自治会未加入などにより広報紙が届かない方への対応はとの質問に対し、広報とべ8月号で紙面による周知を行い、チラシは10月号の広報紙と一緒に全戸配布する予定であり、広報が届かない世帯への周知として、町ホームページに掲載するほか、従来どおりコンビニや公共施設、庁舎内にも広報紙を設置しているため、これらの対応についても周知を図っていききたいとの説明がありました。農林水産業費の農業費関係では、果実の供給能力を強化するため、生産基盤強化に要する経費の一部を助成するための果実供給力強化支援事業費等補助金488万4,000円を追加しています。審査において、委員から、補正予算は希望する農家全てが対象となっているのか、予算の都合で不採択になった事例はあるかとの質問に対し、農家から要望があった全ての整備について、今回の補正予算で補助できるようにしているとの説明がありました。土木費の道路橋りょう関係では、町が管理する道路照明施設について、電気代のコスト削減及び脱炭素化の推進を図るため、水銀灯からLED照明に更新するための工事請負費450万円を追加しています。また、都市計画費関係では、高尾田雨水排水対策事業について、設計業務完了に伴い、排水機場造成工事に着手するため、関係経費2億8,300万円を追加しています。審査において、委員から、道路照明灯のLEDへの更新について、対象となる場所は地元からの申し込みなのか、それとも担当者が決定するのかなどの質問に対し、道路照明灯は道路管理者の判断で設置している、基本的には交差点改良などの設計段階で検討に入るが、地元からの要望があった場合にも、町が現場を確認し、検討及び決定しているとの説明がありました。また、委員からは、高尾田雨水排水施設整備事業について、事業全体の完成は令和11年中を目指すとのことだが、今回の造成工事後に予定されている工事の内容と、それらを含めた総事業費はどれくらいの規模となるのかとの質問に対し、今年度は造成と水道管・消火栓移設等の付帯工事を実施する、令和9年度以降となる残りの期間で、機械設備用ポンプや電気設備の発注を予定している、総事業費は9億円を見込んでいるとの説明がありました。よって、議案第27号については、適正な補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終

わります。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論及び採決は1件ごとに行います。議案第27号、令和8年度砥部町一般会計補正予算第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

議案第27号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔全員起立〕

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第27号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第28号、令和8年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

議案第28号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔全員起立〕

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第28号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第29号、令和8年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

議案第29号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔全員起立〕

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第29号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 請願第1号 日本政府に非核三原則の堅持を求める請願
(総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（東勝一） 日程第5、請願第1号、日本政府に非核三原則の堅持を求める請願を議

題とします。委員長の報告を求めます。原田総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（原田公夫） 総務産業建設常任委員会に付託されました、請願第1号について、審査の結果を御報告申し上げます。本請願内容は、唯一の戦争被爆国である我が国は、「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則を国是として堅持していますが、近年、非核三原則の見直しや核共有論の動きが現れ、核兵器のない世界をと訴え続けている被爆者の願いを踏みにじり、核兵器の廃絶と恒久平和を希求する我が国の立場に反するものです。よって、国に対し、非核三原則を将来にわたり堅持し、日本が核兵器廃絶の先頭に立ち、主導的役割を果たすことを強く求めるため、政府及び関係機関に意見書の提出を求めるものです。協議において、委員からは、国の動向を注視しつつ、継続審査としたいとの意見や、現在、武器輸出の解禁や防衛費の増額が進んでおり、非核三原則のうち、特に「持ち込ませず」に関しても触れるような発言が出ている、数の力による危機感があり、地方議会からも早急に声を届けるべきだとの意見があり、採決の結果、請願第1号は、賛成多数で採択すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか、質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。請願第1号に対する委員長の報告は採択です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔全員起立〕

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、請願第1号は、採択とすることに決定しました。

~~~~~

|       |        |                   |
|-------|--------|-------------------|
| 日程第6  | 同意第7号  | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第7  | 同意第8号  | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第8  | 同意第9号  | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第9  | 同意第10号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第10 | 同意第11号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第11 | 同意第12号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第12 | 同意第13号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第13 | 同意第14号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第14 | 同意第15号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |

日程第 15 同意第 16 号 砥部町農業委員会委員の任命について  
日程第 16 同意第 17 号 砥部町農業委員会委員の任命について  
日程第 17 同意第 18 号 砥部町農業委員会委員の任命について  
日程第 18 同意第 19 号 砥部町農業委員会委員の任命について  
日程第 19 同意第 20 号 砥部町農業委員会委員の任命について

(説明・質疑・討論・採決)

○議長（東勝一） 日程第 6、同意第 7 号、砥部町農業委員会委員の任命についてから日程第 19、同意第 20 号、砥部町農業委員会委員の任命についてまでの 14 件を一括議題とします。提出者の説明を求めます。古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 同意第 7 号、砥部町農業委員会委員の任命について。同意第 7 号から同意第 20 号までを御準備ください。次の者を砥部町農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。令和 8 年 6 月 19 日提出、砥部町長古谷崇洋。住所、伊予郡砥部町拾町 203 番地、氏名、相原茂、生年月日、昭和 35 年 11 月 14 日。提案理由、農業委員の任期が、令和 8 年 7 月 19 日に満了することに伴い、その後任の委員を任命するため、提案するものでございます。ここからは、住所、氏名及び生年月日のみ報告をさせていただきます。同意第 8 号、砥部町農業委員会委員の任命について。伊予郡砥部町麻生 221 番地、田中祥三、昭和 29 年 9 月 23 日生まれ。同意第 9 号、砥部町農業委員会委員の任命について。伊予郡砥部町上原町 131 番地、高市徹、昭和 37 年 2 月 22 日生まれ。同意第 10 号、砥部町農業委員会委員の任命について。伊予郡砥部町七折 18 番地、入江健市、昭和 34 年 9 月 15 日生まれ。同意第 11 号、砥部町農業委員会委員の任命について。伊予郡砥部町宮内 367 番地、正岡英司、昭和 34 年 7 月 9 日生まれ。同意第 12 号、砥部町農業委員会委員の任命について。伊予郡砥部町町北川毛 1474 番地 8、向井浩之、昭和 35 年 2 月 27 日生まれ。同意第 13 号、砥部町農業委員会委員の任命について。伊予郡砥部町五本松 429 番地 1、篠原博明、昭和 23 年 5 月 27 日生まれ。同意第 14 号、砥部町農業委員会委員の任命について。伊予郡砥部町大南 1589 番地、久保徹、昭和 34 年 3 月 18 日生まれ。同意第 15 号、砥部町農業委員会委員の任命について。伊予郡砥部町町岩谷 99 番地 1、田中和樹、昭和 24 年 2 月 6 日生まれ。同意第 16 号、砥部町農業委員会委員の任命について。松山市森松町 1085 番地 1、富岡己義、昭和 28 年 6 月 21 日生まれ。同意第 17 号、砥部町農業委員会委員の任命について。伊予郡砥部町満穂 500 番地、相原雄一、昭和 53 年 9 月 8 日生まれ。同意第 18 号、砥部町農業委員会委員の任命について。伊予郡砥部町総津 824 番地 1、久保野伸一、昭和 37 年 12 月 15 日生まれ。同意第 19 号、砥部町農業委員会委員の任命について。伊予郡砥部町高市 1632 番地 2、松尾利勝、昭和 40 年 1 月 10 日生まれ。同意第 20 号、砥部町農業委員会委員の任命について。伊予郡砥部町宮内 1885 番地 76、渡部智磨子、昭和 28 年 1 月 28 日生まれ。以上 14 件につきまして、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論及び採決については、1件ごとに行います。同意第7号、砥部町農業委員会委員の任命について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。同意第7号の採決を行います。本件は、これに同意することに賛成の方は、御起立願います。

〔全員起立〕

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、同意第7号は、これに同意することに決定しました。同意第8号、砥部町農業委員会委員の任命について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一）

討論なしと認めます。同意第8号の採決を行います。本件は、これに同意することに賛成の方は、御起立願います。

〔全員起立〕

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、同意第8号は、これに同意することに決定しました。同意第9号、砥部町農業委員会委員の任命について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一）

討論なしと認めます。同意第9号の採決を行います。本件は、これに同意することに賛成の方は、御起立願います。

〔全員起立〕

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、同意第9号は、これに同意することに決定しました。同意第10号、砥部町農業委員会委員の任命について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。同意第10号の採決を行います。本件は、これに同意することに賛成の方は、御起立願います。

〔全員起立〕

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、同意第10号は、これに同意することに決定しました。同意第11号、砥部町農業委員会委員の任命について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一）

討論なしと認めます。同意第11号の採決を行います。本件は、これに同意することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、同意第 11 号は、これに同意することに決定しました。同意第 12 号、砥部町農業委員会委員の任命について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一）

討論なしと認めます。同意第 12 号の採決を行います。本件は、これに同意することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、同意第 12 号は、これに同意することに決定しました。同意第 13 号、砥部町農業委員会委員の任命について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一）

討論なしと認めます。同意第 13 号の採決を行います。本件は、これに同意することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、同意第 13 号は、これに同意することに決定しました。同意第 14 号、砥部町農業委員会委員の任命について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。同意第 14 号の採決を行います。本件は、これに同意することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、同意第 14 号は、これに同意することに決定しました。同意第 15 号、砥部町農業委員会委員の任命について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一）

討論なしと認めます。同意第 15 号の採決を行います。本件は、これに同意することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、同意第 15 号は、これに同意することに決定しました。同意第 16 号、砥部町農業委員会委員の任命について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一）

討論なしと認めます。同意第 16 号の採決を行います。本件は、これに同意することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、同意第 16 号は、これに同意することに決定しました。同意第 17 号、砥部町農業委員会委員の任命について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。同意第 17 号の採決を行います。本件は、これに同意することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、同意第 17 号は、これに同意することに決定しました。同意第 18 号、砥部町農業委員会委員の任命について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一）

討論なしと認めます。同意第 18 号の採決を行います。本件は、これに同意することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、同意第 18 号は、これに同意することに決定しました。同意第 19 号、砥部町農業委員会委員の任命について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一）

討論なしと認めます。同意第 19 号の採決を行います。本件は、これに同意することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、同意第 19 号は、これに同意することに決定しました。同意第 20 号、砥部町農業委員会委員の任命について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一）

討論なしと認めます。同意第 20 号の採決を行います。本件は、これに同意することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、同意第 20 号は、これに同意することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して、全員協議会を開催します。

午前 10 時 4 分 休憩  
午前 10 時 25 分 再開

~~~~~

日程第 20 議員派遣

○議長（東勝一） 再開します。日程第 20、議員派遣を議題とします。

お諮りします。8 月 4 日に A N A クラウンプラザホテル松山で開催される愛媛県町村議会議長会、令和 8 年度第 1 回町議会議員研修会に全議員を派遣したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

次に、団体からの要請等による議会とまちづくりを語る会の派遣期間、派遣場所、派遣議員等については、議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、ただいま申し上げましたとおり決定しました。

お諮りします。ただいま原田総務産業建設常任委員長から発委第 2 号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 として、議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、発委第 2 号を日程に追加し、追加日程第 1 として、議題とすることに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第 1 発委第 2 号 日本政府に非核三原則の堅持を求める意見書提出について (説明、質疑、討論、採決)

○議長（東勝一） 追加日程第 1、発委第 2 号、日本政府に非核三原則の堅持を求める意見書提出についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。原田総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（原田公夫） 発委第 2 号、砥部町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出いたします。令和 8 年 6 月 19 日 提出、砥部町議会議長東勝一様、提出者、総務産業建設常任委員会委員長原田公夫。提案理由でございますが、我が国は唯一の戦争被爆国であり、非核三原則を国是として堅持しております。これは、被爆者の願いのもと、核兵器廃絶と恒久平和を希求するものであり、日本原水爆被害者団体協議会のノーベル平和賞受賞等も踏まえ、政府が国是として非核三原則を堅持し、核兵器廃絶に向け、主導的役割を果たすよう強く求めるものでございます。なお、意見書及び提出先につきましては、お手元

に配付いたしましたとおりでございます。以上、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔全員起立〕

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、発委第2号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。各委員長より、閉会中の継続調査の申出がありましたので、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項につきましては所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については特別委員会にそれぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の議事日程は全て終了しました。会議を閉じます。町長、挨拶をお願いします。  
古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。議員の皆様には、11日から本日までの9日間にわたり、連日、終始熱心な御審議を賜り、全議案を御議決いただきましたことに対しまして、心から感謝を申し上げます。御議決いただきました補正予算の執行に当たりましては、高いコスト意識をもって臨み、費用対効果を最大限発揮できるよう、調査・研究を続けてまいります。また、今会期中、議員の皆様からいただいた御指摘・御指導は、今後の町政運営、行政事務遂行に生かしてまいりますので、引き続き御指導賜りますようお願い申し上げます。さて、気象庁によりますと、今年の夏は非常に厳しい猛暑が予想されております。また、本格的な梅雨シーズンを迎え、近年の気候変動に伴う線状降水帯の発生や、局地的な集中豪雨、台風の接近など、一瞬の油断も許されない出水期を迎えております。町といたしましては、町民の皆様様の生命と財産を守るため、防災・減災対策の点検と強化に万全を期してまいります。それと同時に、これからの厳しい暑さに備え、高齢者の皆様をはじめとする町民の命を守るための熱中症対策や、きめ細やかな健康管理の呼びかけにも注力してまいります。議員の皆様におかれましては、これから迎える本格的な暑さにくれぐれも御留意いただき、今後とも町政発展のため、なお一層の御指導と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

ました。

○議長（東勝一） 以上をもって、令和8年第2回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時31分

地方自治法第 123 条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長      東                  勝      一

砥部町議会議員      佐      野      沙      知

砥部町議会議員      高      橋      久      美